

目 次

第1号（6月7日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	5
諸報告	6
承認第3号	12
承認第4号	17
議案第23号	20
議案第24号	23
議案第25号	28
議案第26号	29
議案第27号	33
議案第28号	35
散 会	39

第2号（6月10日）

議事日程	41
本日の会議に付した事件	42
出席議員	43
欠席議員	43
事務局職員出席者	43
説明のため出席した者の職氏名	43
開 議	44

一般質問	4 4	
1 番	松本 照行君	4 4
4 番	平田 康雄君	5 5
10 番	白根 美穂君	6 6
6 番	安丸眞一郎君	7 2
散会	8 4

第3号（6月11日）

議事日程	8 5	
本日の会議に付した事件	8 6	
出席議員	8 7	
欠席議員	8 7	
事務局職員出席者	8 7	
説明のため出席した者の職氏名	8 7	
開議	8 8	
一般質問	8 8	
11 番	野瀬 繁隆君	8 8
5 番	實藤 量徳君	1 0 4
7 番	平山 賢治君	1 1 0
9 番	大石 純君	1 2 8
散会	1 4 0

第4号（6月14日）

議事日程	1 4 1
本日の会議に付した事件	1 4 2
出席議員	1 4 3
欠席議員	1 4 3
事務局職員出席者	1 4 3
説明のため出席した者の職氏名	1 4 3
開議	1 4 4
諸報告	1 4 4
承認第3号	1 4 4

承認第4号	145
議案第23号	146
議案第24号	148
議案第25号	150
議案第26号	151
議案第27号	153
議案第28号	161
議案第29号	162
閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）	167
閉　　会	167
署　　名	168

大刀洗町告示第27号

令和6年第4回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年5月24日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和6年6月7日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

松本 照行	古賀 世章
中村 龍博	平田 康雄
實藤 量徳	安丸眞一郎
平山 賢治	河野 政之
大石 純	白根 美穂
野瀬 繁隆	高橋 直也

○応招しなかった議員

令和6年 第4回 大刀洗町議会定例会議録（第1日）
令和6年6月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年6月7日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

（1）議長の報告

①検査結果の報告

②令和6年度町村議会議長・副議長研修会の報告

③委員会所管事務調査の報告

④報告第2号 令和5年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑤報告第3号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

⑥報告第4号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑦報告第5号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑧報告第6号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

（2）町長の報告（あいさつ）

日程第4 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第5 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第6 議案第23号 大刀洗町就業改善センター大規模改修工事の請負契約の締結について

日程第7 議案第24号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

日程第8 議案第25号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

日程第9 議案第26号 本郷地区琵琶ため池浚渫工事の請負契約の締結について

日程第10 議案第27号 プリンタ購入契約の締結について

日程第11 議案第28号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②令和6年度町村議会議長・副議長研修会の報告

③委員会所管事務調査の報告

④報告第2号 令和5年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑤報告第3号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

⑥報告第4号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑦報告第5号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑧報告第6号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第5 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第6 議案第23号 大刀洗町就業改善センターハイテク改修工事の請負契約の締結について

日程第7 議案第24号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

日程第8 議案第25号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

日程第9 議案第26号 本郷地区琵琶ため池浚渫工事の請負契約の締結について

日程第10 議案第27号 プリンタ購入契約の締結について

日程第11 議案第28号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

出席議員 (12名)

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	松元 治美
税務課長	田中 豊和	福祉課長	矢野 智行
地域振興課長	村田 まみ	産業課長	矢永 孝治
建設課長	棚町 瑞樹	子ども課長	平田 栄一
健康課長	早川 正一	生涯学習課長	佐々木大輔
会計課長	山田 恭恵	住民課長	案納 明枝
財政係長	福岡 信義	人事法制係長	辻 孝将

開会 開議午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

現在の出席議員は12名です。

ただいまから、令和6年第4回大刀洗町議会定例会を開催いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 直也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番、平山賢治議員、8番、河野政之議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋 直也） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

令和6年第4回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を御報告いたします。

委員会は令和6年5月31日金曜日午前9時30分から協議会室において開催しました。出席委員は5名です。高橋議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て協議をいたしております。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

本定例会の会期は、令和6年6月7日金曜日から14日金曜日までの8日間と決定いたしました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日、6月7日は本会議を開催し、日程に従いまして順次、議案の上程及び審議をしていただきます。

また、本会議散会後、全員協議会を開催いたします。

8日土曜日、9日日曜日は休会といたします。

10日月曜日、11日火曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。10日は通告1番から

4番までの4名、翌11日は通告5番から8番までの4名といたします。

12日水曜日、13日木曜日は休会といたします。なお、12日水曜日は全員協議会を開催し、上程議案に対する自由討議を行います。

14日金曜日は本会議を再開し、議案審議をさせていただきます。

以上が、本定例会の会期及び会期日程です。当議会の円滑な議会運営ができますようお願いいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（高橋 直也） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月14日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。

これまでに1件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いにすることにしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和6年2月末日分、3月末日分の月例出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付しております。

次に、令和6年度町村議會議長・副議長研修会の報告を行います。野瀬繁隆副議長、登壇して報告をお願いいたします。野瀬副議長。

○副議長（野瀬 繁隆） 改めまして、おはようございます。副議長の野瀬繁隆でございます。

先月の5月21日、令和6年度全国町村議會議長・副議長研修会が、東京丸の内の東京国際フォーラムで開催され、高橋議長と参加をいたしましたので、その概要について私のほうから報告をさせていただきます。

今回の講師の方々は、大正大学地域創生学部教授、江藤俊昭氏、晴海パートナーズ法律事務所弁護士、帖佐直美氏、慶應義塾大学法学部教授、谷口尚子氏の3名の方より講演を行っていただきました。

まず、大正大学江藤教授の講演内容は、「議員の成り手不足は「住民自治の危機」：その打開の道を探る」というテーマで行われ、町村議會議員の成り手不足の現状、原因、それから対策及

び女性議員を増やすための対策など、議会、町村、県、国が取り組むべきことなどについての講演があったところでございます。

次に、帖佐弁護士の講演内容は、「ハラスメント—自治体職員が注意すべきポイント—」をテーマで行われ、自治体職員に求められる自覚や具体的なハラスメントの事例を紹介しながら、法的解釈などについての内容で講演を頂きました。

最後は、慶應義塾大学谷口教授の講演内容についてでございますけれども、「将来の地方議会を担うのは誰か?」をテーマに行われまして、若者、女性、勤労者が参画する地方議会の実現のために、地方議会の制度や仕組みの改革、多様な議員の参入障壁となる様々なハラスメントの防止など、議会の信頼の向上による議会内の意識改革などについて講演が行われたところでございます。

結びでございますが、今回の研修会での内容を議会活動の活性化に役立ててまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単ではございますけど、私からの報告を終わらさせていただきます。

○議長（高橋 直也） 次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告を願います。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） おはようございます。総務文教厚生委員会委員長の松本照行でございます。

閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告をいたします。

当委員会は、4月の8日、建設経済委員会と合同で、議長を含む全議員で、本郷校区に残る佐々木家住宅及び連続する三原城址を視察いたしました。

御承知のように、令和6年度の予算委員会及び定例会で提案のあった用地買収については、結果否決となりましたが、まずは、議員がきっちりと現地を把握する必要が重要であることから、その認識から視察したものでございます。そして、本郷地区の中央部にある貴重な土地、将来どういうふうに残していくのか、町にとって今後重要な課題であると再認識したものでございます。

次に、5月の27日、全委員5名の出席の下、総務文教厚生委員会を開催いたしました。

議題といたしましては、ふるさと応援寄附事業と地域ブランド推進事業の現状等について、地域振興課長等を説明員として所管事務調査を実施いたしました。

まず、ふるさと応援寄附事業につきましては、大刀洗町の貴重な財源として、令和5年度におきましては約11億6,800万の寄附を頂いております。経費等を差し引いた約50%が、町の事業に組み入れられている状況です。

そこで、所管事務調査におきましては、ふるさと応援寄附事業の基本的な仕組み、返礼品の内容、基金の状況について、詳細に説明を受けたところであります。特に、寄附金の使い方に注目

して、この制度自体がいつまで続くのか判断できない状況下において、現在のふるさと応援寄附金を、経常経費や将来の多額な維持管理を伴う投資的経費に充て込んでいくことは好ましいことでないと考えられます。

また、令和4年度までの基金20億円余は、子育て応援、教育環境の充実等、寄附者の意向に沿った形での活用が必要であることから、特別支援事業の充実のための費用や18歳までの医療費の無料化の費用、さらには、目に見える事業として、公園の遊具などの改修とかに充当しているとの説明を受けたところでございますが、特に、ソフト面でのこのような町独自事業は、将来にわたって事業を継続していく必要がございます。そのため、長期にわたる財源として、基金の使途を厳選しながら、大切に活用していく必要があると考えております。

次に、地域ブランド事業についてです。

地域ブランド推進事業は、観光、文化、特産品等をブランド化することで、産業の促進や地域間競争力の向上などを目的として取り組まれている事業です。その中から、特に、代表的な大刀洗マルシェかてと国内外におけるPR事業について説明を受けております。

大刀洗マルシェかてでは、平成22年度、町の直営ということで、移動市場さくら市場として発足しており、現在では、大刀洗マルシェかてとして福岡、甘木、久留米、そして鳥栖などで展開し、農産物、手芸品などを通じて町のPRを行っている事業でもございます。そのことが生産する人々の生きがいづくりであったり、経済へのつながり、町の活性化へと発展してきている状況にあります。

また、海外PR活動についても、香港をメインとして、大刀洗への知名度、そして、評価を高めていっていますが、現実的には、人と人との結びつきがあつて初めて成り立つものと考えられることから、スパンの長い取組を要する事業と言えます。これから先も大刀洗ブランドが国内外に様々な形で知られていくことは、プラスになってもマイナスになることにはならないと確信しています。

なお、所管事務調査の後に、少し時間を取って振り返りを行いました。その中で、行政が主導するこれらの事業においては、出品等に関し、公平性をきちんと確保する必要があるとの意見がございました。

以上で閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告を願います。

○建設経済委員長（古賀 世章） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会委員長の古賀世章でございます。

私からは、閉会中の所管事務に関する調査などにつきまして御報告を申し上げます。

去る令和6年5月の14日の9時半から、協議会室におきまして建設経済委員会を開催いたし

ました。出席委員は全委員及び、関係課長にお願いをいたしましてこれを開いたわけでございまして、一つは、大刀洗町の水防計画について、そして2つ目が、ため池のしゅんせつ事業について、これらを議題といたしまして、説明を受け、審議を行ったということでございます。

まず、防災についてでございますが、令和6年度の水防計画につきまして、出水期を前に、重要水防箇所の豪雨対策や越水、それから漏水、危険箇所の事前調査実施など、多くの御意見が出されたところでございます。

また、ダム放流時の情報伝達方法といたしまして、現在は、目的別にサイレンで対応をしておりますが、これは聞き分けが非常に厳しいという住民からの苦情もございまして、KBCラジオのdボタンや防災ラジオなどで情報発信なども検討していただきたいというような御意見も出たところでございます。

また、町の災害対策本部と地域の自主防災組織の連携がなかなかうまくいっていないと。ぜひここは強化していただきたいというような御意見もあり、実情に応じた見直しや、あるいは、対応が必要だというふうに感じたところでございます。

次に、ため池しゅんせつ工事につきましてでございますが、令和5年度のしゅんせつ工事の報告並びに6年度の工事予定について説明を受けまして、審議を行った次第でございます。

令和4年度から実施しております町内防災重点ため池のしゅんせつ工事事業全体の効果の検証、それから、耐震調査の結果を受けての今後の対応状況などにつきまして、数多くの御意見が出されたという状況でございます。

その後、しゅんせつ工事が完了しております下高橋区の中島ため池と、本年度工事予定の甲条十三塚ため池を視察いたしました。

中島ため池では、この2年にわたるしゅんせつで、池の底が見違えるほど深く、また、形状もすり鉢状になっておりまして、地元行政区のため池管理との組み合わせなどで、今後の豪雨などにも十分耐え得るのではないかというふうに判断をした次第でございます。

また、本年度予定の十三塚ため池では、ホテイアオイ、水草が大量に繁茂しております、昨年度の反省を生かし、水草の除去としゅんせつ工事は別々に実施するということで、これはきちんと昨年の反省が生かされているものだというふうに判断したところでございます。

今後も防災・減災対策や農村環境整備などを含めまして、所管事務に関わる調査や研究を進めてまいります所存でございます。

以上、簡単ではございますが、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） 広報委員長の平山でございます。

委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について。

182号は、2月28日の広報委員会のほか、4回の編集会議を開き、作業日も挟みながら編集・校正を行いました。4月26日に発行しております。行政各位には、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力頂き、感謝申し上げます。

次号183号の発行につきましては、去る6月6日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。7月26日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中18件の記事を更新しております。内容は、本会議や委員会活動に関する事項、議会モニターさんとの懇談、議会報告会、視察受入れ、その他であります。

また、ただいまホームページのリニューアルに向け、先進地の議会ホームページ運営やメディアミックスについて研究を進めているところでございます。

また、これまで視察受入れの案内や顔写真・決意入りの議員紹介など、できるところからコンテンツの充実を進めております。

3、その他議会の広報に関する活動。

1、視察受入れは、4・5月に3件を受け入れました。柳川市議会、岡垣町議会、広川町議会。近年、県内や隣接する県の議会からのお越しが増えたことは、お近くの議会からの信頼を頂けるようになったあかしではないかと、一同喜んでおります。

また、4月18日に宇和島市議会からの視察を受け入れる予定でしたが、その前夜に発生した豊後水道を震源とする地震により、残念ながらお会いすることができませんでした。被災に心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

今後、夏から秋にかけても、既に7件の視察をお申込みを受けております。他議会の皆さんと意見交換できることが、私たちの活動の力にもなります。全国の皆さんとお会いできることを楽しみしております。

その他の2点目。第14回議会報告会並びに6月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会運営委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

閉会中の所管事務調査等の報告を行います。

まず初めに、令和6年3月28日本曜日午後7時から、議会モニターさんと議員全員との意見交換会を実施しております。5期目のモニターさんは令和4年4月から2年間の任期で就任して

いただきしており、今回の意見交換会が最後となりました。これまで多くの御意見を頂き、感謝を申し上げたいと思います。

令和6年4月からは、再任2名を含む8名の方に6期目のモニターに就任いただいたところです。6月定例会後の意見交換会は、6月21日金曜日に予定をしているところです。

次に、第14回議会報告会を開催しましたので、御報告申し上げたいと思います。

報告会は、5月17日金曜日午後7時から南部コミュニティーセンター、翌18日土曜日は午後2時から就業改善センター、28日火曜日は午後7時から本郷ふれあいセンター、翌29日水曜日は午後7時から憩いの園大堰交流センターの4会場で開催をしました。合計で113名の方々に御参加を頂き、多くの御意見を頂いたところです。

今回の報告会は、班別での意見交換をするに当たり、3つのトークテーマを設定したところです。1点目が消防防災道路・河川整備について、2点目がごみ・環境について、3点目が議員報酬・政務活動費について、以上3つのトークテーマを選定し、参加者から御意見を頂いたところです。

今回の報告会で頂いた御意見や御要望などについては、6月定例会終了後に所管の委員会に振り分けをし、7月から8月にかけて担当の委員会で対応を調査・協議を行って、9月に議会としての回答をまとめ、議会だよりやホームページなどで公表をする予定にしております。また、報告会で出された御意見などの全文と議会からの重点要望を、町長に提出することにしておるところです。報告会に御参加頂いた皆様に、この場を借りて、改めて感謝申し上げたいと思います。

以上、簡単ですが、委員会報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

次に、報告第2号令和5年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第4号株式会社たちあらいの経営状況の報告について、報告第5号大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について、報告第6号大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について、以上5件につきましては、それぞれ報告書の提出がありましたので、お手元に配付をしております。

なお、報告書の内容については、本日の本会議散会後に全員協議会を開き、説明を求めるとしております。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第4回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御

多用中にもかかわりませず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

大刀洗町議会では、先ほど御報告がありましたとおり、先月、4校区において14回目となる議会報告会を開催され、113名の住民の皆様が参加されたと伺ってございます。住民との対話を大切にする議会の取組に対し、改めて敬意を表します。

さて、福岡管区気象台は、先月21日、3か月予報を発表し、九州北部地方の降水量は、前線や湿った空気の影響を受けやすいため、平年並みが多い見込みと発表してございます。近年、地球温暖化の影響で、局地的な集中豪雨などによる災害が日本各地を襲っており、大刀洗町では昨年までの7年間で、一昨年を除き、毎年浸水被害に見舞われております。このため、大刀洗町では、昨年4月から防災行政無線の運用を開始し、避難所機能を強化した中央公民館をリニューアルしたほか、昨年度は、消防団第1分団と第4分団の車庫の新築工事に取り組んできたところでございます。

また、4月28日には、三井消防署の御指導の下、大刀洗町消防団と町職員合同で大雨に備えた水防訓練を実施したほか、今月12日には、小石原川左岸の7行政区に対し、水害に対する避難指示等の説明会を開催することとしてございます。

今後とも住民の皆様の安全、安心の確保のため、より一層の防災力の向上に努めてまいります。

また、4月26日には、運動公園の複合遊具が完成し、5月13日には、全ての子供と家庭への相談体制の強化のため、新たにこども家庭センターを開設したところであり、今後、併設いたしますこども自立サポートセンターで、不登校やひきこもりの子供の居場所づくりを支援をしてまいります。

さて、今議会には、一般会計繰越明許費繰越計算書など報告が5件、専決処分事項の承認が2件、重要な契約等の締結が4件、財産の取得が1件、一般会計補正予算1件を提案してございます。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議頂きまして、最後には御承認を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

○議長（高橋 直也） 日程第4、承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） おはようございます。税務課の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

地方税法等の一部改正に伴い、大刀洗町税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものである。

これが、この承認案を提出する理由でございます。

次のページをご覧ください。

専決処分書でございまして、令和6年4月1日付で大刀洗町税条例の一部を改正する条例を専決処分しております。

議案書12ページからご覧ください。議案書12ページになります。

新旧対照表になります。右側が旧で、左側が新、改正後となりまして、新旧対照表を用いまして、主な改正点につきまして御説明させていただきます。

まず、12ページ、条例第34条の7第1項の改正についてでございますけれども、こちらにつきましては、公益信託の見直しに伴いまして、所得税法の規定が見直されることにより、文言を修正するものでございます。

次に、13ページ、第51条、下のほうですね。第51条の改正につきましては、町民税について、15ページをお開きください。15ページの第71条の改正につきましては、固定資産税について、15ページの一番下になりますけれども、第119条の3の改正につきましては、特別土地保有税につきまして、それぞれただし書きを追加しまして、町民税、固定資産税、特別土地保有税について、職権による減免を可能とする規定を定めるものでございます。

続いて、附則の改正になります。

16ページをお開きください。

附則第4条の2を削る改正につきましては、公益法人等に係る町民税の課税の特例に関する現在の規定が、課税標準の計算を定めるものであるということから、条例の性格を踏まえ、削除するというふうにされたことによるものでございます。

17ページ、附則第7条の5から26ページをお開きください。

26ページの一番上になりますけれども、附則第7条の8までの4つの条文の追加につきまし

ては、令和6年度、本年度ですね、に実施されます個人住民税の特別税額控除に係る規定を新たに新設するものでございます。

26ページの附則第8条の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、先ほど附則第7条の5から附則第7条の8までを新たに追加したことに伴いまして、参照する条にずれが生じるため、そのズレを解消するための改正でございます。

また、法律の改正に合わせまして、特別税額控除の算定に用いる所得割の額が特例後の額となるよう、読替規定を追加するものでございます。

27ページでございます。27ページ、附則第10条の2の改正でございますけれども、こちらは、主なものといたしまして、法律の改正により、参照する項番号にズレが生じるため改正をするものでございます。

また、今回新たに、第14項ですね。27ページですけども、第14項として、特定バイオマス発電設備について、28ページをご覧ください。28ページの一番上になりますけれども、第24項として、都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した一体型滞在快適性等向上施設について、当該固定資産に係る固定資産税の税額の軽減措置の特例について、規定を新たに追加するものでございます。

同じく28ページですけれども、附則第10条の3の改正につきましては、新たに第3項を追加いたしまして、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合においても、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用することができるとして規定を整備するものでございます。

また、この第3項の追加によりまして、第3項以下の項番号を繰り下げ、繰下げ後の第9項から第14項までにつきましては、施行規則の改正による項番号のズレを修正しております。

次に、31ページをご覧ください。附則第11条の改正でございますけれども、こちらは、法律の改正に合わせて、見出しのほうの部分を改正するものでございます。

同じく31ページ、附則第11条の2の改正でございます。こちらは、土地の価格の特例について、「令和4年度分または令和5年度分」であったものを、「令和7年度分または令和8年度分」に改めるものでございます。

31ページの下のほうですけれども、附則第12条及び34ページをお開きください。

34ページの附則第13条の改正でございますけれども、こちらは、法律の改正に合わせて、宅地及び農地の固定資産税の特例について、令和3年度から令和5年度までであったものを、令和6年度から令和8年度まで適用させることとするものでございます。

同じく34ページの下ですね。附則第15条の改正でございます。こちらは、特別土地保有税の課税の特例を定める規定でございまして、法律の改正に合わせて文言を改めております。ただ

し、この土地特別保有税につきましては、平成15年度以降、当分の間、課税されないということが附則第14条2で規定しております。

35ページをご覧ください。下のほうになりますけれども、附則第16条の3から、37ページをお開きください。37ページの附則第20条までの改正につきましては、特別税額控除の実施に伴いまして、各所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を、特別税額控除の対象となります所得割の額に含める読替規定を追加するものでございます。

38ページをお開きください。中ほどになりますけれども、附則第20条の2の改正は、特例適用利子等及び特例適用配当等について、39ページの附則第20条の3の改正につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等について、それぞれ特別税額控除の実施に伴いまして、各利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を、特別税額控除の対象となる所得割の額に含める読替規定を追加するものでございます。

それでは、議案書10ページにお戻りください。議案書10ページでございます。

附則でございます。第1条、この条例は令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するといたしまして、各施行期日を定めております。

第2条、第3条におきましては、それぞれ町民税に関する経過措置、固定資産税に関する経過措置について定めております。

以上、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 11番、野瀬でございます。

17ページから、何ページかはちょっと分かりませんけど、いわゆるこれは、令和6年度分の個人の町民税とか、町民税の特例税額控除という表現をしてあります。これは定額減税、よく普通に言われています定額減税のことではないかなというふうに思うんですが、例えば、所得税が3万円だったですかね。1人3万円、そして地方税、いわゆる住民税が1万円ということでちょっと理解しているんですが、ちょっとまず、私が間違えとったら困りますので、そこをちょっと質問を、まず確認をしておきます。

○議長（高橋 直也） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） 野瀬副議長の御質問にお答えいたします。

副議長が言われましたように、これは特別税額控除、定額減税に関する規定でございます。所得税のほうでは、納税者及び扶養親族1人につき3万円の控除ですけれども、こちら町の税条例のほうでは、個人町民税の所得割から1万円を減額するという規定を定めているものでございます。こちらにつきましても、納税者及び配偶者及び扶養親族1人につき1万円の控除という形に

なっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 6年度予算をつくって、当然収入として住民税が上がってきているわけでございますけれども、1人1万円の税を減税するということになれば、減収になると思うんですよね。だから、その減収について何らか、例えば、国が、これ国策だと思うんですけど、国が補填をするような形になっているのか。その補填の仕方が、例えば、普通交付税に上乗せするのか、いわゆる特例交付金みたいな形でするのか、そこら辺が分かればちょっとお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 財政係の福岡でございます。

野瀬副議長の御質問の件になりますけれども、本年度の当初予算のほうで、地方特例交付金という形で減収見込み分を計上しておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 分かりました。当初から予算計上してあるということで、ちょっと私が見落としとったのかも分かりません。申し訳ありません。

それと、もう一点だけちょっと確認しておきたいのは、これのいわゆる作業ですね。非常に税務課は忙しい思いをされたんではないかなというふうに思います。例えば、それに要する人件費まではちょっとあれですけど、システムの改良なんかが伴えば、当然そのシステム改修費等についても、そういう何らかの補填があるのかどうかということを、もう一点だけちょっと確認しておきたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 野瀬副議長の御質問の件で、システム改修に要する経費ということでございますけれども、一応国のほうからもQ&Aのほうで示されておるんですけども、物価高騰対応の地方創生臨時交付金で、定額減税に関わるシステム改修も一定程度その後の調整給付、要は、減税しきれなかった方に対してお渡しする分については、対象と認められるというような見解が出されておりますので、こちらについては、6年度のほうに給付の実績、あるいは事務費の実績も含めて、国のほうへ請求していくという形で考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 例えば、今の答えは、それはちょっと自分たちでやってよという

ようなことなのかなと思うんですが、もう一点だけ。申し訳ありません。今、先ほど、所得税を減税しますと。3万円減税されるんですけど、当然国としては税収が減るということになるわけですね。所得税の主な収入、それを主な原資にしているのは、いわゆる普通交付税だろうと思うんですよね。ですから、それに伴って普通交付税も何か減るのかなと心配したりするんですが、そこら辺は別に何か考え方示されているのかどうかだけをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 定額減税が実施されることでの普通交付税が減るのかという御質問かと思います。これは、令和6年、毎年年始め頃に、地方財政計画というものが国のほうから示されてございます。今、地方交付税の総額自体につきましては、令和5年度とほぼ同じ額を維持するというような形の計画を組んでいるというふうに、資料のほうでは読んでおるところでございます。ですので、今のところは、5年度と同じ額での交付税を見込んでいるところでございます。
以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 多分所得税とか、そういう住民税まで減税するということで、非常な事務量だったんだろうと思うんですよね。この条文だけ見ても非常に大変な作業量だったような気がいたします。要は、いわゆるそれによって、地方財政が非常に厳しい中で、ますます厳しくなるということがないように、ぜひいろんなことがあれば手当というか、減らないようにしていただきたいということをお願い申し上げて、今回の質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑のある方おられませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第5. 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

○議長（高橋 直也） 日程第5、承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。

承認第4号について提案理由及び内容について御説明をさせていただきます。

承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものである。

これが、この承認案を提出する理由でございます。

1ページめくっていただきまして、専決処分書をつけております。令和6年4月1日付で、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分をしておるところでございます。

続いて、内容の説明をさせていただきます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の改正により、後期高齢者支援金等課税限度額が24万円に引き上げられたことに伴いまして、条例の第2条第3項中及び第23条第1項中の後期高齢者支援金課税限度額を「22万円」から「24万円」に改めております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

また、条例第23条第1項第2号におきましては、国保税の5割軽減算定基準時の金額を「29万円」から「29万5,000円」に、第3号におきましては、2割軽減算定時の金額「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、低・中所得者の負担を軽減するものでございます。

2ページをご覧ください。

附則でございます。

施行期日。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

適用区分。この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質問いたします。この改定による被保険者への影響は、どのようにお考え、算定なさっているでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

現在の令和6年度の課税額については、今、計算中でございますので、令和5年度の課税額で試算をいたしますと、年間37万円の健康保険税の増加が見込まれます。また、限度超過世帯につきましては、令和5年度は23世帯ございましたが、この改正によりまして、8世帯の減少により15世帯というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これは毎年申し上げているんですが、先ほどの条例ですね。地方税の条例、それから、国保の上限や減額に関する条例は、国のシステム上、議会の議決を経ずに専決処分をせざるを得ないということで、毎年6月議会に上がってきております。しかし、近代民主主義の下では、税額をどうするのかと。特にこれに当たっては、増税があるわけですよね。これを議会の議決を経ずに処分してしまうということがやっぱりどうなのかということは、厳しく問われないといけないと思います。

そこで、国保については臨時議会等、それから、間に合う議会では6月議会の初日等で議決を頂くような自治体ですね、築後地区においても。それからまた、3月末なり、4月初旬の早い時期にもう定例の臨時議会を招集して、速やかに承認を得る、あるいは、その時点で国保の議決を経るということも可能ではないかということを申し上げてきました。それについては、全くそういうことは検討しないというお答えではなかったと思うんですけど、その辺については今後いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。執行部、答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、臨時議会等で専決処分については承認を求める自治体もございます。ただし、当町におきましても、6月議会までに臨時議会を開くような事項がございましたら、そのときに、この専決処分についても承認を頂く議案を提出するように用意をしているところでございます。

なお、近隣におきましては、6月で報告をするところ、近隣では小郡市、筑前町、朝倉市、うきは市も同様に6月議会で報告をするようになっておるところでございます。また、先ほどおっしゃったように、3月議会で国保税の国保料の改正をするところもございますが、そちらは国保料というところでしている市町村ではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 国保税については3月31日の専決ではなく、いわゆる課税までの早い時期に議決を探るというのは、確かに北筑後ではこういう当町と似た事例があるんですが、

県南においては議決を経るという事例もあるようでございますので、その点については、町長さんのほうでこういった政治判断ということも可能だと思いますけど、町長さん、その辺いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

こういう法改正、法令の改正に伴って年度末にばたばたとするような条例改正につきましては、まず、正確な法改正の内容等を、どの時期に自治体のほうにきちんと下りてくるのかというところもございまして、そういうのがあって、間違いないようにということで、今のような取扱いをしてきたというふうに理解してございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 議案第23号 大刀洗町就業改善センター大規模改修工事の請負契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第23号大刀洗町就業改善センター大規模改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課、村田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第23号について御説明いたします。

議案第23号大刀洗町就業改善センター大規模改修工事の請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

工事名につきましては、大刀洗町就業改善センター大規模改修工事。

工事箇所は、福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1711番地3。

工期については、議会の議決を得た日から令和6年12月16日まで。

契約金額は、5,519万8,000円、消費税及び地方交付税の額は501万8,000円となっております。

契約の相手方は、福岡県久留米市にあります株式会社栗木工務店でございます。

提案理由としましては、大刀洗町就業改善センター大規模改修工事を実施するため、条件付一

般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

では、次のページをお開きください。

入札結果及び契約結果表でございます。

大きな4番、ご覧ください。工事の概要につきましては、長寿命化改修工事となっております。

5番、予定価格でございます。消費税込み価格で6,000万5,000円。税抜きの入札書比較価格は5,455万円となっております。設計金額が5,000万円以上の建設工事となるため、大刀洗町条件付一般競争入札施行実施要綱に基づき、入札制度審議審査会で審査した結果、入札方法を条件付一般競争入札としております。

入札条件としましては、経審総合評定値950点以上で、福岡県久留米県土整備事務所管内に本社・支店・営業所を有することなどの条件を付しております。

また、大刀洗町公共工事の発注方針及び入札手続の運用により、6の最低制限価格を設けており、最低制限価格につきましては、税込み5,519万8,000円、税抜きの入札書比較価格は5,018万円となっております。

8番の入札年月日ですが、まず、令和6年4月26日に公告を行いまして、4業者より入札参加申請の提出があつております。その後、審査を行い、全ての業者の参加資格が確認できましたので、令和6年5月21日に入札を実施しております。

9番の入札結果ですが、即日開札の結果、入札事業者2番の株式会社栗木工務店が、税抜き額5,018万円で落札をしております。

次のページをお開きください。

工事請負仮契約書を添付しております。

3ページをご覧ください。

上から3行目でございまして、令和6年5月24日に仮契約を締結しております。本議会で議決を頂きました後に、この契約書を本契約としたいと考えております。

最終ページをご覧ください。

今回工事の箇所でございますけれども、主に、就業改善センターの長寿命化に関する壁・床・天井の改修となっております。あと、主なものとしては、娯楽室の洋室化、生活改善実習室のドライ化、事務所の拡張となっております。

以上で、説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 御質問いたします。一般競争入札ということで、従来ですと、ずつ

と指名競争入札が続いてきたカテゴリーだろうかと思いますが、議会の提言も踏まえまして、近年、入札制度の改善を図っていただいているということについては、大いに評価申し上げたいと思います。

一方で、ちょっと入札結果を見ておりますと、一般競争入札にもかかわらず、やっぱり1社が辞退なさっていたり、あと、2社が予定価格で入札なさっていたりということで、あまり競争が行われていないようにもお見受けするんですけど、この条件付一般競争入札で入札なさった結果につきまして、行政側の所感といいますか、また、今後、この入札結果を踏まえて、何か改善を図っていくとか、その辺がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

今回、制限付一般競争入札ということで入札をさせていただいておりますが、議員御指摘のとおり、4社から申出があり、1社が辞退があったと。これは、昨今の物価上昇等に伴いまして、やっぱりどうしても資材等の確保が難しいとか、あるいは、こちらが積算時点での積算した価格では折り合いがつかないとかいう判断もあって、辞退をされたものだろうと思ってございます。

こういう入札制度については、やっぱり不断の見直しが必要だと思っておりますので、どういう入札方法がいいのかについては、そういう入札制度の審査会等で審議をしてまいりたいと考えてございます。いずれにしましても、今の制限付一般競争入札と、また、従来の指名競争入札に戻すということは、今のところは考えてございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町の公共施設、特に校区センター、学校等の改修に当たっては、以前は最低制限価格を設定しておらなかったため、一時期は予定価格の6割を切るような、50%台で受注されるような工事もありまして、工事の確実性、安全性について大いに議会としても心配したことがございました。この点、今回、最低制限価格というところを引いておりますから、極端な低入札ということはないということですが、あくまで町民が、町内外の方がお使いになる施設ですので、今後とも工事が仕様に基づいて適切に実施されるように、また、いわゆる下請の方への賃金や工事等の支払いが適切に法に基づいて実施されるように、町としても十分監視していただきたいと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおりではないかと思ってございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で10時55分より議事を再開いたします。

休憩 午前10時41分

.....

再開 午前10時55分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

----- · ----- · -----

日程第7. 議案第24号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第24号甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 産業課の矢永でございます。よろしくお願ひします。

それでは、議案第24号について御説明いたします。

議案第24号甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

1の工事名ですが、甲条地区十三塚ため池浚渫工事第1工区。

2の工事場所、福岡県三井郡大刀洗町大字甲条1614番地1。

3、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月21日まで。

4、契約金額、1億1,355万3,000円。

5、契約の相手方、福岡県三井郡大刀洗町大字山隈18番地1、有限会社秋山重建、代表取締役秋山秀幸。

提案理由でございますが、甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区を実施するため、条件付き一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

入札結果及び契約結果表を添付しております。

4番の工事等の概要でございますが、ため池堆積土5,935立米のしゅんせつを行うこととしております。

5番の予定価格でございますが、1億2,343万1,000円、税抜きの入札書比較価格が

1億1,221万円でございます。設計金額が5,000万以上の建設工事になるため、大刀洗町条件付一般競争入札施行実施要綱に基づき入札制度審査会で審査した結果、入札方法を条件付一般競争入札としております。

入札条件といたしましては、経審総合評定値700点以上であること、大刀洗町に本社または支社を有することなどの条件を付しております。

また、大刀洗町公共工事の発注方針及び入札手続の運用により、6番の最低制限価格を設けており、最低制限価格は制限割合の算定式により1億1,355万3,000円、税抜きの入札書比較価格が1億323万円でございます。

8番、入札年月日ですが、まず、令和6年4月26日に公告を行いまして、7業者より入札参加申請の提出があつております。その後、審査を行いまして、全ての業者の参加資格が確認できましたので、令和6年5月15日に入札を行っております。

9番、入札結果ですが、即日開札の結果、入札業者4番の有限会社秋山重建が税抜き1億323万円で落札をしております。

次のページをお開きください。

工事仮契約書でございます。3ページの3行目に、令和6年の5月20日に締結をしております。本議会で議決を頂きまして、この契約書を本契約書としたいと考えておるところでございます。

4ページをお願いいたします。

十三塚ため池の位置図でございます。こちら農業用ため池となっており、10月初旬の落水までの期間はしゅんせつ工事に入れませんので、それまでの期間に工事前の準備作業を実施しまして、スムーズに工事を進めていけるようにと考えております。

また、工事に入る前に、地元説明会を行う予定としております。

5ページお願いします。

全体の平面図でございます。朱色の網かけ部分が、1工区のしゅんせつ範囲となっております。高速道路パーキング近くに1工区専用の進入口を設け、まず初めに仮設道を設置いたします。土壤改良材で固めたしゅんせつをバッゲ工で山積みにした後、10トンダンプに積み込み、改良土プラントへ搬出することで、工事を進めていく予定でございます。

6ページ以降につきましては、横断図、断面図、施工計画図等を添付しておりますので、お読み取りをお願いいたします。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。今の説明で、

一般競争入札、先ほどもあったんですが、一般競争入札の制限付といいますかね。経審が700点以上で大刀洗に云々というお話をございました。そのほかに、例えば、そういう経審の点数、それと、大刀洗にある。ただ、会社としてのいわゆる技術者の数とか、そういうそのほかの何か要件を制限付に定めてあるのかどうかというのを、まずちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

条件付一般競争入札の施行実施、条件についての質問でございますが、ほかに条件につきましては、地方自治法施行令の167条の第4第1項に規定に該当しないもの、そのほか、工事の現場に代理人主任技術者及び管理技術者を適正に配置できることや、工事の公告の日から入札の日までに大刀洗町建設工事に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止期間でないもの等の要件等がございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） そういう条件を出されて、いわゆる応募されるんだろうと思うんですね。応募された後、今の説明では、入札前に入札資格の審査を行って入札をやりましたというような説明だったと思うんですが、それはやっぱり、いわゆる入札前に、今おっしゃったいろんな条件といいますかね。そういうのをクリアしとるんだというものを対象に審査が行われたんだと思うんですが、それでいいのかどうかというのが、もう一点ですね。

それと、この条件付に適合する業者は、ここに書いてある7社とか、8社とか7社になっていますけど、それに適合する業者数というのは全体ではもっと多いと思うんですが、そこがどのぐらいあるのか、ちょっと教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

まず、初めの分につきましては、まず、こちらが条件付一般入札の公告を行いまして、その後、入札に参加したいという申請した業者が出てきた後に入札審査会を行いまして、資格があるかどうかの審査は行っております。ちょっと業者数につきましては、現在、手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。失礼します。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 土木工事の資格者の業者が何業者あるかについてですが、11業者ございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今の答弁からすれば11社あるんだけど、そのうちの7社ないし8社が応募してきたんだということで、決して入札参加資格要件に該当しないから応募しなかつたんだということではないかどうかは、後でいいですから、確認しとっともらいたいと思うんです。

それと、もう一点。ちょっと質問、全然質問違うとですが、よろしいですか。

○議長（高橋 直也） はい。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 2ページ目に、1枚開いた中で、先ほど説明がありました工事等の概要で、しゅんせつ土量ですね。土量が5,935平米というふうに書かれております。次の次のページ、この平面図の中にしゅんせつ土量が、物すごく字が小さいから、私、拡大鏡で見させてもらったんですけど、4,408立米になっているんですよ。ということは、1,500ぐらい何か違うなということで、その違いは何だろうか。図面に表示してある、多分皆さん方、見ても見えないのかも分かりませんが、この図面の中では4,400だと思います。目のいい方は分かると思うんですが。ただ、入札のこの中の結果表の中には、しゅんせつ土としてVの5,935、これはもう土量だと思うんですよね。しゅんせつ土量と思うんですが、その違いは何なのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 土量の違いについてお答えいたします。

こちらにつきましては、ちょっと仮設道の部分の土量も入っていると思うんですけど、ちょっとそちらのほうは、また確認させていただいてよろしいでしょうか。またそこ辺の部分を確認してお答えいたします。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 私もそういう仮設道路なのか、あるいは、例えば、掘削すれば土量は変わるんですよね。ちいと固まった状態から掘削しますから、運搬する土量というのはかなり増えるんですよ。それは係数掛ければ出るようになっていて、そういうことで増えるという理由も一つあるんですけど、例えば、その5,900と4,400の違いは、今、説明の中では仮設道路かなとおっしゃっていますけど、仮設土量はしゅんせつ土量じゃなくて、それはよそから持ってきた土量で仮設道路造ったりするんだろうと思うんですね。だから、その表現の仕方がちょっときっちりとしとつていただきたいなど。だから、しゅんせつはあくまでも4,400なんだけど、仮設の土量としては設計ではこう見てますよと。そういう説明が普通だったらされるんでしょうけど、そこはちょっと後で確認しといてください。ここでは言いませんので。それは、次の議案でも同じように違います。だから、同じ土量が、いわゆる係数を掛ければ出てくる、掘

削したために土量が変化するのかなと思っていたんですが、そうではないみたいな答弁ですから、そこはちょっと確認しとっていただきたいということで、この件については、私の質問は終わります。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番の安丸です。議案書の5ページ、図面の関係で、安全確保の面から確認をしたいと思っております。

しゅんせつに当たってのため池の進入路については、ここに表示がありますから、高速寄りのところからの進入というのは理解できますけども、要は、それ以降のダンプの出入りとか、工事車両の出入りの関係で確認をしておきたいと思います。というのが、図面の左側、西側になりますのは、本郷基山線と高速との交差部があって、やはりここは中学生の通学路で、かなりの利用もっているかと思いますし、近くにもかなり運送会社等もありますから、大型車両の通行が頻繁にあってると思います。こちらから工事現場までの進入について指定してあるのか、はたまた、南側の高速ボックスをくぐって三輪産業側の側道沿いに行くような工事車両の指示をされているのか、そこら辺り、発注に当たっての担当課としての考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、こちらは交通量が多い道ですので、安全面には気をつける必要があるとは考えております。それで、今後、議会で議決を頂いた後に、業者とまず打合せ工事を行いますので、ちょっとまだはっきりその辺は、どこから入るかは決めていないんですけど、その打合せ会議の中でその辺りも詰めて、はっきりさせていきたいと思っております。それで、危険な部分に関しましては、警備員の設置等も考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） まだ、採決後、工事業者との打合せで最終的には確認するということで、言われましたように警備員も配置をしながら、やはり工事車両と通行される車両との事故がないように、また、通行する通学していく中学生等との接触事故等がないように十分注意をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第8. 議案第25号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

て

○議長（高橋 直也）　日程第8、議案第25号甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治）　それでは、議案第25号について説明いたします。

議案第25号甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

- 1、工事名、甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区。
- 2、工事場所、福岡県三井郡大刀洗町大字甲条1614番地1。
- 3、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月21日まで。
- 4、契約金額、8,635万円。
- 5、契約の相手方、福岡県三井郡大刀洗町大字甲条1911番地の10、有限会社三原企礎、代表取締役三原昌子。

提案理由でございますが、甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区を実施するため、条件付一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札結果及び契約結果表を添付しております。

4番の工事概要でございますが、ため池堆積土3,515立米のしゅんせつを行うこととしております。

5番、予定価格でございますが、8,726万3,000円、税抜きの入札書比較価格が7,933万円でございます。契約金額が5,000万円以上の建設工事になるため、大刀洗町条件付一般競争入札施行実施要綱に基づき入札制度審査会で審査した結果、入札方法を条件付一般競争入札としております。

入札条件としましては、経審総合評定値700点以上であること、大刀洗町に本社または支社を有することなどの条件を付しております。

また、大刀洗町公共工事の発注方針及び入札手続の運用により6番の最低制限価格を設けており、最低制限価格は制限割合の算定式により8,019万円、税抜きの入札書比較価格が7,290万円でございます。

8番の入札年月日ですが、まず、令和6年4月26日に公告を行いまして、8業者より入札参加の申請の提出があつております。その後、審査を行い、全ての業者の参加資格が確認できましたので、大刀洗町公共工事の発注方針及び入札手続の運用により、同種同規模工事を落札した有限会社秋山重建を除く7業者で、令和6年5月15日に入札を実施しております。

9番の入札結果ですが、即日開札の結果、入札業者7番の有限会社三原企礎が税抜き7,850万円で落札をしております。

次のページをお願いいたします。

工事請負契約仮契約書でございます。

3ページをご覧ください。

令和6年の5月22日に締結をしております。本議会で議決を頂きました、この契約書を本契約書としたいと考えておるところでございます。

4ページをお願いいたします。

十三塚ため池の位置図でございます。こちらも農業用ため池となっており、10月初旬の落水までの期間はしゅんせつ工事に入れませんので、それまでの期間に準備作業を行いまして、スムーズに工事を進めていけるように考えております。また、工事に入る前に、地元説明会を行う予定としております。

5ページをお願いいたします。

全体の平面図でございます。朱色の網かけ部分が2工区のしゅんせつ範囲となっております。ため池北側に第2工区専用の進入路を設けまして、まず初めに仮設道を設置いたします。土壤改良材で固めたしゅんせつ土をバック工で山積みした後、10トンダンプに積み込み、改良土プラントへ搬出することで工事を進めていく予定でございます。

6ページ以降は、横断図、断面図、施工計画図等を添付しておりますので、お読み取りをお願いいたします。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9. 議案第26号 本郷地区琵琶ため池浚渫工事の請負契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第26号本郷地区琵琶ため池浚渫工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） それでは、議案第26号について御説明いたします。

議案第26号本郷地区琵琶ため池浚渫工事の請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

1、工事名、本郷地区琵琶ため池浚渫工事。

2、工事場所、福岡県三井郡大刀洗町大字本郷3730番地1。

3、工期、議会の議決を得た日から令和7年2月28日まで。

4、契約金額、1億1,880万円。

5、契約の相手方、福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4767番地1、有限会社飯田建設大刀洗支店、支店長初村幸一。

提案理由でございますが、本郷地区琵琶ため池しゅんせつ工事を実施するため、条件付一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

入札結果及び契約結果表を添付しております。

4番、工事等の概要でございますが、ため池しゅんせつ土5,880立米のしゅんせつを行うこととしております。

5番の予定価格でございますが、1億1,928万4,000円、税抜きの入札書比較価格が1億844万円でございます。設計金額が5,000万円以上の建設工事になるため、大刀洗町条件付一般競争入札施行実施要綱に基づき入札制度審査会で審査した結果、入札方法を条件付一般競争入札としております。

入札条件としましては、経審総合評定値700点以上であること、大刀洗町に本社または支社を有する者であることなどを条件に付しております。

また、大刀洗町公共工事の発注方針及び入札手続の運用により、6番の最低制限価格を設けておりまして、最低制限価格は制限割合の算定式により1億973万6,000円、税抜きの入札書比較価格が9,976万円となっております。

8番、入札日ですが、まず、令和6年4月26日に公告を行いまして、7業者より入札参加申請の提出があつております。その後、審査を行い、全ての業者の参加資格が確認できましたので、大刀洗町公共工事の発注方針及び入札手続の運用により、同種同規模工事を落札した有限会社秋山重建、有限会社三原企礎の2社を除く5業者で、令和6年5月15日に入札を実施しております。

9番、入札結果ですが、即日開札の結果、入札業者名5番の有限会社飯田建設大刀洗支店が、税抜き額1億800万で落札をしております。

次のページをお願いいたします。

工事請負契約の仮契約書でございます。

3ページに、令和6年5月21日に締結をしております。本議会で議決を頂きまして、この契約書を本契約書としたいと考えているところです。

4ページをお願いいたします。

琵琶ため池の位置図でございます。こちらも農業用ため池となっておりまして、10月初旬の落水までの期間はしゅんせつ工事に入れませんので、それまでの期間に準備作業を実施し、スムーズに工事を進めていけるようにと考えております。

また、工事に入る前に、地元説明会を行う予定としております。

5ページをお願いします。

全体の平面図でございます。ため池南側に進入路を設け、まず仮設道路を設置して、土壌改良材で固めたしゅんせつ土をバック工で山積みし、10トンダンプに積み込んで、改良土プラントへ搬出することで工事を進めていく予定でございます。

6ページ以降につきましては、横断図、断面図、施工計画図等を添付しておりますので、お読み取りのほうをお願いいたします。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すいません、今、説明を受けて、平面図があります。それ以降、横断図をつけておりますという説明がございました。非常にきれいな横断図になっているんですけど、右上に色づけの凡例があります。その凡例と横断図を見てみると、例えば、どれでもいいんですけど、掘削面、いわゆる計画掘削のフォーメーションというんですかね。それ以下に、1メーターぐらい掘って土壌改良をしてあるという形になっています。これは多分、取付道路の部分だろうというふうに思います。今までの、前の議案ですかね、前の議案なんかは掘削面まで掘って、それから、ちょっと土盛りしたような仮設道路になっているんですけど、ここは、わざわざ仮設道路の下はきちんと地盤改良を1メーターぐらいして、その上に仮設道路を造るというふうに、かなり、ある面ではちょっとお金が高くなるといったらいかんんですけど、そういう工法を取ってある。特に地盤が悪かったのかなと推測をするんですが、そこはどういう考え方なのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 質問にお答えいたします。

基本的に十三塚ため池のほうも、仮設道の下は土壤改良材でしゅんせつ土を固めて、その上に砂利、山ずりですかね。それを敷くようにはしております。2つのため池とも仮設道の下は、しゅんせつ土より固化材を多めにして強度を高めるようにはしております。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと私の説明が悪かったのかも分かりませんけど、今のお答えからすれば、仮設道路の下は、いわゆる堆積している土砂を省いて、土壤改良をその上に乗せて仮設道路を造っていますよという説明のように受け止めますし、今までの断面図見たらそうなっているんですよね、これ以外は。だけど、ここは、いわゆるその掘削する、堆積土壤を掘削するそのもう一丁下、1メータ以下までを土壤改良するという図面になっているんですよ。だから、その違いは何なのかなということが分かれば教えていただきたいということです。分からなければ、また後日質問する機会がありますので、ちょっと分かればお願いします。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

一応琵琶ため池のほうは、仮設道の下に270キロの固化材をまくという設計にはなっておりますけど、その違いは今ちょっと分かりませんので、後ほど回答させていただきます。その掘るやつと掘らないやつの違いは、後ほど回答させていただきます。

○議長（高橋 直也） ほかにございませんか。5番、實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 一つ、工事請負契約書、仮契約書の中で、3件の中で2件が契約保証金免除となっておりますが、これは何かそういう契約があるんですか。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 契約保証金のことについてのお尋ねですが、こちらについては免除となっておりますが、これは、契約の相手方が保険会社との間に保険の契約を停止した場合は、大刀洗町の財務規則により契約保険金の免除ということに該当いたしますので、こちらは免除ということで記載させていただいております。前の十三塚ため池のほうは、あちら保険保証事業会社の保証ということで減免には該当しませんので、金額のほうをそのまま入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すいません、あとで回答するということでございます。もう一点だけ追加して調べとっていただきたいのは、池のしゅんせつするというか、路面よりも1メーターも下げるわけですね。土壤改良材をそこに入れて、ちょっと地盤をしっかりと仮設道路を造るという、そういうやり方だと思うんですけど、例えば、田んぼでもそうですが、余計に

掘削したら、いわゆるせっかく不透水層というか、水が通らない層ができているのに、掘削したがために透水性がよくなつて、池の水が溜まりにくいため、そういう懸念もちょっとあるんですね。だから、そちらは全く影響ないのかどうかもちょっと調べていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 直也）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也）これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第27号 プリンタ購入契約の締結について

○議長（高橋 直也）日程第10、議案第27号プリンタ購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ）地域振興課、村田でございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第27号について説明を申し上げます。

議案第27号プリンタ購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

件名は、プリンタ購入契約。

納品場所は、福岡県三井郡大刀洗町大字富多819番地、大刀洗町役場。

履行期間は、議会の議決の日から令和6年9月30日までとし、契約金額は1,058万6,620円。なお、消費税及び地方消費税額は96万2,420円となっております。

契約の相手方は、熊本県熊本市にあります株式会社RKKCSでございます。

提案理由としましては、プリンタを取得するため、指名競争入札により購入業者を定めたが、その者と購入契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由であります。

次のページをお開きください。

入札結果及び契約結果表でございます。

4番をご覧ください。工事等の概要についてでございまして、プリンタ29台の購入となります。

予定価格は、税込1,210万6,600円、税抜きの入札書比較価格は1,100万6,000円

となっております。最低制限価格は設定しないものとし、入札方法は指名競争入札となります。

8番の入札年月日ですが、まず、令和6年5月9日に指名委員会を行い、令和6年5月10日に5社に対し指名通知を行いました。その後、5月28日に入札を実施しております。

9番の入札結果ですが、開札の結果、2番の株式会社RKKCSが税抜き962万4,200円で落札をしております。

次のページをお開きください。

物品売買仮契約書でございます。

令和6年5月30日に仮契約を締結しております、本議会で議決を頂きました後に、この契約書を本契約としたいと考えております。

次ページにプリンタ購入の概要を載せておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すいません、一番最後に購入概要というのがついていまして、リコーのコピー機に入るようになっています。これは、メーカーはいっぱいあると思うんですよね。例えば、エプソンとか、ブラザーとか、ほかにもプリンターいっぱい種類あると思うんですが、この落札業者がリコーの機械がいいということで、それを見込んでこの入札金額を出されたんだろうと思うんですよね。

ただ、ちょっともう一点分からないのは、納入後5年間のメーカー訪問保守というふうに書いてあるのは、このメーカーが保守するのか、あるいは、落札した業者が補修業務まで含めてこの金額で落札しているのか、ちょっとそこいら辺が明確でないので、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず、リコーの種別の機種でございますが、機種はこちらのほうで指定をしておるものでございます。

次に、納入後5年間のメーカー訪問保守につきましては、落札したRKKCSが来るのか、リコーのほうから来るのかという質問かと思います。こちらは今ちょっと確認しておりますので、また後ほど御回答させていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 例えば、じゃあ、入札のメンバー見れば、大塚商会とか、いろんなそういうものを扱っている、機器を扱っている会社だと思うんですけど、リコーも入ってもおかしくないような気がするんですけど、それは、こちらが指定したから、あえてそこを外してあ

るのかどうかというのはちょっとよく分かりませんけど、こういう場合、例えば、リコーでないと、今の入っているパソコンとつなぐんでしょうけど、不具合がやっぱりいろいろあって、リコーが一番いいんだということで、機種を指定されていろんな仕様書を書かれたと思うんですね。だから、そういう中で、保守はちょっと後で確認しますとおっしゃっていますので、それはいいんですけど、あえてリコーを入れなかつたのかどうか。リコーはこれに該当しないということなのか。ちょっとそこが分かれば教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） まず、指名業者の中にリコーがなぜ入っていないかということでございますが、こちらは、5月9日の指名委員会のときに、本町で取扱いの実績があり、こちらが指定した機種を取り扱える事業者を5社選定しているというのが選定の理由でございます。

なお、メーカー保守の先ほどの件でございますが、調べましたところ、メーカー保守なので、リコーさんに直接保守を頂くという契約になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかございませんか。安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 一点確認です。先ほどの説明の中では、29台を購入するということであったかと思いますが、これは新規購入になるのか、更改での29台なのか、まず、そこを確認させてください。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） この29台のプリンターのほうは、現在ある分の買い替えというふうになっております。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そうなりますと、既存のプリンターの撤去に関わる工事費関係、撤去費用、これについても、この契約金額の中に含まれているということで理解してよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 撤去に係る費用等が含まれているかどうかは、また確認させていただきます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第28号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 総務課の松元です。よろしくお願ひいたします。

それでは、提案理由及び内容を説明させていただきます。

議案第28号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,281万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,793万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

令和6年6月7日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、予算に関する説明書の歳出から御説明させていただきます。後ろから3枚目の裏側となります。

4ページでございます。

主なもののみ説明させていただきます。

4ページの3款1項1目社会福祉総務費12節委託料と、同じくその下の2節障害児者自立支援費12節委託料の2つの部分でございます。こちらのほうが、地域共生社会推進・重層的支援体制整備事業の委託料の過年度分として301万5,000円、障害者相談支援事業委託料として、過年度分として203万8,000円を上げております。こちらのほうは、社会福祉協議会で委託している事業でございます。消費税等の課税事業であるために、税務省のほうと確認した上で、過年度分の委託料のほうを計上させていただいております。

続きまして、5ページ、3款2項2目予防費18節負担金補助及び交付金でございます。こちらのほうは、予防接種法に基づきまして、健康被害救済給付金を計上いたしたものでございます。金額としては4,441万2,000円となっております。歳入の際にも説明いたしますが、国庫負担金となっております。

次のページ、6ページをご覧ください。

9款5項8目図書館費13節使用料及び賃借料でございます。今年度新たにシステムを改修するまでの図書館のシステムリース料といたしまして、117万5,000円を計上いたしております。

歳入のページとなりますので、その前の3ページをご覧ください。

14款1項2目衛生費国庫負担金2節保健衛生費負担金でございます。先ほどの予防接種法に

基づきまして、予防接種の健康被害の給付金の負担金として、同額の4,441万2,000円を計上いたしております。

次に、18款1項1目基金繰入金1節財政調整基金の繰入金といたしまして、財政調整基金のほうで839万9,000円を繰り入れております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すいません、本当に小さなことで、先ほど説明の中にはないんですが、歳出予算では、4ページの一番上の学校基本調査費1,000円を補正してあるんですね。歳入を見てみると、これは県の支出金、8億ぐらいある中の1,000円を補正してあるということで、例えば、県の支出金、この学校基本調査といいますかね、これが何か確定したからこれをわざわざ補正されているのか、後で一緒にすれば別になんてことないのかなという。何かそこのちょっと考え方を。金額ではなくて、どういうときにはきちんと補正をするとか、補正をしなくてもいいとか。あまり8億ぐらい県の支出金がある中の1,000円ですから、その基準が何かあるのかどうか、ちょっと教えていただければと思いますが。

○議長（高橋 直也） 福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 御質問のほうは、あまり大きな額でない分の県の支出金等が当たっている場合の支出金がある、特定財源がある分の考え方ということで御説明をさせていただきたいと思います。

国・県支出金、その他の特定財源のほうの収入が見込める場合については、これをその事業、財源を充当する事業に充当するという処理をいたします。その関係もありまして、今回のような統計調査の委託金というのは、年度当初、4月頃にもう既に一旦概算的なところで、県からもうお金が降りてくるというようなことで支払いがなされておりますので、その実績に合わせる形で、歳入と歳出の予算をそれぞれ計上しているというところでございます。基本的に歳入予算というものは見積もりでございますので、年度当初はあくまでも見積り、年度途中については、早めに確定しているものについては、その額に合わせるような形、どうしても年度末までに間に合わないような場合については、もう決算というのは、後報告といった形で処理のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 額が小さいから細かく言わなくてもいいのかも分かりませんけど、要は、考え方をちょっとお伺いしたんですよね。いわゆる8億3,000万ぐらいの県の支出金がある中で、あえて今回1,000円という学校調査を補正をしてあるということは、全体的に

見れば、県の支出金が確定しても、節間流用みたいな、何か知らんけど、で動けるような気もするし、全体的にそういう国庫支出金とか、いわゆる県の支出金とかいうのは、例えば、四半期ごとにお金が来ている中でチェックをして、予定よりも少ない、あるいは、予定よりも多いとかいう時点でもう補正をきちっとやっていくとか、何かそういう基本的な考え方をちょっとお聞きしているわけで、個別の案件じゃないんですけど、非常にこう、あまりにも目立ちた金額だったもんですから、どうなのかなということ。その考え方なんかがあればお願ひします。

○議長（高橋 直也） 福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 基本的な考え方というところでございますと、なるべく既に確定しているような金額のものについては、予算自体もその額に合わせるようにしていきたいというところでございます。総額のお話を頂戴したところでございますけれども、一口に県支出金と申しましても、それぞれ、例えば、総務関係の県支出金、教育関係の支出金ということでございまして、受入れのほうはもうそれぞれの担当課のほうでしておりますので、実際に額がはっきりした段階で、可能な限り予算計上をしていくというところが一番大きな方針というところで御回答をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すいません、今の御質問ともしかしたら関連するのかもしれません、3ページですね。歳入のコロナ以外の部分につきましては、財源が財政調整基金になっておりますが、ここは、補正としてはかなりちょっと、財調をほとんどの財源とすることは、あまり今まで見たことがないというか、一般的じゃないのかなという気がするんですけど、この辺についてのお考えというのはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 歳入の部分の財政調整基金繰入金の御質問でございます。まだ5年度の決算が終わっておりませんで、繰越金というものがやっぱり決算の後に生じます。繰越金が予算額を超えて収入があるような場合については、財源不足については繰越金を優先的に充当するといいますか、歳入予算に計上することとしておりますけれども、まだ5年度の決算固まっておりませんので、とはいえ、ほかの財源等がございませんので、年度当初の予算におきましても財政調整基金を繰り入れることとしております。こちらについては、不足分については、今回、財政調整基金を繰り入れるというような形でさせていただいております。ここ数年でございますと、例えば、新型コロナ交付金を活用するような事業につきましても、まだ国から交付決定がはっきり來ていないようなものについては、一度財政調整基金を繰り入れる形にして、その後、財源組替えの処理等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほかございませんか。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 先ほど野瀬議員のほうの学校基本調査の県費の1,000円の追加補正の件でございますけども、この件につきましては、まず、学校基本調査が県からの委託という形で、本来でしたら県がするものですけども、この業務を町のほうに委託しているものでございまして、の県からの交付金の形になっております。そして、この1,000円でございますけども、もう既に早い段階で4月または5月までだったと思いますけど、もう県のほうから額の確定という形で、こちらのほうに追加の、当初予算よりも1,000円多い額の1万2,000円での交付決定額が来ておりました。それに伴いまして、歳入に伴いまして、歳出額の方につきましても、消耗品でございますけども、1万1,000円を1万2,000円という形で予算計上する必要がございました。ですので、この金額の補正をという形、そして、最終的には、年度末には県のほうにこの実績報告という関係もございますので、支出を1万2,000円実績出しますという関係もございますので、今回1,000円でございますけど、歳入歳出それぞれの1,000円という形での追加補正をさせていただいているものでございます。

また、ほかの補助事業等につきましては、最終的には、令和5年度でしたら、今現在、国・県のほうにつきまして実績報告を行って、最終的に額が確定して、不足でしたら、その年に、翌年度に追加の国から県からの補助金が入ってきたり、また、逆に補助対象よりも少なかった場合については、令和6年度に対して頂いた分についての返還をするという形になってきますので、そういう形での補正を、今回、私のほうとしてはここに上げさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時55分

令和6年 第4回 大刀洗町議会定例会議録(第2日)
令和6年6月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月10日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	松元 治美
税務課長	田中 豊和	福祉課長	矢野 智行
地域振興課長	村田 まみ	産業課長	矢永 孝治
建設課長	棚町 瑞樹	子ども課長	平田 栄一
健康課長	早川 正一	生涯学習課長	佐々木大輔
会計課長	山田 恭恵	住民課長	案納 明枝
財政係長	福岡 信義	人事法制係長	辻 孝将

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和6年第4回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております。1番、松本照行議員、発言席からお願いいたします。松本議員。

1番 松本 照行議員 質問事項

1. 大型商業施設開店等における交通問題について
2. 区長要望の取扱いについて

○議員（1番 松本 照行） おはようございます。議席番号1番、松本照行でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をしてまいります。

質問は、第1項目として第1に、11月にオープン予定の大型商業施設コストコ小郡倉庫店——以下、「コストコ」と呼ばせていただきます——コストコへの集客に伴う交通量の増加での対応、第2に、区長要望の取扱いについての2項目を、それぞれ小項目ごとに質問させていただきます。

まず、コストコの関連でございますけれど、コストコにおける交通問題を取り口として、国道500号線及び県道53号線の渋滞緩和、通学路の安全対策等について質問してまいります。

さて、御承知のとおり、コストコが大刀洗町と隣接した小郡市の立石校区に11月にオープンするということが報道されております。オープンに伴う諸問題、諸課題につきましては、基本的には小郡市が対応されるものと考えていますが、交通問題は、隣接している大刀洗町としても、かなり影響があるものと考えているところでございます。特に菊池校区の方々におきましては、ますます渋滞がひどくなるのではないかということで心配もされてございます。

そこで質問ですけれど、第1は、コストコの施設概要や車両の出入口、台数等について把握されている内容はどのようになっているのか。2点目は、コストコオープンによる交通量をどのように考えておられるのか。3番目に、私自身、当然交通量が増加するものと考えますが、増加に対する町内での対策は何か検討されているのかについてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員質問の大型商業施設開店等における交通問題について答弁をいたします。

コストコオープンについての御質問でございます。

まず、コストコの店舗規模、車両の見込みなどについてでございますが、敷地面積6万8,800平米、店舗面積1万505平米、駐車場の総収容台数900台であり、車両での来店を、休日で約4,000台、一日3,000人から7,000人の来店を見込んでいるとお聞きしてございます。

次に、コストコオープンによる交通量についてでございますが、小郡インター南側の久留米筑紫野線につきましては、オープン当初やクリスマス、お正月等では混雑が予想されるところでございますが、通常の交通量については、コストコの交通解析によると、渋滞はしないとの結果が出ているとのことでございます。

また、信号交差点における交通予測として、小郡インター南側の久留米筑紫野線のピーク時の南方向からの来退店が1時間当たり150台と見込んでございまして、信号交差点における交通予測については、交差点需要率が0.9以下であれば、一般的に交通処理が可能であると考えられているところ、休日のピーク時間帯である13時台で現況の0.578に対し、開店後は0.756に、平日のピーク時間帯である7時台で、現況の0.594が、開店後0.811になる見込みとお聞きをしてございます。

また、オープン当初やクリスマスやお正月等を除き、通常はピーク時の来店台数を約600台と見込んでいるとお聞きしております、これは大店立地法の届出によれば、近隣のイオン小郡店の入る大型商業施設のピーク時の約1,200台よりも少なくなってございます。

次に、交通量増加予想への対応策についてでございますが、小郡市、久留米県土整備事務所、福岡県警、ネクスコ西日本、コストコで構成された筑後小郡インター・チェンジ周辺の開発に係る交通対策協議会が設置され、既に2回開催されており、必要な対策について協議が進められていてお聞きしてございます。この点、次の質問にも関連いたしますが、抜本的な渋滞解消には道路整備が必要であり、とりわけ、県道53号久留米筑紫野線の暫定2車線供用区間の完成4車線化が必要不可欠と考えてございまして、福岡県に対し、整備促進を久留米市、筑紫野市、小郡市、筑前町と大刀洗町の3市2町で構成される久留米筑紫野線道路建設促進期成会において要望しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、最初に施設規模とかについて、私も小郡市の担当者と事前にお話しさせていただいておりまして、そのとおりの御回答だったと思います。ただ、ピーク時が

568台というのを向こうの方がおっしゃっていましたけれど、そのときにかなりの、やはり今、数値的に表されたものよりも感覚的にはかなり車が来るのではないか、そういうふうな感じが避けられない。

先ほどおっしゃった中には、当然、会員制の店舗であるということ、それから一度に大量の商品を購入する、そういうシステムでございますので、毎日の買物に訪れるというものでなく、月に一度程度の来店が一般的ということなのですけれど、そのためあまり混雑はしないだろうというのが、先ほどおっしゃいました協議会の中でも出ているものと思っております。

しかしながら、今までなかった集客性の高いこういう店舗が来るとなると、当然周辺は混雑すると考えておりますけれど、その点について混雑の度合い、そういうところについてはどうお考えなのか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えします。

今、議員から御指摘があったとおりであろうと思っておりまして、特に、オープン当初については、どうしても混雑をいたしてまいります。また、その混雑に伴いまして、その混雑を避けようとして、いわゆる国道なり県道を外れて、抜け道的に町道のほうに入ってくるのではないかということを大変懸念をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今おっしゃったとおりでございます。やっぱりオープン当初は相当の人というか車が来るだろうと思います。そういう中で、交通量の増加というものは、どの程度なのか。なかなか今の段階では判断しにくいものと思っております。しかし、やはり大刀洗町への影響は避けられない。もう当然だろう、周辺は混んでくるだろう。

そういう意味で、例えば交通量の調査などをオープン前に実施して、そしてその後、その調査結果を基に交差点の交通量などを調査して、その結果どのくらい増えたか、実数として、数値として表すようなこともできるかと思います。しかし、実際には国道と県道でございますので、なかなか町が率先してするということが果たしていかがなものかというものは分かりますけれども、やはり何らかの数値、例えば、筑後十文字交差点、それから下高橋交差点などで流れというのがどういうふうに変わってくるのか。そういうものは、やはり事前調査がないと分かりにくるものじゃないかなと思います。

そういうことで、ぜひともそういう調査をするということができないのか。またその他、町として何かそういうものに関して対策を考えてあればお答えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えします。

交通量については、オープン前とオープン後でどう変化するのか、それを把握するというのは大変重要なことであろうと考えてございます。ただ、議員から御指摘がありましたように、今、議員のほうから御紹介があった交差点につきましても、基本的に国道あるいは県道の交差点でございまして、そういう交通量調査については、県のほうに要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） そういった、ぜひ要望していただきたいということで、次の項目にも、お聞きしたい項目にも関連しますけれど、2点目に移らせていただきます。

現在、国道500号線及び県道53号線の小郡インター南交差点を起点として日々交通渋滞が発生しております。また、十文字交差点でも渋滞が発生しています。そして、その渋滞を避けるために、先ほどおっしゃった国道500号線と並行に走る西大刀洗北鵜木線、この路線が抜け道となって、ちょうど通行時間帯に車両の通行量が増えてまいっております。やはり、危ないというのを感じたときもございます。

また、驚いたことに下高橋官衙遺跡の中央を通っている道路、これ自体がまた抜け道となって松崎まで行って、それから県道53号線につながっていくというふうな抜け道にもなっている。

そこで質問ですけれど、第1に、こういった渋滞の原因、要因は何なのか。次に、渋滞を解消、緩和するためにどのような対策が必要と考えているのか。3番目に、国道と並行している西大刀洗北鵜木線の渋滞の抜け道となっている状況について、町としてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 国道500号及び県道53号の交通渋滞についての御質問でございます。

まず、小郡インター南交差点を起点とする渋滞の主な要因についてでございますが、近年、国道500号沿線やその周辺については、工場や物流倉庫、住宅などの立地が進んだことに伴いまして、トラック等の混入や朝、晩の通勤時間帯の交通量が増加しているものと考えてございます。

次に、渋滞を解消、緩和するための対策についてでございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、抜本的な渋滞解消には道路整備が必要であり、とりわけ県道53号久留米筑紫野線の暫定2車線供用区間の完成4車線化が必要不可欠と考えてございます。

次に、西大刀洗北鵜木線の通学路の整備についてでございますが、同路線につきましては、議員も御承知のとおり、両側に家屋が張りついてございまして、道路の拡幅は難しい状況でございます。このため、グリーンベルトによる歩行者への安全対策や注意喚起のため、「スピード落とせ」の路面標示を北鵜木公民館前、トライアル裏入り口付近、アド印刷付近に標示しているほか、30キロの速度規制をかけるとともに、警察による定期的な見回りや速度の取締りを実施をいた

だいでいるところでございます。

なお、現在、グリーンベルトについては、消えかかった部分もあることがございますので、今年度から順次、外側線も含め塗り直しを進めてまいります。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 抜け道について、最初に、渋滞についての要因で、倉庫とか、それに伴うトラックとかが順次増えてきているのが要因でということですけれど、結構長い時間というか何回も見ると、やはり、右折の車が通行帯、途中から普通の通行帯になりますので、それが多くて、ずっとそれが詰まった状態で、どんどんなかなか直進車、左折車は行くんですけど、右折車がいるために、なかなか詰まって動けないというのが現状でございます。もう、実際問題も大分お答えいただいたので考え方だけ申しますと、もう少し右折車線、これを少し延ばしたり、そういったところを考えられると、少し違うのかもしれません。

さらに、渋滞、平行して、抜本的な道路改良が必要であると。これは基本的には3番目に言おうかと思っておったんですけど、やはり今、取り残された状態です。上野から跨線橋の部分の先までがちょっと取り残されたような状態で、もうほかの筑前町のほうはどんどん進んでいるんですけど、何か知らんけれど、大刀洗町だけ遅れている。何の力が足らないのか分かりませんけれど、いずれにしても何年もそのままになっている。用地買収も済んでいるので、やっぱり早くしてほしいと思っております。

抜け道の件については、やはり、その通行時間帯に来るということ。一部では一方通行にしたらどうかとか、そういう御意見もありますけれど、やはりそれは、その地域の住民生活にいろんな支障をもたらすということも考えられるし、そういう合意がないとなかなか難しい。そういう意味では、先ほどおっしゃったように、歩道もぴったり家が張りついているので拡張するのはやはり無理だということは十分に知っております。それで、やはりグリーンベルトを塗り替えるとか、スピードを取って、そういうものをすることをおっしゃってあるので、それは安心しましたけれど、やはり、高架下に前から要望している横断歩道、これは警察協議が必要だと思いますけれど、そういうものも進めていただきたい。

それと、ソフト的には、やはりあそこが30キロ区間ですので、できるだけ速やかに速度違反を取り締まる。これをやはり、ぜひ警察のほうに要請していただきたいというふうに考えております。

次の3点目、これは総括的になりますけれど、こういうコストコオーブンでさらなる交通渋滞の増長、それに伴う西大刀洗北鵜木線の抜け道利用による子供たちへの安全の悪影響と続く一連の流れ、これは先ほど答弁していただきましたけれど、渋滞緩和の大きな課題である小郡IC南交差点の改修計画、立体化と言ったほうがいいんでしょうけれど、先ほど申し上げました県道

53号線の片側2車線化、こういうものに対しての事業推進のために、先ほどおっしゃいましたけれど、二度になりますけれど、隣接市町村との連携、これがとにかくなくてはならないもの、そして県、国にぜひ要望していっていただきたいと思いますけれど、重ねてお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 県道53号線の整備や小郡インター南交差点の改修についての御質問でございます。

まず、整備計画の進捗状況についてでございますが、県道53号久留米筑紫野線につきましては、現在、干渉交差点から天神川橋までの4車線化の改良工事が進められているところであります。福岡県からは、まずは現在事業中箇所の早期完成に努め、残る暫定2車線区間の4車線化については、筑後小郡インターインジ周辺では、現在物流施設等の大規模開発が進んでおり、周辺環境が大きく変化していることから、今後の広域的な交通状況の変化も注視しながら関係機関と連携し、必要に応じて対策を講じていくとお聞きをしてございます。

次に、事業推進のための隣接市町村との連携や要望についてでございますが、このような状況を踏まえ、先ほど来答弁しておりますとおり、県道53号につきましては、久留米市、筑紫野市、小郡市、筑前町と大刀洗町の3市2町で構成する主要地方道久留米筑紫野線道路建設促進期成会において、久留米市から筑紫野市までの計画延長約20.9キロメートルの全線4車線化の供用を毎年要望しているところでございまして、今後とも早期の全線4車線化に向か、関係市町村と一体となって要望してまいります。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 県道53号線として、500号線と結ぶ交差点の問題、この辺りは毎年行ってあるということで、ただ行うだけじゃなくて、ぜひ実現してもらいたい。このことを強く要望するとともに、こういう機会、コストコがオープンするとか、そういったところの機会を捉えて、やはりちょっと視点を変えながらでも要望の仕方を変えるとか、そういうことをぜひ考えていただきたいと思っております。

そういうことをお願いして、次の大項目の2、区長要望の取扱いに進みたいと思います。

区長要望の取扱いについては、道路、また交通安全施設の整備など、様々な要望、次年度要望が10月頃に各区から出されております。毎年かなり多くの要望が各区から上がってきてていると思いますが、そこで質問ですけれど、区長要望の状況について、道路等土木工事、交通安全施設整備の区分別に要望件数の推移及び要望に対してどの程度の予算でどのくらい処理したか、その辺りについてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員質問の、区長要望の取扱いについて答弁をいたします。区長要望の状況についての御質問でございますが、この質問については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、まず、土木工事及び交通安全施設要望の区分別、要望件数の推移についてでございますけれども、土木工事の要望件数の推移につきましては、国や県、ほかの管理者、ほかの課、土地改良区等への要望も受け、おのおのへの要望を通達しております。その要望も含めまして、令和元年度からの推移といたしまして、令和元年度100件、令和2年度91件、令和3年度100件、令和4年度124件、令和5年度114件、令和6年度79件で、大体100件前後で推移しております。

交通安全施設の要望件数の推移につきましても、国や県、ほかの管理者、公安委員会等への要望も受け、おのおのへの要望を通達しております。その要望も含めまして、令和元年度からの推移といたしまして、令和元年度52件、令和2年度57件、令和3年度66件、令和4年度61件、令和5年度65件、令和6年度82件で、大体約60件前後で推移をしております。

次に、要望実施に関する予算推移についてでございますけれども、要望をいただきました予算の関連推移といたしまして、令和元年度からの推移といたしまして、令和元年度9,300万円、令和2年度1億1,149万円、令和3年度9,900万円、令和4年度1億1,900万円、令和5年度1億5,640万円、令和6年度2億2,400万円でございます。

なお、床島地区の冠水対策の事業として、今現在ポンプ設置工事をやっておりまして、令和5年度から3,000万円、令和6年度に1億2,000万円ということで大きめの予算を計上しております。先ほど申しました金額にも含めております。

なお、この予算内訳として、交通安全施設の予算、町内一円道路舗装の予算、道路舗装、簡易舗装、排水整備工事費を合算したものでございます。

次に、実施件数の推移についてでございますけれども、実施した件数につきましては、土木工事が令和元年度からの推移といたしまして、令和元年度38件、令和2年度38件、令和3年度41件、令和4年度36件、令和5年度29件で、平均して約36件前後で推移しております。

交通安全施設につきましては、令和元年度からの推移といたしまして、令和元年度30件、令和2年度21件、令和3年度31件、令和4年度28件、令和5年度16件で、平均して25件前後で推移をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 区長要望については、頂いた資料で今おっしゃっていただいたんで

すけれども、実は令和5年度で申しますと179件の要望があつております。両方合わせてです。実際に施工されたのが45件、つまり25.1%しか言っていいんだろうと思つますけれども、それしか工事されていない、要望が実施されていないということです。採択はされたが、何らかの理由で工事できなかつたもの、そういうものもあるかもしれませんけれど、非常に何か低く感じております。

一方、元年度予算を予算額9,300万円とおつしやいましたけれども、これを100として比較すると、令和5年度で168、令和6年度に至つては241という数値が約2.5倍ぐらい増加されています。最初これを見たときには非常に頑張つて増えているなと思ったんですけれど、中身を聞くと、ポンプ状の部分が入つて、やはり従来からある要望については、予算的にもあまり変わらない。上がつたり下がつたりしながらも、やはり1億円前後で推移してきているということについては、少し残念でございます。

元年度要望について、44%であった施工実績件数が年々下がつてきていることはどういうことなのかということを、やはり予算が少なくて施工できなかつた面もあるかもしれません。ただ、件数がどうしても、要望に対してあと何年か待つときなさいというような形では、やはり町民としては一刻も早くしてもらいたいということでございますので、なかなか少ないという点については理解しがたいところがございますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

今、手元に数字等を持っていませんので、正確な答弁にならないかもしれませんけれども、地元からの要望に対する予算については、近年増額をしてきているところと私自身は認識をしてございます。一方で、採択件数が伸びていないというのは、おつしやるとおりではないかなと思っております。

1つには、予算上の制約というのも当然あるんですけれども、もう一方として、職員体制上の制約というのもございます。近年は、不幸なことに災害等が続いておりまして、どうしても災害が起つたら災害対応を最優先でやる面もございますし、なかなか当初の計画どおりにできなかつた面もあるんじやないだろうかと思ってございます。

あと、この2問目以降の質問にも通じるところだと思うんですけれども、なかなか要望をいただいたとしても、そこが用地買収なり、あるいはどうしても施工上難しいケース等もございますので、要望をいただいた分全てが全て実施できるかというのは、また別の問題があるところでもございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、少ないので理解し難いと私は申し上げました。その中で、後で

述べますけれども、また職員体制がということ、これは単なる水害だけの問題なのか、防災だけの問題なのかというのは少し疑問があるところですけれども、こういった人が足りない点とか人的な要因もあるかとは思います。人的な手当をするなどして、少しでも施工率をやはり上げていって町民の声に応えてもらいたいということを考えております。

そこで、2点目の質問でございます。

区長要望については、様々な状況を勘案して採択されていると思います。先ほどおっしゃった予算上の問題、用賃が絡む問題とか様々あると思いますけれど、そういう第一に採択するときの具体的な基準があるのか。こういう条件だから採択できないんですよとかいうような基準、そういう基準があるのかということ。さらに、採択されなかった案件、こういう理由だからできなかつた、つまり不採択の理由について区長にちゃんと説明されているのか。第3は、採択されているけれど、いつも施工が年度末になる。なぜ早期に実施、着工、完了できないのか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 区長要望の取扱いについての御質問でございます。

まず、採択の判断基準についてでございますが、例えば、町道の改良工事では、用地買収等について地元の協力が得られることや、里道等の舗装工事では、住宅が2戸以上利用する道路や町道等を結ぶ連絡道であることなどの条件を満たすもののうち、地元からの優先順位や緊急性、費用対効果などを総合的に勘案の上、予算の範囲内で採択することとしてございます。

次に、なぜ不採択理由を示さないのかについてでございますが、技術的に施工が難しいケースや地元の承諾が必要な案件等につきましては、区長の皆様に個別に御説明をしているケースもございますが、要望の必要性は認めて、当該年度における緊急性、費用対効果などの優先順位により採択に至らないものや、年度中途において当該予算の執行残により追加で採択する場合もあることから不採択の理由を示してこなかったものと認識をしてございます。このため、区長の皆様方に対し、どういう形であれば、不採択の理由も含め当該年度の区長要望の採択の有無をお伝えできるのか、今後内部で検討してまいりたいと考えてございます。

次に、採択された要望の早期実施についてでございますが、基本的には、緊急性や危険性が高いものからできる限り早急に対応することとしてございます。また、出水期等の影響のない工事や、交通安全施設、路面標示、ガードパイプなどもなるべく年度の早期に工事発注に努めているところでございますが、詳細については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

採用された要望の早期実施についてでございます。緊急性がございまして、事故等の発生が予

測されます箇所につきましては、早急に対応させていただいております。特に、道路の穴のように危険性、緊急性が高いものについては、できる限り早急に対応しております。そのほか、出水期に影響のない工事や、交通安全施設、路面標示、ガードパイプなども、年度の早期に工事の発注を進めております。

出水期において施工ができない道路や、水路の修繕に関わるもの、除草や防草に関わるものにつきましては、10月以降に施工させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今の私が具体的な基準があるのかという御質問に、やはり、それはいろいろ、用地買収で地元がまとまらないとか、優先順位を出してきて、その順位で判断していると。または、出穂とか、そういうものに関係ないものは早くやっているということで、そういう一定の考え方があるかと思います。やはりそういうものも、もうよければというか、やはりこういう基準で出していますよということを明確にされることも大事なことではないかなというふうに考えます。

次に、採択されなかつたことについて、ちゃんと窓口で説明しているとか、個別にとかおっしゃるんですけど、やはり最初もらったときに、これが今度やる工事ですよとおっしゃったときに、ほかに何件も出ている、これをどう区の方々に説明するのか。駄目だった理由を説明するのが一番大変で、もう区長さんは優先順位とか関係なく、優先順位はもうつけろと言われるからついているだけで、本当はどれも必要なわけで、だからそういったことから考えると、地元のそういった、なかなか難しいので、やっぱりちゃんと説明できる資料とかも渡してもいいんじゃないかというふうに考えます。

さらに、今個別にということ、やっぱりそこら辺、続きますけれど、聞きにくいじゃちょっと違うなというふうに考えたところもございます。ちゃんとした理由をつけて採択させてもらうために写真を撮り、理由をつけ、やっぱり区長さん方は苦労して出してあるので、ぜひともその点は今後も留意しながら進めさせていただきたいと思います。

3点目に、早期実施については、緊急性とかそういうものを考えながらできるだけ早くやっている、そういうお答えなんですけれど、特に一般的には設計契約、手続上事前に時間がかかることは十分理解しております。しかしながら、予算執行の面から考えれば、やはり早く結果が出る。これは1つの住民サービス、そういうものにつながるのではないかというふうに思っております。

そこで質問ですけれど、従前、国、県とかにおいて、工事等に関して年度末に集中しないように早期発注を推進するようにされていたかと思います。その点について、大刀洗町ではいかがさ

れているかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、近年国交省のほうからも早期発注に努めるようにと、県の通知でそういうふうな通知等をいただいているところでございます。町としましても、できる限り早期発注に努めるように、建設課等公共工事を所管しているところには努めているところでございます。

詳細については、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

松本議員の言われました、早期着工のための国交省の指針ということで、債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を年度当初の閑散期4月から6月において工事の施工が可能となり、施工の平準化につながることに関することだと思いますけれども、大刀洗町としまして、一応これを利用したことはまずございません。現在の運用としましては、年度年度で予算を承認いただきて、年度ベースで対応させていただいております。

今後、議員の御指摘のゼロ債務負担行為の活用が今の体制でできるか、例年災害対応で工事のスケジュール等が順調にいかないことなどが続いておりますので、今後可能かどうかも含めて調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本施行議員。

○議員（1番 松本 施行） ゼロ債務負担行為の件は、今質問しようかと思ったんですけど、先に言われたので、質問というか、これはもう御承知だと思いますけれど、大体12月議会に費用負担ゼロで次年度の工事を債務負担行為で認めてもらう。そうすると、設計ができる。そして、場合によれば年度すぐに入札とかそういったもので、すぐ着工できるというメリットがあります。これは当然国のほうも進めておる施策で、今おっしゃったようにゼロ債務負担行為については実際取り入れたことはないというお話でございますので、今後そういったケース、そういったものがあれば早期着工、早期完了に結びつく、そういった様々な手法を使って効果的な、効率的な予算執行をしていくことが大切だと思っております。

以上、区長要望の取扱いについて質問いたしました。町として予算の増額もされ、努力されている等については、御答弁の中で若干というか十分理解いたしたところでございますけれど、なぜ採択率や施工率が低いままなのか。7年度予算や組織の編成に当たってはきちんと検証して必要な措置を実行していただくことを強く要望いたしまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（高橋 直也） これで、松本施行議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） 次に4番、平田康雄議員、発言席からお願ひいたします。平田議員。

4番 平田 康雄議員 質問事項

1. 会計年度任用職員の待遇改善について
2. 町民の表彰について

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は、会計年度任用職員の待遇改善と町民の表彰の2件について質問します。

まず最初に、会計年度任用職員の待遇改善について質問します。

会計年度任用職員制度につきましては、制度の適正な運用や制度の施行に向けた留意事項、あるいは給与改定が行われた場合の取扱いなど、市町村において制度が適正に運用されるよう国の総務省から様々な通知が出ております。また、市町村の対応条件についても調査が行われたところであります。

そのような中、今年の1月30日の西日本新聞に、非正規職員賃上げ格差、国通知に半数超未対応というタイトルで会計年度任用職員に関する記事が掲載されました。

記事の内容は、会計年度任用職員に対し、人事院勧告を踏まえた報酬の引上げ分を昨年の4月に遡って支払った自治体は半数以下であるということでございました。私は、非正規職員が嘱託職員から会計年度任用職員に変わるために合わせ、制度や待遇などについて質問しましたが、そのときの町の回答は、給与や報酬は変えないし、期末手当も支給する。非正規職員が不利益とならないようにしたい、とのことでした。会計年度任用職員制度ができたことで本町における非正規職員の待遇がどのように変わったのか。実際、制度は適正に運用されているのでしょうか。

それでは質問します。

まず最初に、会計年度任用職員制度の現状や町の考え方についてであります。1つは、本町における会計年度任用職員制度についての基本的な考え方。それから次に、会計年度任用職員数や町職員の占める割合についても、どのような状況なのか。

以上であります。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の会計年度任用職員の待遇改善について答弁をいたします。

会計年度任用職員制度の現状や町の考え方についての御質問でございます。

まず、町の基本的な考え方についてでございますが、従来は、嘱託職員、臨時職員を各課の事務を補うため採用いたしてきたところでございますが、国に準じまして、大刀洗町会計年度任用職

員の給与及び費用弁償に関する条例並びに大刀洗町会計年度任用職員の任用に関する規則を令和2年3月に定め、令和2年4月からは、会計年度任用職員を専務的、補助的、またフルタイム、パートタイムとして採用してございます。今後も各課で必要な事務を補うため、会計年度任用職員を採用していく予定でございます。

次に、任用職員の数と町職員に占める割合についてでございますが、本年4月1日現在で会計年度任用職員の総数は123名で、町職員に占める割合は55.9%となってございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問をさせていただきます。

会計年度任用職員は、フルタイムとパートタイムに分けられています。さらにパートタイムは専務的パートタイムと補助的パートタイムに分けられていますけれども、それぞれの区分ごとの任用数はどのようになっていますか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 平田康雄議員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の専務的フルタイム会計年度任用職員の数は3名、専務的パートタイム会計年度任用職員は56名、補助的パートタイム会計年度任用職員が67名となっております。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、会計年度任用職員制度ができる前の職託職員と臨時職員という方がおられましたけれども、大体何名ほど任用されていましたか。分かる範囲で結構です。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 会計年度任用職員になる前です。職託職員と臨時職員であったときでございますが、令和2年3月末で職託職員が66名、臨時職員が43名でした。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 会計年度任用職員制度ができる前、臨時職員というのはもっと少なかったのかと思っていましたけれども、結構な数がおられるわけですね。

それでは、臨時職員の勤務時間ですけれども、これは配属される部署とか人によって異なると思思いますけれども、当時の職託職員の一日の勤務時間、これはどうなっていましたか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 図書館等については時間帯が異なる部分はございますが、基本的には令和2年3月末までは職員と同様、8時30分から17時15分まで、1時間の昼休みという形で、労働時間は7時間45分となっていました。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、会計年度任用職員のうち、このフルタイムと専務的パートタイムの一日の勤務時間はどのようにになっていますか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 会計年度任用職員の専務的のフルタイムとパートタイムの時間の違いかと思います。

専務的フルタイムは、職員同様7時間45分という形になっております。パートタイムにつきましては、専務的の場合は人によって違いますが、一日の勤務時間が7時間であったり、4日間で7時間45分の勤務であったりと、勤務条件は違っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） フルタイムと専務的パートタイムの待遇にはかなり差があるように私は思っているのですけれども、勤務時間が一日僅か45分短いということなんですね。分かりました。次の質問に進みます。

次の質問は、会計年度任用職員の位置づけや採用区分の変更などについてであります。

まず、令和5年12月に出された国の総務省通知では、「空白期間」の適正化とか適切な給与決定などについて出されたものですけれども、その中で適切な勤務時間の設定として、フルタイムとすべき標準的な業務の量がある職員について、パートタイムとして位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムより僅かに短く設定することは適正でないとされております。

そこで質問ですけれども、まず、専務的パートタイムの位置づけと、令和5年12月に出された国の総務省通知について、町としてはどのようにお考えでしょうか。

次に、標準的な業務の量がある職については、専務的パートタイムではなくて、フルタイムとして任用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 会計年度任用職員の位置づけや採用区分についての御質問でございます。

まず、専務的パートタイム職員の位置づけと総務省通知についての町の考え方についてでございますが、一定または相当の資格、技能、もしくは経験などを要する職務に従事する職員のうち、原則として勤務時間を週35時間以内としている職員を専務的パートタイム職員としているところでございます。

また、令和5年12月27日付の総務省通知につきましては、会計年度任用職員制度の運用に関する、「空白期間」の適正化や適切な給与決定、適切な勤務時間の設定、再度の任用について、総務省から各自治体に対し発出された技術的な助言と認識しているところでございまして、大刀

洗町におきましても、基本的に当該通知の趣旨を踏まえ、対応しているところでございます。

次に、専務的パートタイムをフルタイムへについてでございますが、各課で必要な事務を補うため、会計年度任用職員を採用するに当たり、フルタイム勤務すべき標準的な業務のある職務については適宜任用の見直しを行っているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問をいたします。

会計年度任用職員制度ができた当時、私は、嘱託職員のほとんどがフルタイムに移行するものと思っていたところですけれども、現状では、当時の嘱託職員のうち、フルタイムとして任用されたのは、僅か3名です。大半がパートタイムとして任用されております。

当時の町の回答では、非正規職員が不利益にならないようにしたいということでしたけれども、実際には勤務時間をフルタイムより45分短縮し、待遇面でかなりの差がつけられているように思います。非正規職員、特に専務的パートタイム職員に不利益が生じているのではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○議員（4番 平田 康雄） すみません。肝腎の質問を今から言います。

○議長（高橋 直也） 平田議員、今、松本総務課長を指名したんですけれども。

○議員（4番 平田 康雄） ここで、質問の内容が不利益が生じたんじゃないかと。そこで、質問としては、嘱託職員と専務的パートタイム職員の方針の違いです。これについて回答してください。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 嘱託職員から会計年度任用職員へという形で、その当時移行した際には、確かに45分短い形になりましたけれども、報酬等につきましては変わらないような形で移行いたしております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 当時の町の回答では、期末手当も支給するということでしたけれども、どの程度の会計年度任用職員に支給されていますか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 期末手当につきましては、時間が短い方、週三日を超えていない方等には支給されておりませんけれども、それ以外の方達には、今現在、補助的であれ専務的であれ、会計年度任用職員の方には期末手当のほうを支給しております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 分かりました。それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、会計年度任用職員の待遇や改善状況、あるいは再任用制度についてであります。

まず、会計年度任用職員の待遇や改善状況についてですけれども、各種手当の支給状況、休暇の状況、それに健康診断などの改善状況はいかがでしょうか。

次に、再任用制度についてですけれども、会計年度任用職員の任用期間は1年間で4回の再任用ができますが、最長5年間で任用期間が打切りとなるようです。その後の再任用はどうなるのでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 会計年度任用職員の待遇と改善状況についての御質問でございます。

まず、各種手当や休暇、健康診断についてでございますが、各種手当や休暇制度については、国家公務員における非常勤職員の休暇に準じた手当と休暇制度を適用してございます。また、健康診断については、一定の勤務条件を満たす会計年度任用職員については、福岡県市町村職員共済組合の規定に基づき、総合健診を受診しているところでございます。

次に、任用期間終了後の再任用についてでございますが、専務的会計年度任用職員については、勤務成績が良好な場合は、議員から紹介がございましたとおり、最大4回まで再任用ができ、最長5年間の勤務を続けることができるようになってございます。議員御質問の最長5年間の再任用終了後につきましては、これは初回同様に再度選考を経て採用をされる必要があるところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問します。

まず、勤勉手当について質問します。

今年の4月から会計年度任用職員に対し、勤勉手当が支給されるようになりましたが、なぜこれまで支給されなかつたのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今年度から勤勉手当も支給するという形になっておりますが、取扱いについては、国の基準を任用した形で町のほうで定めていますので、これまで国のほうでも支給がなかつたものを町でも取り入れたという形で今年度から対応するようにしております。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、次に休暇についてです。特別休暇は有給と無給の振り分けをされているということですけれども、これはどういうことですか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） こちらのほうも国の非常勤職員の基準に合わせたものとなっておりますので、無給であったり有給であったりという形で休暇制度がうたっております。
以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 国の非常勤職員に準じて行っているということですけれども、国の非常勤職員では、子の看護とか介護とか育児休暇などは無給となっているようでございます。

本町は子育て支援のための様々な対策を実施されておりますけれども、これらの子の看護や育児休業など子育て支援に関する休暇、これは有給にできないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） ただいま国家公務員の非常勤職員の休暇に準じた形としておりますけれども、近隣市町村の動向を踏まえて検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ぜひ、しっかりと対応していただきたいと思います。

次に、再任用についてです。会計年度任用職員の任用期間は1年間で、その後、4回は公募によらずに再任用できるということになっているようですけれども、最長5年間で任用期間が打ち切りとなるようございます。そこで質問ですけれども、公募によらない4回の再任用の報酬は前歴換算されるというふうにお聞きしておりますけれども、5年間の任用期間が終了した職員が再度の募集に応募して任用された場合、この場合は前歴はこの報酬に反映されますか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 5年間採用されまして、再度初回のように試験を受けていただいて、また新たに働いていただくような形になった際の給与については、下がったりせずに、その後からスタートするという形になっております。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、次の質間に移ります。

次の質問は、人事院勧告を踏まえた遡及分の報酬の支払いについてであります。

御承知のとおり、公務員は人事院勧告により給与の改定が行われた場合は、4月に遡って遡及分の支払いが行われます。しかしながら、人事院勧告を踏まえた引上げ分については、正規職員には支給されていますが、会計年度任用職員には支給されていないという自治体が多いようです。この点については、昨年5月に総務省から、非正規職員の給与を遡及適用を含め、常勤職員の取扱いに準じ改定することを基本とするとの通知があっています。

そこで質問ですけれども、人事院勧告を踏まえた遡及分の報酬の支払いについて、本町の対応はどうなっているか。支払っていないのであれば、その理由は何か。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 人事院勧告の遡及分についての御質問でございます。

まず、本町の対応についてでございますが、会計年度任用職員の報酬については、現在のところ、人事院勧告を踏まえ、翌年度に報酬の見直しを実施してございまして、遡及分の報酬支払いは行ってございません。これは、会計年度任用職員の任用に際しまして、毎年度、任用時点で当該年度の報酬や休暇などの任用条件を通知した上で任用しているところでございまして、仮に人事院勧告がマイナス勧告があった場合、年度中途でのマイナス改定を避けることにもなり、近隣の町村も同様の任用というふうに認識してございます。

いずれにしましても、今後とも近隣の町村の動向や、先ほど紹介がございました国の通知も踏まえ、今後検討をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 選及分の支払いについては、されていないということで、今後は近隣市町村の動向や国の通知を踏まえて検討することですけれども、会計年度任用職員の待遇改善を図るという観点からも、できる限り対応していただきたいと思います。

最後になりましたけれども、会計年度任用職員制度が導入されて今年で5年目となります。その間、国のはうから会計年度任用職員に関する事務処理マニュアルに基づいて、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用や勤務条件を確保するため、必要な対応を行うよう様々な通知が行われてきたところであります。

先ほども申しましたが、国の総務省通知では、フルタイムとすべき標準的な業務の量がある職をパートタイムとして位置づけることは適正でないということです。また、財政上の制約を理由としてフルタイムより僅かに短い勤務時間を設定することは、改正法の趣旨にそぐわないといわれています。

大刀洗町定数条例によりますと、本町の職員定数は115名となっておりますけれども、現状は98名で、17名も職員が少ない状況にあります。先ほどの松本議員の質問に対しても、最近は災害が多発して職員が足りないというようなことを言われておりましたけれども、職員の半数以上が会計年度任用職員であって、そのうちフルタイムは3名と、大半がパートタイムという本町の任用制度というのは好ましくないように思われます。

フルタイムとすべき標準的な業務の量がある専務的パートタイムです。本来は、これはフルタイムを含めて正職員として任用すべきだと思っておりますけれども、もし正職員でできないので

あれば、少なくともフルタイムとして任用すべきではないかと思います。5年間で一応一区切りは終わりますけれども、次に採用される方はそういう点をしっかりと検討すべきではないかと思っております。

一般的に理解を得られる相当の合理的な理由があるのか、改めて検証の上、慎重に判断とともに、引き続き会計年度任用職員の待遇改善に努めていただくよう強く要請するものであります。これで1つ目の質問を終わります。

次に、2点目の町民の表彰について質問します。

実は今年の2月頃、知り合いの方から子供の通学見守りボランティアの表彰についての問合せがありました。大刀洗町では毎年ドリームまつりのときに町民の表彰が行われているが、長期にわたり子供の通学見守り活動を行っているのに表彰されていない人がいる、おかしいと思わないかというようなことでした。本町では、大刀洗町表彰条例に基づき、町長や教育長、あるいは区長など、町の主要な役職にあった人や町民の模範として公人にあった人などが表彰されております。

町長や教育長など町の主要な職にあった人は分かりますけども、町民の模範として功績があつた人については、具体的な表彰の対象者や表彰者の決定の方法などが分からぬので、知り合いの方も疑問に思われたのではないかと思います。

そこで質問ですけども、1つは表彰の基本的な考え方についてであります。

まず、表彰の現状や表彰者の選定、決定の方法。次に、功労者の表彰基準。特に、社会的功労者表彰の基準。以上2点について、町の考え方をお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の町民の表彰について答弁をいたします。

表彰の基本的な考え方についての御質問でございます。まず、表彰の現状や表彰者の選定、決定の方法についてでございますが、議員から御紹介がありましたとおり、大刀洗町表彰条例に基づき、「大刀洗町の発展に功績があつたもの若しくは公共福祉の増進に寄与して、他の模範とするものに対し、その功績と栄誉をたたえ、もって町民意欲の高揚を図ることを目的」とし、毎年11月のドリームまつりにおいて表彰を行っているところでございます。

被表彰者の選考につきましては、毎年10月1日現在を表彰基準日として、選考基準に該当する者があるときは、その功績に關係のある部署の課長が内申し、表彰審査委員会において被表彰者を決定しているところでございます。

次に、功労者の表彰基準についてでございますが、表彰の種類は、町政功労者表彰と社会功労者表彰の2つがございまして、町政功労者表彰は、町長、町議会議員、副町長、教育長、区長及び地方自治法第180条の5に規定する委員が基準年数以上在職し、その職を離れたときに表彰

するものでございます。

一方、社会功労者表彰は、産業の開発振興に努めた者、社会福祉事業等民生の安定に努めた者など9つの区分を定め、特に町民の模範として功績のあった個人及び団体を表彰するものでございまして、表彰基準の詳細については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 社会福祉事業等の福祉の安定に努めた者の9つの区分についてでございますが、産業振興に努めた者、社会福祉事業等民生の安定に努めた者、保健衛生、地域医療の振興に努めた者、地域の環境改善、美化に努めた者、学術、芸術、体育その他教育、文化の振興に努めた者、伝統、芸能、技術等の保存、振興に努めた者、交通安全、災害、防止救助等に努めた者、町に対して多額の金品を寄附した者、その他前各号に準じて町民の模範となる者という形で9つ示しております、また、その1つずつに対しては表彰の基準というものを設けております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問をします。

町政功労者表彰は、町長や教育長や区長ということで、具体的に対象者を示されていますけれども、社会功労者表彰の対象者というのは具体的に示されておりません。それで、町民の模範として功績のあった個人、団体というふうにされております。

そこで質問ですけれども、社会功労者表彰の対象は、先ほど説明がありました9つの表彰区分に分かれているということですけれども、この区分ごとの表彰の対象者は基準を別に定めているということですけれども、この詳細な表彰の中身がその中で決められていると思うんですけれども、この表彰基準表というのは具体的にはどのようなことを定めてあるんですか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 一例で申し上げますと、一番初めに挙げております産業開発振興に努めた者という形であれば、地域のリーダーとして農家の生活改善や後継者の育成など農業の発展に貢献があった方だったり、商工会の役員だったり、中小企業等のリーダーとして組合活動、団体活動の強化発展や育成などをされた方など、一つ一つ定めております。その中で個人であれば12年以上、役員関係につきましては、その職を辞したときに表彰する、団体であれば20年以上の団体活動があった場合に表彰するという形に定めております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 私、御質問に当たっていろいろインターネットで調べたんですけれど

ども、この表彰基準表というのは公表されているんですか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 社会功労者の基準というものは公には公表はしておりません。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それから、表彰者の選定についてですけれども、このことについては、関係する課の課長が町長に内申するということですけれども、その課長はどのようにして内申者を選定されているんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 各課の課長より内申していただくような形になっておりますので、その際には基準がこういった形であるというものはお示しして、その基準に該当される方を各課から内申していただくようにお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それから、次に表彰者の数でございますけれども、町政功労者というのは表彰者が特定されていますので分かるけれども、社会功労者の毎年の表彰者数です。これはどのようにして決めておられるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 各課から内申があった方につきましては、毎年行っております表彰審査委員会の中で審査していただくような形で決定しております。数の制限等は定めておりません。以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、次の質間に移ります。

次の質問は、地域に貢献されているボランティアの表彰についてであります。大刀洗町社会福祉協議会法人化30周年記念誌によると、本町には20ものボランティア団体がありまして、それぞれの分野で積極的に活動されているそうであります。このボランティア団体は社会功労者表彰の対象になっているようですけれども、実際にボランティア活動を行っている個人は対象になっていないようであります。

例えば、子ども見守り隊で活動されているボランティアの皆さんには、雨の日も風の日も毎日子供たちの安全な通学のため頑張っておられます。なぜ見守り隊の個人表彰がされないのか、疑問に思っているところであります。

そこで質問ですけれども、ボランティアが表彰されない理由は何か。次に、ボランティアの個人表彰は検討できないか。

以上であります。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 地域に貢献されているボランティアの表彰についての御質問でございます。

まず、ボランティアが表彰されない理由についてでございますが、ボランティア団体につきましては、設立後20年が経過した時点で表彰を行っているところでございます。平田議員御指摘の子ども見守り隊につきましては、平成18年に活動開始され、10年が経過した平成28年に社会福祉協議会表彰を受けており、町の表彰については、20年が経過する令和8年に団体としての表彰を予定しているところでございます。

次に、ボランティア表彰の検討について、個人の検討についてでございますが、個人のボランティア活動については、町民の皆様の自主的な活動でございまして、町としてその活動状況や活動年数の把握などが難しい面もあるものと考えてございますが、被表彰者の選考や表彰基準などの在り方については、引き続き表彰審査委員会で検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問いたします。

大刀洗町表彰条例施行規則第6条に、「この規定に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める」という条文があります。先ほど、個人の表彰、ボランティアの表彰については、引き続き審査委員会で検討するということを言われましたけども、仮に検討して表彰ができないとなった場合でも、例えば、感謝状の授与など、これは町長が定めること、これはできませんか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 表彰に関しましては、表彰審査委員会のほうで検討していくということになっていくかと思いますが、その際に表彰できない場合ということですが、そういったことも含めて表彰審査委員会の中で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 先ほども申しましたけども、社会福祉協議会の記念誌によりますと、本町には20のボランティア団体があって、それぞれの分野で積極的に活動されていると。

先日、子ども見守りボランティアを行っている方に、表彰についてちょっとお尋ねしたんですけども、その方が言われるには、子供の通学見守りは健康のために行っているんだと。特に表彰などは考えていませんというふうなことでした。子供たちが楽しく安全に登校できればいいんだということでございました。

確かに、ボランティア活動は、町長が言われますように、町民の自主的な活動ということですけれども、それぞれの分野で頑張っておられるボランティアの皆さんに対して、何らかの感謝の

意を表する必要があるというふうに私は思っております。ぜひ表彰していただきたいと思いますけれども、仮に表彰が困難な場合でも、感謝状の授与などをぜひ表彰審査委員会でしっかりと検討して、何らかの対応を検討していただきますよう希望するものであります。

以上をもって質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで、暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で11時5分より再開いたします。

休憩 午前10時55分

.....

再開 午前11時05分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、10番、白根美穂議員、発言席からお願ひいたします。白根議員。

10番 白根 美穂議員 質問事項

1. 障がい者の環境整備について

○議員（10番 白根 美穂） 議員番号10番、白根美穂です。私からは、障害者の環境整備について伺います。

障害の理解を深めるための町民との交流や情報交換は大事であると考えます。ドリームまつりや自立支援協議会主催のサマースクールやウインターフスクールがありますが、ほかに障害者と町民が交流や情報交換を行えるような機会はどのくらいあるのか。

また、町民体育大会は住民の交流活性化も目的の一つとしてあると思いますが、障害者も一緒に競い合えるようなプログラムが盛り込まれていないのはなぜなのか、答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、白根議員質問の障害者の環境整備について答弁をいたします。

障害者に対しての町の取組についての御質問でございます。

まず、障害の理解を深めるための交流会や情報交換などの機会についてでございますが、大刀洗町では、議員からも御紹介がありましたとおり、大刀洗町に居住する障害児者の自立の促進に資するため、中立、公正な相談支援体制の充実及び障害福祉サービスの効果的な提供並びに社会資源の開発、改善などに関し、地域の保健、福祉、医療などの関係機関が連携し、障害者福祉に係る総合的な連絡調整を行うことを目的として地域自立支援協議会を設置してございます。

この地域自立支援協議会では、全体会や定例会、事務局会のほか、そのときの地域の課題をプロジェクトとして取り組む専門部会を設置してございまして、講演会やドリームまつりでの車椅子

子体験や視覚障害者疑似体験などは、差別解消啓発部会において、フリースペース団体や地域や就労へのつなぎについては、居場所交流部会において各種活動を実施してございます。各種活動の詳細については、担当課長のほうから答弁をいたします。

次に、町民体育大会についてでございますが、この質問については、教育委員会から答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 福祉課の矢野でございます。私のほうからは、自立支援協議会の各部会の主な活動について述べさせていただきます。

先ほどもありましたが、フリースペースだんだんというものがございます。こちらは、毎週木曜、ぬくもりの館で、対象者は障害者の方、社会や地域とのつながりが欲しい方、内容は、古切手の収集活動や様々なものでございます。B型事業所の体験会やレクリエーション等も行っているところでございます。

また、地域の方の交流としましては、ボランティア団体の交流としまして、ひと花咲かせ隊との花の寄せ植えを通じての交流会や、地域団体とのグラウンドゴルフ大会等を行っているところでございます。

当事者と関係団体の交流の場につきましては、あれこれ座談会、特別支援学校や特別支援学級の保護者、先輩保護者、子供会や関連機関の座談会でございます。障害者関係団体との自立支援協議会、差別解消部会との意見交換会等も行っているところでございます。

また、理解を深めるための啓発としまして、ドリームまつり、こちらにおきましては車椅子体験、視覚障害疑似体験、広報活動、広報紙の掲載、障害者週間のパネル展示、そして、今年初めての取組でございましたが、4月2日の世界自閉症啓発デーと、4月2日から8日までの発達障害啓発週間に合わせまして、大刀洗公園にございます菊池武光の銅像のブルーライトアップを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは私から、町民体育大会における障害者の方と一緒に競い合えるようなプログラムについての答弁をいたします。

現在実施しております町民体育大会においては、そのプログラムの中に、その競技内容、それから参加していただく方の障害の程度または状況、そういったものによっては参加していただけるプログラムもあるというふうに考えております。

また、これは以前いただきました、外国の方に参加を促してはどうかという質問の中でもお答えさせていただきましたが、例えば大刀洗音頭でありますとか、健康体操、大刀洗ウルトラクイ

ズ、旗取り、鈴割りといった競技については、事前の申込みが必要ございませんので、当日でも参加できるということで、参加のハードルは下がるものというふうに考えております。

ただ一方で、参加していただく方が自ら参加したいと思っていただけるような参加の呼びかけであるとか、参加に当たってのサポート体制、受入れ体制、こういったものについては十分ではないというふうに認識をしております。この点が、白根議員の御質問の趣旨かというふうに考えております。

こういった点を進めていくに当たっては、まずは交流が大事というふうに私たちも十分に認識をしております。現在行っております取組といたしましては、障害者の方々がお集まりになる場においてグラウンドゴルフの大会が開催されておりますが、その場に大刀洗町体育協会のグラウンドゴルフの部員と生涯学習課の職員が参加をさせていただきまして、指導、交流に当たっております。

また今後は、昨年度交流しましたニュースポーツのモルックというものがございますので、こういったものを様々な場に御紹介したいと思っております。障害者がお集まりになる場においても御紹介をして、まずは交流を図って町民体育大会への参加を含めた障害者のスポーツ参画を推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 様々な交流の場を設けられているという御答弁でしたが、交流される町民の方はほぼ同じ顔ぶれのように見受けられます。交流が広がっているような実感がないのですが、福祉課の課長、どう思われますか。

○議長（高橋 直也） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 今議員がおっしゃられるように、やはりそういったメンバーの固定化とかいうものは、この障害者の方々に限らず問題であるかなというふうに思っております。こういったことをやはり知らない方が多いというのが一番の問題かと思いますので、やはり引き続き啓発等を行うことが重要ではないかと私どもは考えているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 大刀洗町の体育大会についてですが、当事者から御意見を伺うと、やっぱり声がかかってこない、なので参加しづらい。回覧では参加希望ということで回ってきますけれども、私自身も大刀洗町に18年おりますが、隣組の組長をしているときにお弁当配りがあるから行くぐらいの感じで、自分の知らない人がたくさんいるところに自分から進んでいこうというのは、私でも行きたいとはそう思わないんです。

また、お声をかけられる方々は、いろんな団体の方にお声を、スポーツ団体とか、中学生とか

小学生とか、そういう決められた団体のところに主に声をかけられて、既にそこにコミュニティができているところに何も知らない者が行くというのはちょっと抵抗が、壁が高いと思います。なので、当日参加も可能ですよ、競技がありますから来てくださいと言われても、そこはなかなかちょっと厳しいところがあると思うので、やはりいろんなところに声かけをしていただけたらと思っております。

また、区長からは、参加者を募ることが難しくなってきている。校区対抗の種目は、人数をそろえることが厳しい等々いろんな意見をお伺いしております。先ほどもニュースポーツのお話がありましたが、分館の相撲大会がニュースポーツへ変更になったように、町民体育大会も種目の内容や在り方などを考える時期に来ているのではないかと思います。ボッチャという競技もございますので、そういうお考えはありますか。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 白根議員の御質問にお答えしたいと思います。

参加者のところに声がなかなか届かないというのは、障害をお持ちの方以外にも当てはまるこことだろうというふうに考えております。特に、御質問にありますような障害をお持ちの方に参加していただくためには、今までどおりの声かけの仕方では当然届かないだろうというふうに認識しております。ですので、まずはスポーツ交流を進めて、そういうやり取りができるような下地をつくっていきたいというふうに考えているところです。

また、今年度の私どもの課の目標について、障害をお持ちの方とスポーツというのを掲げておりますので、まずはできるところから、町民体育大会に今年度参加していただくというところまでは届かないかもしれません、進めていくように考えております。

また、それ以外の町民体育大会自体を見直す時期に来ているのではないかという指摘についてですけれども、それについては他方面から意見をいただいているところです。相撲大会をモルックに変えましたように、あるいは昔はソフトボールをしていたのをキックベースにえていたように、やはり形を変えていくということは必要かなというふうに考えております。ただ、今年度については4年間町民体育大会を全く開催できていないというところで、まずは一度従来の形で開催をさせていただきたいというふうに考えております。その中で反省点を集めまして、どういった形なら参加しやすい大会になるかというのを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 丁寧な御答弁ありがとうございました。ぜひ、障害者に限らず、町民の皆様が集え合えるような場にしていただけたらと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、障害者雇用促進についてです。町は障害者雇用について、どのような取組を行っているのか、町内にある企業との連携はどうなっているのかについて御質問します。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 障害者の雇用促進についての御質問でございます。

まず、町の取組についてでございますが、大刀洗町社会福祉協議会とこぐま福祉社会に委託をして、御本人の意向を確認しながら就労に関する相談を実施しております。

また、障害福祉サービスを利用した福祉的就労であれば、障害福祉サービスの申請を、一般就労であれば、ハローワークや障害者就業・生活支援センターぼるてなどの障害者雇用の支援機関を紹介しているところでございます。

次に、町内企業との連携についてでございますが、先ほど答弁いたしました地域自立支援協議会には商工会も参加しているところでございますが、現在のところ、個別の企業との連携は十分にはできていないのが実情でございます。この点、障害者雇用に特化した事業ではございませんが、昨年度から、町内の企業の雇用を促進する観点から、地域おこし協力隊の事業のプロジェクトの1つとして地域振興課と産業課が連携し、大刀洗町求人情報掲載事業を行っているところでございます。

また、今後、町内企業の見学会ができるのかというのを現在検討しているところでございまして、これに関連して、地域おこし協力隊と、先ほど来答弁しております地域自立支援協議会の居場所交流部会が協働して、障害者の皆様を対象に町内企業の見学会が開催できないのかというのを、まさに本日、居場所交流部会で協議をいただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 法定雇用についてお伺いします。

地方公共団体は、本年度4月1日から、2.6%から3%に上がっております。本町の職員の雇用はどうなっていますか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 本町の障害者雇用率についてでございます。

例年、福岡労働局からの調査が6月に行われておりますので、昨年度という形になりますが、町長部局のほうでは、昨年の令和5年6月1日時点では、雇用率は3.14%となっており、雇用率の達成はいたしております。

また、今年度6月1日時点で雇用率については、職員への調査を確認を行っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 地方公共団体の責務として、障害者雇用促進法第6条、まず、「自ら率先して障害者を雇用する」となっております。町が積極的な雇用をしているのか疑問に思うところです。パーセンテージとしては達成しているということですが、雇用の拡充を検討はありますか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 雇用率としては必ず守っていかなければいけないと思っておりますので、そういうたった障害者雇用については行っていきたいと思っておりますが、今のところどういった形で広げていくとか、パーセントを上げていくということはまだちょっと考えておりませんので、今後の検討課題かなと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 障害者を雇用するに当たっては、仕事内容の見直し等必要になってくるかと思います。積極的な御検討をお願いしたいと思っております。

また、単に働く場所を提供すればよい、機関にするだけでよいのではなくて、本人が存分に能力を発揮して、やりがいを持って働くこと、地域の中でいろいろな人とつながりながら働くようにするための仕組みづくりが必要ではないかと考えております。

本年度より重層的支援が本町でも開始されました。障害者に対してもそのような取組がなされるところでありますので、ぜひ本日の会議にも有意義な就労支援に向けての話し合いがされることを期待しております。

ひとつ御提案があるのですけれども、自立支援協議会でいろいろな検討をされているということですが、私も6年間、自立支援協議会の委員のメンバーとして携わさせていただきました。もう一つ、町には自分ごと化会議というものがございますので、ぜひその場でも障害者の雇用促進や環境整備等についての題目で協議していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えいたします。

まず、後者の住民協議会においてテーマ選定にしてはどうかということでございます。本年度については、既に農業振興で協議を行う方向で準備を進めていますので、次年度以降のテーマ選定の参考にさせていただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ぜひ、今、町内の事業所の求人票が出ておりますので、障害者の町内企業見学を本当に参加者が多く募っていただきまして、大成功になることを祈念しております。

障害者に対する理解が町民の方や町内の企業にも広がっていくことを念願し、質問を終わらせさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、白根美穂議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで、暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で13時より再開いたします。

休憩 午前11時26分

.....

再開 午後1時00分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

6番、安丸眞一郎議員、発言席からお願ひいたします。安丸議員。

6番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 節目をとらえた記念事業の取組みについて
2. 河川などに繁茂する水草の現状と対策について
3. マイナンバーカードの健康保険証利用移行に伴う町の現状の取組みと今後の対応について

○議員（6番 安丸眞一郎） 議席番号6番の安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、私の活動の基本であります安全、安心、心休まるまちづくりの観点から、通告のとおり、大きく3点について町長、教育長にその考え方について問うものであります。

それぞれ小項目ごとに質問を行ってまいりたいと思います。昼からの一般質問でございますから、それぞれ眠気に負けないようにしっかりとメリハリのある質問と答弁を大いに期待しながら早速進めてまいりたいと思います。

まず、大項目1点目ですけれども、節目を捉えた記念事業の取組について、次の2点について問うものであります。

まず、小項目1点目ですけれども、御案内とのおり、来年大刀洗町は町政70周年を迎えるわけでございます。記念事業などの考え方について問うものでありますけれども、昭和28年10月に町村合併促進法が施行されて、昭和28年から31年の3か年で約1万の町村数をおおむね3分の1に減少させることを目安として合併を促進することになったというふうに聞いております。いわゆる昭和の大合併と言われているかと思います。

そのような中、昭和30年3月31日に大堰村、本郷村、大刀洗村の3村が合併して本町が誕生しているわけでございますけれども、来年3月31日で町政施行70周年という1つの大きな節目を迎えるわけでございます。

大刀洗町が誕生した当時、昭和30年10月の国勢調査人口は1万3,861人ということで

ございますが、直近の国勢調査データによりますと、令和2年になりますが、1万5,521人ということで、住民基本台帳上の人団も直近では1万6,000名を超すというふうな状況になっております。全国的に人口減少が言われる中で微増傾向にあることは、これまでの子育て支援の充実などの結果選ばれる町の一つとして発展してきたのではないかと思っているところです。

そういう中で、来年度町政70周年という1つの大きな節目を迎えます。そこで記念式典や各種イベント等を実施することで町への愛着や町民相互の連帯感が一層深まるきっかけづくりになるのではないかと思っているところです。

そこで、小項目1点目の町政70周年という節目を捉えた事業の考え方について町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員質問の節目を捉えた記念事業の取組について答弁をいたします。

町政70周年記念事業についての御質問でございます。今、議員のほうから御案内がありましたとおり、昭和30年3月に大堰、本郷、大刀洗の3村が合併し大刀洗町が誕生してから、来年3月31日で70周年を迎えます。このため、来年度70周年の記念式典や記念事業を実施する方向で考えており、具体的な内容につきましては、今後検討をしてまいります。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 答弁ありがとうございました。記念式典等の考え方については分かりました。

特に、やはり記憶だけじゃなくて記録に残していく。具体的に申しますと、町政50周年のときに50周年の記念誌が発行されております。それから20年経過しておりますけれども、これは平成17年11月に発行されておりますけれども、やはり記録に残していくことも大事ではないかなというのが一つ考えがございますけれども、70周年に当たっての記念誌発行の現時点まだ考え的には未定かも分かりませんけれども、1年半ほどまだあるかと思います、約です。

なぜ1年半かと言いますと、例年11月のドリームまつり等に合わせた形での記念事業のある式典が開催されておりますから、あえて約1年半と申し上げましたけれども、先ほど来言っていますように、やはり記憶に残るだけじゃなくて記録に残すことも大事じゃないかなというふうに思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えします。

記録に残るために記念誌の発行について検討してはどうかという趣旨の御質問でございます。記念誌を発行するかどうかを含めて、今後府内で検討してまいりたいと思ってございます。

記録に残る、これは議員から御指摘がありましたように、一つの考え方だろうと思います。ただ一方で、それにはかなりの労力もかかりますので、それが50周年とか節目がいいところは当然そういうのを考えるんですけども、10年単位のところでどこまで毎10年ごとにやるべきなのかも含めて事務方のほうと十分検討して考えてまいりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 確かに、50年とか100年とかという大きな節目のときにいろんなイベント等をされるというのは、ほかの行事等でも分かりますけれども、やはり、なぜかこういうお祝い事というのは奇数年にいろんな意味で、大々的に30年、50年、70年、100年は大きな一つの節目ですけど。

実際、大刀洗中学校の同窓会にしても創立70周年で実際記念誌も発行されておりますけれども、10年ごとに発行していくば、それだけ労力は少なくなると思います。しなければ、50年一遍にどんと負担が来ますから、少しそこら辺りを意識されて、ぜひ記念誌発行を前提とした庁内での協議あるいはいろんな記念式典の在り方についても考えていただきたいというふうに思っておりますけど、再度の質問になりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

今、議員のほうからの質問の趣旨も踏まえて、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひよろしくお願ひしておきたいと思います。

それからもう一つは、やはり単発と言ったら申し訳ないんですけど、記念式典じゃなくて年間を通じての各種、例えば町の行事に対して70周年の冠をつけた行事をしていくとか、そういうことについてもやはり必要ではないかなというふうに思います。そうすることによってやはり町民の方が町政あるいは町に対しての愛着、関心を持つきっかけづくりにより機会が増えるというふうに思っておりますけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

同様の趣旨の答弁になって恐縮ですけれども、議員の御提案の趣旨も踏まえて今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） なぜ今この質問を出したかと言いますと、やはり来年度の予算編成時期も踏まえて、早めに提案型のこういった取組をしていかないといけないということで、あえて6月議会で出させていただいております。

やはり、ぜひともそういったこと、先ほど来申し上げておりますような趣旨を踏まえてぜひ検討をお願いしておきたいというふうに思います。あわせて、70周年の冠をつけた、先ほど、今日の午前中のほかの議員の質問の中にもありましたけども、やはり功労者表彰等も含めて御検討いただければというふうに思っております。

ちなみに、近隣あたりも紹介しますと、小郡市も昨年市政50周年でしたか、そういうのも年間を通じていろんなイベントが取り組まれております。今年になると、隣の鳥栖市あたりは市内に3つの公立高校がありますから、そこが野球の招待試合を開催するとか、そういうイベントも開かれております。大刀洗町の場合はそういった学校関係はございませんけども、高校についてはございませんけども、ぜひ年間を通じた形の70周年の冠をつけた形のイベント等の企画をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

1点目については、以上で終わっていきたいと思います。

次に、小項目2点目であります。

御案内のとおり、昭和20年の終戦から今年は79年目となりました。来年は80年という形のこれまた一つの大きな節目を迎えるわけです。東洋一と言われた大刀洗飛行場の歴史があり、昭和20年3月27日または31日の2度にわたる大刀洗空襲の歴史がある当町にとって地域や学校現場で風化させない取組が重要と思っております。

そこで、町長、教育長に考えや具体的な取組などについてお尋ねしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 戦後80年の記念事業の取組についての質問でございます。

この質問については、教育委員会のほうから答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、安丸議員御質問の戦後80年を迎える取組についてという趣旨だというふうに思います。答弁させていただきたいと思います。

先ほどの安丸議員の御質問にもありましたように、町にはかつて東洋一と言われた大刀洗飛行場があり、大刀洗空襲の歴史がありました。昭和20年3月末日の大刀洗飛行場への空襲により、近隣学校で下校中の子供たちの尊い命が失われるという悲惨な歴史もあります。その事実を風化させないよう人権が大切にされる社会の確立に向けた取組の一つとして、戦争は全ての人が人間らしく生きる権利を奪うものであり、最大の人権侵害との認識の下、地域そして学校において戦争のない平和な世の中を願う心を育てる啓発・教育等の取組については継続して行うということが大変重要であるというふうに考えております。

その考え方から、教育委員会では、毎年ですが、まず生涯学習課が人権・平和をテーマにした人権講演会や人権朗読会を開催しているのは御存じのとおりです。令和4年度には戦場カメラマン渡部陽一氏による講演会、町内外戦跡のフィールドワーク、昨年度は大刀洗空襲を題材としたギンギラ太陽'sの講演会を実施させていただいている。本年度は、戦争のない平和な世の中をテーマにした人権朗読会を予定させていただいているところです。そのほか、戦争・平和をテーマとしたパネル展示を毎年開催させていただいているところです。

学校教育におきましては、毎年平和に関する教育の一環として8月6日広島原爆の日や9日長崎原爆の日を迎えるに当たり、各学校では児童生徒の発達段階に合わせながら戦争がもたらす惨禍あるいは核兵器の脅威を理解する学習や平和を希求する心を育む学習に取り組んでいるところでございます。

特に、大刀洗空襲の歴史については、各学校小学校6年生の総合的な学習の時間に位置づけており、大刀洗飛行場の戦績跡や空爆の跡地を巡るフィールドワークを計画したり、あるいは大刀洗平和記念館の見学、戦争体験者からお話を聞くというような取組を行い、平和な社会の形成に参画する力を養っているところです。

議員御質問の戦後80周年の取組に関してですけれども、現在の教育委員会としては改めてイベントあるいは行事等は考えていませんが、戦後80周年という節目は重要視するべきだというふうに思っているところです。

先ほど申しました生涯学習課が主催します人権講演会や各学校で計画している様々な教育活動等の中で大刀洗飛行場や大刀洗空襲の歴史を風化させないよう戦争、平和をテーマにした取組を検討することは十分考えられるというふうに思っているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 答弁ありがとうございました。

生涯学習、一般の住民向けには、人権講演会等について、今年は戦争のない平和な世の中を題材とした講演会をされるということ、朗読会でした。それと、学校現場においては、大刀洗空襲等を意識した学習、私たちの頃は、例えば夏休みの期間中原爆投下された8月6日とか9日が登校日になって、その日に合わせて平和学習等が開催されていたかというふうに理解しております。

学校現場では現在どういうふうな形での平和学習の取組がなされているのか。また、来年度80年に向けての何かそちら辺り、具体的な取組状況等について教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 議員御質問の学校における平和授業の今後でございますけれども、昨年度、令和5年度までですけれども、8月6日、当日もしくは直近の金曜とかになりますけれ

ども、小中学校におきましては登校日としまして、登校の中で、学校の中で平和授業等が行われておりますけれども、今年度からではございますけれども、小学校におきましては、この8月が猛暑の中であるということでございまして、登下校の時間帯が大変暑いという状況でございますので、子供たちの安全確保のために今年度からですけれども、夏休み期間中の登校はなくすような形を取っております。

小学校におきましては、1学期の下旬、7月の中下旬になるかと思っておりますけれども、各学校それぞれですけれども、年齢に応じた平和学習を行っていくような形になっております。

また中学校におきましては、引き続き8月6日の登校は行っていくということでございまして、今年におきましては8月6日1校時におきまして平和授業を各クラスでやっていくというふうに聞いている次第でございます。

また、来年度の80年を迎えるに当たりでございますけれども、先般の町内校長研修会におきまして、来年度そういう戦後80年を迎えるということでございますので、校長先生のほうにお伝えして、来年は80年を迎えますので、学校の中で先ほど教育長の答弁にありました特に大きなイベントをするわけではありませんけれども、教師のほうから児童生徒に対しまして80年を迎えるということを踏まえたところでの指導をお願いしたいということで、こちらのほうから話をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 現在の小中学校の取組状況については、今の答弁で理解できました。

令和6年度からは、夏休みの期間中の登校日が小学校においてはなくなるということですから、7月中下旬の段階で小学校4校については平和授業に関することで時間を設けるということです。

それと、中学校はこれまでどおり8月6日の登校日は実施して、1校時ですると。これは、令和6年度については理解できましたけれども、やはり今後もそういう形で小学校あるいは中学校の登校日あるいは平和授業の在り方については今後は今答弁があった内容で進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 今年度から登校日、夏休みの小学校における登校日をなくしたことにつきましてですけれども、これは教育委員会からこうしなさいと行ったわけではございませんで、校長たちでの協議が行われまして、令和6年度、今年度から登校しないというふうに決まったわけでございまして、来年度以降も恐らくこのような猛暑、酷暑が続く場合におきましては引き続き夏休み期間中の登校はないのではなかろうかと思っております。

気候が、ある程度酷暑、猛暑がなくなるか分かりませんけれども、そういう落ち着いた今まで

どおり、以前くらいままでに気温が下がるというか、そうなった段階でまた校長会等で協議されるだろうとは思っておりますけれども、私たちの見解としてはこの猛暑、酷暑につきましては当分の間続くものだというふうに推測されますので、恐らく夏休みの小学校における登校はないのではないかろうかというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 当面の間はこういう形で、小学校については登校日をなくしてやつていくと。8月の始業式は28日からというふうに聞いておりますけれども、要は登校日をなくすことで、関連として時数的に問題はありませんか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 夏休みの登校日をなくした関係での時数関係で特に問題はございません。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 何回も申し上げますけれども、やはり大刀洗飛行場があつたことによってのそういった悲惨な歴史がある。その上に今日の平和の私たちが協議できているということを十分子供たちを通じてやはり平和学習を継続して進めていただきたいというふうに思っておられます。

それと、先ほど答弁の中にありましたけれども、やはり来年度は80周年という1つの大きな節目ということで、やはり学校現場としてもそこを意識した形で子供たちにしっかりと伝えていただきたいというふうに思っております。

特に、大刀洗町の遺族連合会で毎年4月下旬に戦没者の追悼式があつておりますけれども、やはり遺族の方々も年々少なくなっておりますし、体験者からもそういった悲惨な体験を聞く機会もだんだん少なくてきておりますから、ぜひとも今のうちに一人でも多くの方にそういった大刀洗町が誕生した歴史の背景にはそういったことがあるんだよということをやっぱり子供たちにしっかりと伝えていただきたいというふうに思って、大きな1点目の質問については終わっていきたいと思います。

次に、大項目2点目の質問に移りたいと思います。

2点目については、河川などに繁茂する水草の現状と対策について問うものであります。

まず、河川などに繁茂する水草の現状についてお尋ねをしたいと思います。

ため池等については、十三塚ため池に一部水草の発生が見られておりますけども、今年度しゅんせつ工事も予定されておりますので、ため池については令和4年度からの3か年のしゅんせつ

工事によって外来種の水草の発生は今のところないようになっておりますけども、やはり町内の、特に大刀洗川、陣屋川辺りでは、外来種の水草といわれるブラジルチドメグサとか、そういういた水草の発生が多く確認されているところです。

昨日も大刀洗公園付近を見てきましたけども、やはり大刀洗公園の管理棟下辺りからずっと川を一面を覆うように水草が大量に発生しております。間もなく田植えの時期となりますけれども、この水草が取水口に詰まったり、場合によっては水田に流れ込まないかというふうに心配されているところです。また、下流域への影響もあるんではないかというふうに思っております。

そこで、まずお尋ねをしたいと思います。このように河川などに繁茂している水草の現状について、担当課として把握されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員質問の河川などに繁茂する水草の現状と対策について答弁をいたします。

水草の現状についての御質問でございます。近年では、今議員のほうから御指摘がありましたとおり、大刀洗公園を流れる大刀洗川に外来種のブラジルチドメグサが、また町内の温水ため池、長助塚ため池、十三塚ため池においてホテイアオイがこれまでに確認をされているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そういうことで、いろんな外来種の水草が発生をしております。これにはいろいろと、観賞用の水草を捨てたりとか、そういうこともあり得るようです。また、外国からの輸入穀物に種子が紛れ込んでそれが原因になっているという状況もあります。

大刀洗の場合は、そういういた断定的な原因是分かりませんけども、いずれにしても現状として大量の外来種の水草が発生しておるわけでございます。そういうことで、以前お尋ねしたときもそうでしたけども、やはりこのことは河川管理者である県土整備事務所あるいは関係の流域自治体との協議や連携も必要になってくるかと思います。

そこでお尋ねしたいのが、2点目になるわけですけども、県や上流自治体との協議、あるいはそういうことに対しての町の取組状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 県や上流域自治体との協議など、町の取組についての御質問でございます。

まず、町内の農業用ため池のホテイアオイにつきましては、先ほど議員から御指摘がありましたとおり、ため池のしゅんせつ工事に合わせ撤去をしているところでございます。

次に、大刀洗公園の大刀洗川のブラジルチドメグサについては、その都度河川管理者でございます福岡県久留米県土整備事務所へ撤去していただくよう要望をしてきたところであり、直近で

は5月22日付で大刀洗川の水草除去に関する要望書を提出いたしてございます。

この点、これらの水草の発生原因につきましてはまだ十分に分からぬ点もございますが、議員のほうからも御紹介がありましたとおり、一部にはアクアリウムや金魚鉢用に販売されたものの逸脱との情報もございますので、今後町の広報紙、ホームページ等におきまして、川に放流しない、流れないように注意喚起も含め周知、啓発するとともに、福岡県に対しましても、地域住民に対し注意喚起を含め周知、啓発していただけるよう要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 町の取組状況については今答弁がありましたので、理解できました。

それで、先ほど答弁の中にありましたけれども、5月22日に県のほうに要望書を出されていいるということですけれども、まだ日にち的には2週間か、2週間ちょっとしかたっておりませんけれども、その後の動きが何かあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

要望書を出しまして、県のほうに要望を持って行って、お願ひしますという形で伝えておりますけど、その後の回答をまだいただいておりませんので、今現在、検討中かと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 1つは、最初に申し上げましたように、やはりこれから、6月下旬から田植えの時期になってきておりますし、その後も梅雨本番を迎えて大雨の時期になっております。そういうときは、やはり現在ある場所から大量に下流のほうに水草が流れ込むような状況になってきますので、ぜひとも。

5月に出されているから、それは、今年の取組については理解できましたけれども、来年以降もやはり担当課として道路巡回に合わせて河川の巡回も含めて、ぜひそういった情報なり、地域からの情報提供等があった場合には早めの手立てをしていただきたいと思います。

なぜかといいますと、やはりそういう堰を止めて田んぼに用水として流し込むわけですから、町内には6つぐらいの公園のところから、公園の1つ上流からずっと圃場整備した区間だけでも5つの井堰がございますから、相当な数の井堰にそういった水草が絡んで、維持をする関係者の方は大変な御苦労もされておりますから、ぜひ早めの対策をお願いしたいと思いますが、そこら辺りよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

道路パトロールと一緒に含めまして、河川の確認をした上で水草とかそういう状況があつたら、

早めに関係機関のほうに要望するなり何なり、また広報等で周知するなりの対策を取っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。ぜひ、早め早めの手立てをお願いしておきたいというふうに思っております。

それと併せて、答弁の中にもありましたけども、やはり広報等で住民啓発といいますか、そこら辺りをしっかりとネット等を通じながらも住民への啓発活動をお願いしたいというふうに思っているところです。

2点目については、以上で終わりたいと思います。

最後に3点目になりますけども、3点目の質問は、マイナンバーカードの健康保険証利用移行に伴う町の現状の取組と今後の対応について問うものであります。

御案内のとおり、今年の12月2日以降、現在の保険証が廃止をされ、マイナンバーカードを健康保険証として利用することになるわけでございます。医療機関や薬局などを利用する方、特に高齢者などは、どうなるかというふうな不安の声も聞かれるところであります。

そこで、マイナンバーカードの健康保険証利用に関連して、3点について問うものであります。

まず1点目は、マイナンバーカードの現在の発行状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員質問のマイナンバーカードの健康保険証利用移行に伴う町の現状の取組と今後の対応について答弁をいたします。

マイナンバーカードの発行状況についての御質問でございます。大刀洗町では、マイナンバーカードについては本年5月末現在の交付率が76.04%となってございます。この点、昨年9月末のマイナポイントの申込期間終了時点の73.73%からあまり数が伸びておりませんが、12月の保険証利用移行に向け、今後申請が増加していくのではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） それでは、1点目の現状については分かりましたけれども、次に、マイナンバーカードを取得していないといいますか、未発行の方に対する町の今後の対応、また医療機関への受診は具体的にどうなっていくのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） カード未発行の方への対応についての御質問でございます。

まず、町の今後の対応についてでございますが、9月、12月、3月の第2日曜日をマイナンバーカード休日受付窓口として開設するとともに、広報等での周知を行ってまいります。また、

希望者には、個別に施設や各御家庭へ出向いての申請も受け付けることができるため、住民の皆様が申請しやすい方法を選択していただける体制を整備をいたしているところでございます。

次に、医療機関への受診についてでございますが、現行の保険証の発行は12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなってございます。このため、12月2日以降は、マイナ保険証をお持ちでない国保への新規加入者等については資格確認書を交付し、それを医療機関等で提示してもらうこととなってまいります。この際、7月中旬の保険証の一斉更新から12月1日までに発行した保険証につきましては、令和7年7月末の有効期間までは引き続き使用することができるところでございますが、令和7年8月以降につきましては、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を発行することとしてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいまの答弁の確認になりますけれども、まずは今年の7月で国民健康保険証が更新されて、来年の保険証の有効期限内、7月末までは現在の国民健康保険証で受診できますよと。それから12月2日以降については、国民健康保険証の有効期限が切れた方については、資格確認証の発行というふうな答弁だったかと思います。

そこでお尋ねをしたいと思います。資格確認証、以前厚生労働省等のホームページを見ると、申請をしなければならないというふうなこともありますけれども、今は職権で資格確認証の送付というふうな流れになってきているかと思いますけれども、まずこれは該当者には職権で担当課から発行されるということで理解してよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回資格確認証を交付する場合は、申請をせずに交付をするということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） そうなりますと、例えばマイナンバーカードに保険証のひもづけがある方はよろしいんですけども、それ以外の方に対しての資格確認証の発行ということになると思いますけれども、具体的には、そのデータ的にはどういうふうな流れになっておりますか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

マイナカードに保険証をひもづけている方につきましては、その情報が国保連合会から町のほうにデータが参ります。そのデータを基にひもづけしていない方を抽出しまして、その方に対し資格確認証を交付するようにしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 国保連合会からのデータに基づいて資格確認証を必要な方に送送するというふうに確認をしていきたいと思います。

国民健康保険については理解できましたけれども、例えば後期高齢者についても同じような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療についても、同様の制度になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。

もう一点確認ですけれども、現在の保険証については有効期限1年間になっているかと思います。今後もしマイナンバーカード等保険証のひもづけをされていない方へ発行される資格確認証、これは確かに有效期限5年間というふうなことの情報がありますけれども、そこら辺りはどんなふうになりますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

原則的には、この資格確認証につきましては、被保険者証と同様のものとなりますので、基本的には1年ずつの更新になるかと思います。その中で、保険者によっては5年間、保険者の中で有効期限を決めることができますので、その場合は5年まで有効期限を設けることができますが、大刀洗町では1年間の更新でいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 分かりました。それで、やはり問題になってくるのは3点目になってくるわけですけれども、いろんな制度が変わると、一番心配になるのはやはり住民の方々で、特に高齢者の方が比較的多いのではないかなど。これは具体的数字はございませんけれども、感覚的な部分ですけれども、そういった方々への住民周知、あるいは場合によっては相談窓口も必要になってくるのではないかなどというふうに思っておりますけれども、町としての考え方についてお尋ねをおきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 住民周知や相談窓口など町としての取組についての御質問でございます。

マイナンバーカードにつきましては、引き続き普及促進を図っていくとともに、マイナ保険証への移行につきましては、広報紙やホームページを通じて周知をしてまいります。特に国民健康保険に関しましては、7月中旬に予定してございます国民健康保険証の一斉更新時にマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するリーフレットを同封するほか、広報7月号において周知を行うこととしてございます。

また、マイナンバーカード全般に関することは住民課の窓口において、健康保険証に関することは各保険者または健康課において御相談いただければと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） しっかりとした住民周知あるいは相談窓口の体制づくりもぜひお願ひしておきたいというふうに思います。

最後に、これからもふるさと大刀洗町が住みみたい町、また住み続けたい町と思っていただけるように町の課題解決にしっかりと私も声を上げていきたいと思っているところです。

これで、本日の私の一般質問を終わっていきたいと思います。

○議長（高橋 直也） これで、安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後1時43分

令和6年 第4回 大刀洗町議会定例会議録(第3日)
令和6年6月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和6年6月11日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	松元 治美
税務課長	田中 豊和	福祉課長	矢野 智行
地域振興課長	村田 まみ	産業課長	矢永 孝治
建設課長	棚町 瑞樹	子ども課長	平田 栄一
健康課長	早川 正一	生涯学習課長	佐々木大輔
会計課長	山田 恭恵	住民課長	案納 明枝
財政係長	福岡 信義	人事法制係長	辻 孝将

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和6年第4回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、町長より発言の申出がありましたので、許可をします。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。昨日の白根美穂議員の一般質問の答弁におきまして、一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

障害者の環境整備につきまして、町内企業との連携について、地域おこし協力隊と地域自立支援協議会の居場所交流部会が協働して、障害者の皆様を対象に町内の企業の見学会が開催できなかっただけで、居場所交流部会で「昨日」協議をいただいているところですと答弁したのですが、正しくは、「本日」協議をいただくことでしたので、お詫びして訂正をさせていただきます。

○議長（高橋 直也） それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております11番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いいたします。野瀬議員。

11番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 地域間格差について
2. 慶應義塾大学と連携したまちづくり支援事業について
3. 災害時の避難について

○議員（11番 野瀬 繁隆） 改めまして、おはようございます。議席番号11番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言の許可を頂きましたので、通告に従って質問を行ってまいります。今回、私は、3問の質問を予定していますので、簡潔な答弁をお願いします。

まず、議長にお断り申し上げたいのは、通告の順番が、大学連携、それから災害時の避難、地域の格差というような順番で通告をいたしておりました。今回、質問に当たっては、3番の地域格差、それから大学連携、そして災害の避難というような順番にしたいと思いますので、御了承できればお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 執行部、大丈夫ですか。

それでは、質問の順番を大項目の3番から、1番、2番という順で行うということで、許可を

しますので、質問をお願いします。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ありがとうございます。

それでは、まず最初は、地域間格差についてでございます。

昨年の6月議会でも質問を行いましたが、町の人口は微増しているものの、大堰校区においては、高齢化、あるいは人口減少、児童数の減少、空き家の増加など、まちづくりにとって大きな課題となっております。

一方では、豊かな土壤を生かした野菜づくりや大堰周辺の公共施設の集積など、ポテンシャルの高い特徴を持った地域でもあります。

そこでまず、1問目は、こうした大堰校区の人口減少、それから高齢化、児童数の減少——今、今年やっと100名超えたんですかね。空き家の増加などに対する現状認識と今後どういうふうに対応していくのか、基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の地域間格差について答弁をいたします。

大堰校区の人口減少、高齢化、児童数の減少、空き家の増加などに対する現状認識と今後の対応についての御質問でございます。

大堰校区につきましては、人口は減少傾向にあり、高齢化も進展をしてございます。児童数につきましても、減少傾向にございましたが、大堰小学校の児童数で見てみると、直近の10年程度は、昨年度を除き、おおむね100名前後で推移してございます。また、空き家は増加傾向にございます。

大刀洗町全体では人口が微増傾向にある中で、校区間の地域差があり、また、同じ校区の中でも行政区間で地域差が生じているのが現状でございます。

このため、現在の第5次総合計画策定時の校区別構想も踏まえ、今年度、人口ビジョンや大刀洗町の地方創生総合戦略である大刀洗よかまち創生プロジェクトの策定を行う中で、大堰校区の強みや特性、地域差などを踏まえ、戦略に反映させていくことも検討してまいりたいと考えてございます。

詳細については、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 大堰校区の人口減少、また児童数、そして空き家の増加について回答いたします。

まず、人口でございます。大堰校区の人口は減少傾向にあり、高齢化の進展することが見込まれております。平成26年3月末現在、大堰校区の人口は2,476名でございました。一方、令和5年度の3月末現在でございますが、こちらは2,166名、310名の人口減となってお

ります。

高齢化率でございます。高齢化率も同じく、2014年、平成26年度で30.5%のものが、令和5年度末ですと39.2%ということで、8.7%の高齢化率が増加しておるということでございます。

続きまして、児童数でございます。こちら2014年度、10年前でございますけれども、こちら101名の児童数でございました。その後、2018年が最高で119名。昨年度、2023年度が最少の88名、今年度が103名と増加傾向にございます。5年後の2029年度までが予測されますが、そちらは89名ということで、5年間ではマイナス14名となることが予測されております。

続きまして、空き家でございます。大堰校区の空き家は増加傾向にございます。令和3年度調査においては62軒が空き家となっております。これは、平成28年度のものが44軒となっておりまして、18軒の増加となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 先ほどいろいろな課題を申し上げまして、それを数字でお答えを頂きました。

確かに、地域の皆さん方と話しているときには、人口を増やすというのはなかなか難しいだろうと。だから、いかに人口を減らしていくかということをみんなで考えながらやっていこうじゃないかという話をよくされます。

そういう中で、校区センターの中でいろんな集まりがあつたりするのにちょっと私も顔を出したりします。そういう中で、例えば、マルシェであつたりいろんなことを皆さん方が非常に元気にやられるんです。こういう力というのをぜひとも引き出しながらまちづくりができるのかなというようなことも考えます。

だから、いろんな施策を、ただ、町だけでは当然できないと私も思っていますので、地域と一体、あるいは、どうかすれば、産業界といいますか、税とか、いろんな団体と一緒にになって、人口ばかりではないと私は思いますので、住んでよかつたばいというような、そういう町にしたいというのが私の考え方でございまして、いろんな施策を考えられるときには、そこらへんも併せて、加味して考えていただきたいと思います。

そして、そういう人口減少の社会の中にあって、持続可能な町であり続けるためには、町の暮らしやすさとか、子育て支援など、住環境の整備というのが、人口を維持していく上でも必要なではないかなというふうにも考えます。

そこで、これまで定住促進住宅、これ、各校区に建設しております。平成28年にはスカイ

ラーグ菊池で27戸、平成30年は上高橋で24戸、そして令和2年、これは大堰駅前になるんですが25戸、大体ほぼ100%近い入居率になっております。結果的には息の長い施策だとは思うんですけども、かなり実績としては上がっているのではないかというふうに思います。

そこでちょっとお尋ねをしたいのは、こういう課題がいっぱいある中の課題解決の一つの施策として、これまでに実績のある定住促進住宅整備事業を検討するというような考え方について、ぜひ町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 定住促進住宅整備についての御質問でございます。

定住促進住宅につきましては、本年3月に、大堰校区の区長会の皆様から、大堰校区の活性化のために、現在のスカイラーク大堰駅前の東側の隣接地に、スカイラーク大堰駅前の2棟目の建設ができないかということで、要望書を頂いたところでございます。

この点、今年度、先ほども答弁しましたが、人口ビジョンや大刀洗町の地方創生総合戦略でございます大刀洗町よかまち創生プロジェクトの策定を行う中で、今後の大堰校区の人口や子供の数の推移の予測、あるいは、今後どのような定住促進対策が考えられるのか、今回の地元の要望を踏まえて、スカイラークの2棟目の建設の是非も含めて、まずはこの審議会の中において、今後の大堰校区の人口減対策、少子化対策について幅広く議論いただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ぜひとも、今お答えいただいたような中で、いろんな議論をしていただきたいと思います。

地形的には非常に浸水する地域が多くて、限られたところにしか住宅が建たないのかも分かりませんけど、そういう中において、こういう住宅建設が仮にできるとすれば、非常に大きなインセンティブを与えるような気がして、大堰校区で見ればいいのかどうか分かりませんけど、そういうことに対して、非常に効果があるのかなというふうに私自身考えておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、当初に戻ります。

次は、慶應義塾大学と連携したまちづくり支援事業についてでございます。

以前より産官学連携という考え方がありますが、産官学連携とは、一般的に大学などの研究機関の研究成果や技術、ノウハウを、企業やNPO法人が活用するとともに、国や自治体が実用化や産業化への後押しをする取組であるというふうに、私は理解しております。

慶應義塾大学SFC研究所では、全国各地のいろんな地域と連携して、産官学の多彩な連携協力の下でプロジェクトを編成し、未来を共創する研究開発に取り組んでおり、活力ある地域社会の形成と未来社会を先導する人材育成など、様々な相乗効果のある取組を展開しているというふ

うに、ホームページで掲載をされております。

そこで、本町が実施しております慶應義塾大学と連携したまちづくり支援事業について、改めて問うものでございます。

まず、小項目ごとに行きますが、小項目の最初の事業の目的・成果などについてでございます。

1点目は、事業の取組に至った背景、それから経緯、目的は何なのか。

2点目は、慶應義塾大学SFC研究所と町の連携協定、これ、締結してあると思うんですが、どういう内容になっているのか。

3点目は、事業の具体的な取組内容はどのようになっておるのか。

4点目は、事業開始年度からの年度ごとの事業費というのはどういうふうになっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の慶應大学と連携したまちづくり支援事業について答弁をいたします。

事業の目的・成果についての御質問でございます。

まず、事業の取組に至った背景・経緯・目的についてでございますが、社会情勢の変化などに伴う業務の多様化や組織横断的な連携が必要となり、これまで以上に資質や能力を発揮できる職場風土の醸成や柔軟で視野の広い職員の育成が求められる中、これまで岩手県花巻市や長崎県壱岐市などで大学と連携したまちづくり支援事業に実績がございました慶應大学SFC研究所から、大刀洗町においても同様の取組ができないかとの提案を頂きまして、令和3年6月に連携協定を締結し、地域おこしに関する研究開発をすることにより、活力ある地域社会の形成と、未来社会を先導する人材育成、実学の促進等に寄与することを目的に取組を開始したものでございます。

次に、慶應大学SFC研究所と町との協定内容についてでございますが、SFC研究所に設置されております社会イノベーション・ラボと本町の緊密な連携のもと、相互に協力し、地域おこしや地方創生に関する研究開発に関する事、地域おこしや社会イノベーションを担う人材育成に関する事、両者の知的、人的及び物的資源の活用に関する事などについて、連携して協力することを定めてございます。

次に、事業の具体的な取組内容についてでございますが、SFC研究所の社会イノベーション・ラボの助言・協力の下、大刀洗町における大刀洗みらい共創プロジェクトの開発・実践を行う大刀洗みらい研究所を設置し、町職員や地域で活動する方、連携する企業の社員などが研究員となり、大刀洗町に新規事故を提供するテーマを設定し、地域での実学を推進するとともに、同様の仕組みを構築してございます他自治体との広域連携にも取り組むこととしてございます。

具体的には、例えば昨年度は、野菜が主役になるまちづくりを研究する「ベジタウン大刀洗構

想」や、未就学児の健康づくりを研究する「まほうのどうぐ開発」、あるいは、校区センターのめぐるステーションを起点にイベント等を実施し、地域コミュニティの場を創出する「校区センター活性化」、企業と行政をつなぎまちづくりを実践する「みんなのまちづくり人事部」、若年層のシビックプライドを醸成する「たちあらい高校」などにつきまして、テーマを設定し、研究実践し、3月24日に開催いたしました対話するまちづくりフォーラムにおいて研究発表をし、フォーラム参加者の皆様と意見交換をしてきたところでございます。

年度ごとの事業費につきましては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 年度ごとの事業費につきましてです。

令和3年度からこちらの事業を開始しております、開始年度は299万余、令和4年度、令和5年度、令和6年度はともに389万余となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） あまり難しい内容、私、正直ちょっと追いつけないところがございます。

要は、今の町長答弁にございました、いわゆる大刀洗みらい研究所をまず立ち上げるということみたいですね。その中で、人材育成といいますか、研究員を何名か、町の職員さんもおられるんだろうし、民間の方もおられるのかも分かりません。そこで研究テーマを設定し、大学の研究員の方からいろいろ助言を受けて、地域づくりに役立つような研究をやっていくんだという、それが一つかなということと、あと、対話のまちづくりにおけるプラットフォームみたいなことを、講演会をやったり、そういうことをされているように私は見受けます。

そこで、ちょっとお伺いしたいのは、各年度ごとに、今、事業費が290万から300万ぐらいだとおっしゃいました。当然、そういう研究の成果とかいろんなものが出てきておると思うんですが、一般的な受託契約とかであれば、完了しましたという完了届が出て、検査を行って支払いを行うという、そういう流れに、ざっと言えばなるんですが、この慶應大学との連携事業については、そういう成果品、令和3年度、実施報告書みたいなのを頂いて見たことがあるんですが、そういうのが毎年出てきて、どこの課か分かりませんけどその中身をちゃんとチェックをして、事業費に見合うと言ったらおかしいんですが、そういう検査といいますか、納品を見てちゃんと評価をして、次の年度どうしようかとかいうのが一般的なやり方だと思うんですが、そこら辺はどうなっているか、簡単にでいいですから教えていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

議員から今御説明があったようなことでございまして、その報告書を作成していただいて、それを担当課においてチェックをした上で支払いをしているものと認識をしてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） では、ちょっとまた後で質問するかも分かりませんけど、まず次の質問に入ります。

今、答弁いただいたように、事業の成果とかいろいろと上がっていると思うんですけど、まず、そういう成果をどう捉えて評価しているのかというふうに、こう、書いています。

1点目は、「大刀洗みらい未来研究所」における研究成果というものがあると思いますし、その成果を地域づくりにどう反映をされて、あるいは実践をされてきたのかというのが1点目でございます。

2点目は、「大刀洗つながりの学校P L A T」という取組の成果とその評価をどのように捉えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 事業の成果と評価についての御質問でございます。

まず、大刀洗みらい研究所における研究成果とその成果を地域づくりにどう反映、実践したのかについてでございますが、例えば、昨年度におきましては、ベジタウン大刀洗構想プロジェクトでは、野菜が主役となるベジ寿司という、野菜が魚のネタの代わりになっているようなお寿司を開発しまして、イキメン養成講座や福岡市内での交流イベントなどで活用したところでございます。

また、未就学児の健康づくりを研究するまほうのどうぐ開発プロジェクトでは、ピエトロと連携いたしまして、食育に使用しますランチョンマットを開発いたしまして、各町内の保育園での食育イベントを実施してきたほか、他企業とも連携して足育、「足」の子供の発達につながるような道具の開発を現在進めているところでございます。

また、地域コミュニティの場を創出する校区センター活性化プロジェクトでは、就業改善センターや大堰交流センターでのこども駄菓子屋の取組や、先ほど議員のほうから御紹介がありました大堰マルシェなど、各種のイベント等の取組に生かしているところでございます。

また、企業と行政をつなぎまちづくりを実践する「みんなのまちづくり人事部」プロジェクトでは、町内企業の雇用を促進する観点から、役場の庁舎の玄関のところに貼り出しておりますし、ホームページ等でも掲載しておりますけれども、大刀洗町求人情報等掲載事業を新たに行っていけるところでございます。

さらに、若年層のシビックプライドを醸成する「たちあらい高校」プロジェクトでは、大刀洗中学校の生徒の皆さんと一緒に、まずは何か一緒にやろうということで、たちあらい高校の校歌

の制作に取り組んだところでございます。

次に、大刀洗つながりの学校P L A Tの取組成果とその評価をどのように捉えているのかについてでございますが、大刀洗つながりの学校P L A Tは、子供から大人まで、町内、町外者、どなたでも御参加いただける対話をベースに、様々な人と出会える交流の場を開き、人とつながることやこれから時代に必要な話合いの技術や実践力を学ぶことができるまちづくり講座でございます。

昨年度は、「自分のマチに心地よい居場所をつくろう！」をテーマに全4回を開催し、町内外から多くの皆様に御参加をいただいたところでございます。

取組の成果とその評価との御質問ですが、これに参加している職員はもちろん、これから時代を担う小・中・高校生が大人とフラットな関係性の中で対話を経験することで、これから時代に必要な話合いの技術を学ぶとともに、町内の参加者には、外部からの新鮮な意見を聞くことで、改めて大刀洗町の強みや魅力を再発見し町への愛着を深める契機になるとともに、町外の参加者には、大刀洗町に関心を持っていただく契機となってございまして、例えば、参加者の中からはたちあらい応援大使に御就任をいただいたり、あるいは、大刀洗のまちづくりに自分も積極的に関わりたいとの思いで役場の職員採用試験を受験する方も増えてございまして、大刀洗町への誇りの醸成や関係人口の増加に寄与しているものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと質問がごちゃごちゃになるかも分かりませんけど、まず、みらい研究所に研究員の方がおられると思うんですが、現在でもいいんですけど、現在、何名の方が研究員としておられるのか、その内訳が分かればお願ひしたいというのと、併せてどういうテーマを持ってあるのかというのを、6年度でもいいし5年度でもいいんですけど、それを教えていただきたいというのと、研究の期間が3年とか5年とかで一応テーマを終えるというのは、その研究所の先生の指導にもよるでしょうけど、ずっと続けていって発展的に、最終的には、例えば、商品化できるとかいうことによって地産地消のものに寄与できるんだとか、そういう目的があると思うんですが、そういうところが、ちょっと聞きよってどうなるのかなというのが分かりにくいので、簡単に説明していただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

もし事実関係が違っていたら担当課長から答弁をさせますけれども、私が理解している範囲内では、例えば、昨年度であれば、先ほど答弁いたしました5人が研究員として研究をしており、先ほど申し上げましたベジタウン大刀洗構想やまほうのどうぐ開発プロジェクト、そういう研究をずっとやっているということでございます。

複数年にわたって研究をしている職員もございますし、昨年度から入ってきた職員もございます。例えば、先ほど申しましたまほうのどうぐ開発プロジェクトでは、一昨年前から同じテーマで研究し、最初にランチョンマットを作つて、それをもとに毎年度、各保育園で食育の授業をしています。また、それに加えて、昨年度は別の道具の開発のプロジェクトに取り組んでいるというところでございます。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 補足をいたします。

1期目、2期目、3期目で、ただいま4期目になっております。1期目が年度途中でございましたので研究員4名からスタートしまして、2期目が7名、3期目が5名、現在4期目となつております。8名となつております。

今年度でございましたら、2つ目の居場所という研究テーマで、空き家対策の研究を引き続き行つる研究員がいたり、町内での外国人との交流が研究テーマになつておるもの、また、会計年度任用職員の活躍推進についてなどという研究テーマも、今年度は新しく入つてきておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 次の質問に入ります前に、もう1回確認をしておきたいことが何点かございます。

この事業の大きな目的、一番最初におっしゃいました、研究をすることによって、あくまでもまちづくり支援事業ですから、そこで研究した成果とか、人材を育成していろんなまちづくりのリーダーを育てるとか、そういうイメージを持つんです。そういう方がいろんな分野で活躍をしていただける、校区センターであつたり、まちづくり団体であつたり、そういうところで研究成果を生かしていかれるのかなと、私自身勝手に思つていました。

今、いろいろと答弁いただきまして、一番最初、令和3年度に3人か4人の研究員の方がおられて、2つ目の家のプロジェクト、これはたしか、空き家をうまく利用した考え方のテーマだつたと思います。そして、私たちの福祉のプロジェクトということで、福祉関係のことをいろいろ、これはわりと具体的な課題で取り組んであったような気がします。それと、先ほどおっしゃられたまほうのどうぐですね。それと、野菜を利用した押し寿司みたいな、これは課長さんがやられていたのをテレビで見たことがあるんですけど。

あのとき私が思ったのは、それはそれとして、いろんなアイデアを出されてやられている。じゃ、それを製品にできないのかとか、発表会みたいのがあったときにこういうことをやつていますということで、いわゆる、野菜は決してメインディッシュにはならないんだという概念を捨

てたいというようなお話が非常に印象に残っております。それならば、例えば、野菜を作つてある方々と協力をしたり、あるいは栄養学的な分野の方をプロジェクトに入れたりする。そういう発展的なことになるのかなと考えていたんですけど。私だけかも分からぬけど、そこでちょっと終わったのかなというような感じも受けるし、最終的なこの連携事業が、私は技術屋ですから、今、長崎の話とか出されました、長崎の開発なんかは、慶應とはまた別に、長崎大学とかいろんな大学と連携して、具体的なまちづくりについて産学官が一緒になって研究して、そういうまちづくりを具体的に実施してある、そういう事例も聞いたことがあるんですけど。そういうイメージを私はちょっと持っていましたから、もう少しそれよりもソフトなものになるのかなということで、今までのお話を聞いておりました。

そこで、最後3問目になるんですけど、今いろいろとおっしゃいました事業の成果等をきちんと踏まえられて、例えば私が不足していると言うのは、産業界へのアプローチなどの事業の継続とか、あるいは見直し、検証とか、そういうものが多少必要かなというふうに考えます。研究期間も長く続くものもあるんでしょうし、短く終わるものもあるけど、その成果を、やっぱり実用化して、行政が後押ししていくような形でないと、なかなかこの事業をやっている意味がちょっとよく分からなくなってしまう、実感として感じられないんではないかなと思いますけど、そこら辺をどう考えてあるのかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

これはもう最後の質問と理解してよろしいですか。

○議員（11番 野瀬 繁隆） はい。

○町長（中山 哲志） まず、その前に、産業界との連携と今後の発展的な方向という御質問でございますけれども、これにつきましては、なかなかこれまで大刀洗町役場では、商工会、あるいは誘致企業会とは一部連携する部門がありましてやっておりましたけれども、それ以外の企業の皆様との接点というのが、残念ながらあまりなくて、そういう産業振興、あるいは産業間の連携なり、企業と連携したまちづくりという視点に乏しかったのではないかというふうに反省してございます。

こういう中で、この慶應大学等のみらい研究所の取組の中で、先ほども御紹介いたしましたとおり、企業と行政をつなぎ、まちづくりを実践するみんなのまちづくり人事部というプロジェクトが一つ生まれてございます。これは地域おこし協力隊の方がやっていただいている事業でございますけれども、町内のかなりの事業所のほうに訪問いたしまして、まず関係性をつくるところからやってございます。その中で、今、具体的な事業としてやっておりますのが、町内企業の雇用を促進する観点から、求人情報の掲載事業というのを今やっているところでございます。

また、それ以外にも、企業さんと連携して、こども食堂であったり、企業の事務所で野菜の販売をさせていただいたりとか、そういうつながりを軸とした企業との事業についても、今、取組を始めたところでございます。

今後これがどういうふうに広がっていくかというのは、また考えていきたいと考えてございます。

それから、今後についての、もっと大きな面からの答弁になりますけれども、慶應大学と連携いたしました大刀洗みらい研究所や大刀洗つながりの学校P L A Tの取組は、これまで答弁してきましたとおり、社会情勢の変化等に伴う業務の多様化や組織横断的な連携が必要となり、これまで以上に質や能力を発揮できる職場風土の醸成や柔軟で視野の広い職員の育成が求められる中、職員の人材育成や町民の皆様の大刀洗町への誇りの醸成、関係人口の増加に寄与しているものと考えてございまして、今後もさらによりよいものになるように、見直しを繰り返しながら、継続して挑戦してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 産学官連携そのものは、私も以前ちょっとやっておったものですから、非常にいいことだなとは思っています。

ただ、今、先ほど研究員が4名から8名くらいになつたりしているというお話があつて、ちょっと我々にその成果がよく見えない部分があるんです。例えば、毎年報告書が上がってくれば、その概要版的なものとか、そういうので私どもにある程度報告があれば、例えば私も地元に帰つたときに、こういうことをやっているから協力できないのかとか、参加できないのかとか、そういうことが言えるんじゃないかなと思うんです。今までこの件に関してあまり質問にならなかつたものですから、200万から300万、1,000万近い金をこの事業につぎ込んでおられる中で、今おっしゃったようなプロジェクトが立ち上がってますよと言つても、即、費用対効果をすぐ考えますので、そういうものでは決してないんだろうと思うんですが、少なくとも毎年の研究報告を、概要版でもいいですから、あるいは、これはホームページに載つているのかどうかちょっと分かりませんけど、そういうことで情報を発信していただく。この研究がどのくらいぐらい続いて完結していくのかとか、そういうことを、できるだけ情報を流していただきたいというふうに思うんですが、その考えはあるかどうかをお伺いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

この慶應大学との連携事業の成果について、見える形で議会への報告をという趣旨の御質問かと思います。

どういう形でお示しするのが一番分かりやすいのかというのは、また議会のほうとも御相談を

させていただきたいと思いますけれども、そういう趣旨もございまして、一昨年から、この大刀洗みらい研究所の研究発表をする場として、3月の末に、まちづくりフォーラムを開いて、そこで研究内容等を、町民の皆様ともども聞いていただけるようにしているところでございますので、また今年度終わりには同様の取組になろうと思いますし、また、議員の皆様方にも御案内してまいりますので、ぜひそのフォーラムに御参加いただければと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） できるだけそういうフォーラムにも参加するんですけど、例えば、その文書と言つたらあれですけど、何かそういう概要版みたいのがあれば、ほかのところに行く暇もなくて、一人のところにこう行って、ここは何しよんしゃあとかいなと思つたりしますので、全体のまとめたものがあれば、そういうのをちょっとお願ひしたいということを申し上げておきたいと思います。

以上で、大学連携事業については終わります。

次に、災害時の避難についてという質問に入りたいと思います。

災害時の指定避難所として、そのほとんどは、実際は中央公民館が開設され、利用をされております。

しかしながら、最近では、高齢化に伴い、近くの公民館とか、校区センターなどへの避難要望というのが強く聞かれたりをします。しかしながら、誰が開設するのかとか、避難設備が整っているのかとかの問題もありまして、利用されていないというのが実態ではないかなというふうに思います。

そこで、大刀洗町地域防災計画の第2編第1章第10節になるんですけど、避難収容対策についてという節がございます。

その中で1点目は、その節の前文に、避難所について速やかに開設、運営ができるよう実施計画を定めるというふうになっております。

そこで、そういう実施計画の策定がなされていると思うんですけど、そういう策定がされているのか、あるいは公表をされているのかというのをまずお伺いしたいということ。

2点目は、指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくというふうにもなっております。しかし、実態はどうなっているのかということ、また、避難所開設の判断基準や運営方法などを含めておく必要があるというふうに考えます。

例えば、中央公民館だけではなくて、14か所かな、何か指定避難所、今なっています。いろいろな災害の内容によっちゃ適宜開設したほうがいいという場合もございますので、今申し上げたような計画とか判断基準とか、そういう運営方法などがきちんと定められているのであればお伺いしたいということ。

3点目でございますけれども、いわゆる災害は、先ほどもちょっと申し上げましたけど、台風とか大雨、これは災害の内容によっては、どうかすれば校区センターのほうが近くていいのかも分かりませんし、その状況によっては近くの避難所をもっと利用しやすくするべきではないかなというふうに考えるところでございます。そういうことに対する所信をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の災害時の避難について答弁をいたします。

地域防災計画の避難対策についての御質問でございます。

まず、避難所の開設、運営のための実施計画の策定、公表についてでございますが、避難所開設運営マニュアルを策定するとともに、職員が迅速に避難所を開設できるよう手順を示した避難所開設カードを作成をしてございます。

マニュアルやカードの公表はしておりませんが、避難所の迅速な開設と適切な避難所運営に役に立っているものと考えてございます。

次に、指定避難所の管理責任者と避難所開設の判断基準や運営方法についてでございますが、指定避難所を開設する際には、対策会議におきまして、その都度、担当課と担当職員を定め、施設を開設・運営しているところでございます。

避難所開設の判断基準につきましては、町が避難情報を発令した際や、突発的な大事故や火災などにより避難所が必要となった場合、台風の接近により災害の発生が予想される場合などに避難所を開設してございます。

また、避難所の運営方法につきましては、1つの、1か所の避難所に職員を2名から3名配置し、避難所開設運営マニュアル及び避難所カードに基づき避難所の運営を進めているところでございます。

次に、近くの避難所、公民館などの利用についてでございますが、避難所を開設するに当たっては、安全性を第一として、災害の程度や避難者数のおおよその見積もり、空調設備等の条件を踏まえまして、基本的には中央公民館やドリームセンターなどを避難所として開設し、災害の規模に応じて開設をしているところでございます。

また、避難をされる方の約8割は、65歳以上の高齢者の皆様が多く、近くの公民館が避難所として開設されれば、御負担も軽減されるのではないかとは思いますけれども、全ての公民館に避難所を開設するには、職員の配置や避難所に必要となる資材等の設置などの面で課題もございまして、難しい面もあるものと考えてございます。

この点、北鵜木区や西大刀洗区などにおきましては、台風接近の前に公民館を自主避難所とし

て開放されている例もございまして、町としましては、このような取組を参考として、自主防災組織に各公民館を避難所として開設する訓練の御提案や、避難所資材の設置の検討を提案してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） まず最初に、実施計画は策定しているのかということに対しては、マニュアルですかね、そういうものを策定していますよと。そのマニュアルが、いわゆる今指定避難所になっている校区センターですとか小学校もあったと思いますけど、14ぐらいの避難所に適用されるんだろうと思うんですが、そういうふうに考えていいのか。あるいは校区センターなんかは、鍵いつも閉まっていますので、その施設の管理者が避難所の管理者になるのかどうかという、そういう判断もちょっとよく分からないので、改めてちょっとお伺いしました。

基本的には、よく言われるのは避難所が十何か所もあるやないかと。何で校区センターとか小学校とかを開けないのかと。それは、ちょっと私はなかなか避難する施設、用具とか、そういうのがちゃんと完備していない部分もあるから、まずは中央公民館を開けるということになっているみたいだからとはいうものの、先ほど申しましたように、近くの避難所にしたほうが非常に行きやすいということをおっしゃいます。

今、北鵜木ですかね、自主防災会等と連携して、事前に台風時期なんかは開けてありますという事例をおっしゃっていただきました。

避難に際しては、やっぱりそういう自主防災会との連携というのは非常に大事だろうと思うんですよね。そこが今から先、いろいろ詰めていかなくちゃいかんのかなと思うんですが、そういうことについて再度、各避難所のそういう開設の責任者といいますか、あるいは、その開設に当たって運営していくものあたりを、もう少し細かなというふうに言つたらいかんんですけど、ある程度、大きなフレームでもいいんですけど、自主防災会できちっと建ててくださいとか、そういうのを指導していただければ、各校区あるいは各自治区で自主防災会を持っていて、そういうことがしやすいのかなと思いますので、それについてのちょっと考え方があれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

現在のところ、災害時の避難所については、基本的に役場の職員が責任者として、あるいはスタッフとして開設しているところでございまして、どうしてもマンパワー上の制約があるところでございます。

そういう中で、やっぱり身近なところで避難所を開設にということであれば、議員のほうから御指摘がございました自主防災会等と連携して、どういうふうな取組ができるかということにな

ろうかと思います。

また、今、地域のほうでも、それぞれ防災士の育成支援もしていただいていると、そういう中で、どういうふうな地域における、そういう自主防災会としての活動ができるのかというところについては、役場としましても防災専門官等を活動いただきながら、どういう支援ができるかというのは今後とも検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 次に移ります。

2つ目は、第1章18節に避難行動支援者の安全確保についてという節がございます。これ以前、たしか私質問したと思うんですが、支援体制の整備において、避難行動支援者の名簿とか、個別の避難支援計画を作成し、避難支援の仕組みづくりを推進するというふうに書いてございます。

たしか、よく民生委員さんとか区長さんたちと、「避難してください」と、こう言っていくんですけど、ここに書いてあるような、避難行動の要支援者が誰なのかとかいうのがちょっとよく分からなくて、小地域協議会辺りで、この方には声をかけようとか、そういうことを実態としてやっています。

こういう名簿があるのか、あるいは、個別の避難支援の計画というのが策定されているのか、そこは実態はどうなっているのかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 避難行動要支援者の安全確保についての御質問でございます。

大刀洗町では、要介護認定者、障害手帳取得者など支援が必要な皆様の避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員、児童委員の皆様への情報提供への同意の有無を確認した上で、民生委員、児童委員の皆様の協力の下、避難行動要支援者を訪問し、普段からの見守り、災害時の声かけや、一緒に避難をする見守り協力員を選定し、個別避難支援計画の策定を進めさせていただいているところでございます。

詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは、避難行動要支援者の名簿の作成状況でございます。

今現在、名簿の登録者数は629名となっております。この名簿につきましては、名簿登録対象者の情報としまして、介護保険等で要介護認定者の方、それと障害者手帳を取得してある方などで、町でその情報を収集して名簿を作成しておるところでございます。

また、個別避難支援計画の作成状況ですが、この629名のうち383名の方が個別避難支援計画を策定されておるところでございます。

新しく名簿に搭載された方につきましては、民生委員、児童委員さん情報提供の同意の有無を確認した上で、民生委員、児童委員さんが、その提供した情報を基に避難行動支援者の方を訪問した上で、普段からの見守り、災害時の声かけや一緒に避難する見守り協力員を選定し、個別避難支援計画の策定を進めておるところでございます。

実際の避難時においては、自力避難が原則ではありますけれども、個々の身体状況により、民生委員、児童委員さんの声かけや、自力避難が困難な方については、見守り協力員の手助けが必要となる場合も想定されるということでございます。

いずれにおいても、避難支援の仕組みづくりは、地域づくりが重要になるかと存じます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと最後、時間がありませんので。

今625名の方が登録というか、支援者名簿に入っていますよということ。それで、避難支援計画を策定しているのが382名ということで、民生委員さんたちには、この全てじゃない、本人の同意が要るということを今おっしゃっていたと思うんですけど、ほとんどの方が、登録してある方とか、避難支援計画をされている方々は、大体民生委員さんに、こういう情報を出してもいいよということになっているのか、いや半分ぐらいしかいませんよというのか、そこら辺ちょっと具体的に分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 議員さんがおっしゃるように、こちらのほうで名簿は登録はしておりますけれども、やはりその中で、そういった情報を民生委員さん、児童委員さんに提供してもいいよという方がいらっしゃれば、その方につきましては、その民生委員、児童委員さんが、その方を訪問して、計画を作成するという形になります。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） できれば、この民生委員さんたちとか、区長さんもそうですけど、そういう避難の連絡を受けて回ろうということで声かけをしてあるんですよね。

そういう名簿登録になっている、あるいは同意がとれているとかいうのが、私はちょっと分からなかったものですから、民生委員さんとそういう区長さんたちだけではなかなか避難難しい、誰かが送っていこうとかいう話に実態はなるんですよ。

だから、そこいら辺を民生委員さんたちにできるだけ、お知らせしていいよと、いわゆる情報を出してもいいよというようなことの働きかけができればお願いしたいというのと、そういうことで避難のある程度徹底をしていきたいなど、地域では考えていますので、もう少しちゃ民生委員さんとお話ししていただきたいということで質問を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） 次に、5番、實藤量徳議員、発言席からお願ひいたします。

なお、實藤議員より資料の配付の申出がありましたので許可します。しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、5番、實藤量徳議員、質問をお願いいたします。

5番 實藤 量徳議員 質問事項

1. 複業人材登用による実証実験について

2. 農業問題について

○議員（5番 實藤 量徳） 議席番号5番、實藤量徳です。議長より発言の許可を頂きましたので、2点質問をさせていただきます。

まず先日、西日本新聞のほうに、複業人材登用による実証実験を行うというふうな記事が出ておりました。

その1、記事の内容によると、複雑化する中で、その道のプロフェッショナルにいろいろアドバイスをもらえるという協定を結ぶということに私は理解しておりますが、そのことについて、どのような経緯でなったのか、また目的をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、實藤議員質問の複業人材登用による実証実験について答弁をいたします。

どのような経緯、目的という御質問でございますが、まず通告いただいた実証実験の内容と活用方法について答弁させていただきます。

今回の実証実験は、株式会社A n o t h e r w o r k s（アナザーワークス）が提供する全国の自治体が抱える様々な行政課題と、その課題を解決できるスキルを持つ副業人材をつなげる複業クラウドf o r P u b l i cを活用したものでございまして、就任後は各分野における専門的な知識や技術を有する複業人材と大刀洗町の職員が連携・協働しながら、町の活性化や課題解決に向けたプロジェクトを取り組んでいくものでございます。

具体的には、今回は4名の方からアドバイスを頂くこととしてございまして、1つには電子決裁導入検討のアドバイザー、広報力強化のアドバイザー、広報誌のデザインのアドバイザー、業務改善のアドバイザー、それぞれ1名、計4名からアドバイスを頂くこととしておりまして、役場職員の意識改革や業務改善につながっていくことを期待して取り組んでいるところでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） これは期間がございますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えをいたします。

本年の10月31日まで、半年間ということでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 半年間で何か優良な、使えるなと思ったら本契約みたいな感じになって契約するんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えをいたします。

次の質問内容とも重なるんですけれども、今回の実証実験については、アドバイスを頂く4人の方には、秘密保持等誓約書を提出いただいた上で無報酬での参画に半年間はなってございます。

半年を超えて、そういうアドバイス等を頂く必要があるというふうに判断した場合は、また、別途契約を結ぶ必要がございますし、それはまた、予算措置等も必要になってまいりますので、そういうふうに判断した場合は、補正予算になるのか、来年度の当初予算になるのか分かりませんけど、もしそうなれば、また議会のほうに補正予算案として上程をさせていただくことになりますかと思います。

今の現時点では、半年間の無報酬でのアドバイスを提供いただくということでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） ありがとうございます。2番のどのような契約内容というのは、今のお答えでよろしいかと思います。

このA n o t h e r w o r k s というのは、どこからか紹介のあった会社なんですか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 株式会社A n o t h e r w o r k s に関しましてです。

東京都にあります事業所で、複業文化の醸成と複業の社会実装を目指したマッチングプラットフォームとなっております。

契約に至った経緯といたしましては、A n o t h e r w o r k s のほうより事業提案のほうを頂いて検討した結果の導入となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） そしたら一応半年で結果が、結果というか、見てどうするかということですので、それはまた半年後に結果をお知らせください。

それと、2番目の農業問題についての質問をさせていただきます。

町長の「新たな挑戦」に「担い手の確保」とありますが、農業等見た場合、特にいつも私、大

堰で三川地区ですので、周りがやっぱり高齢者になって担い手がない。放棄地という言い方、ちょっとおかしいんですけど、これに書いてあるように遊休農地がだんだん増えていると。

この今お配りした数字を皆さん見ていただけると分かると思いますが、三川地区というのが全然、解消が少ないんですよね。新規も出ていないんですが、本郷地区とかは割と解消が大きかつたりするんですけど、増えているのも増えていますけどね。そういうところというのは何かあるんですかね、原因が。

○議長（高橋 直也） 實藤議員、通告内容と少し質問が違うようですがも。

○議員（5番 實藤 量徳） 申し訳ないです。農地の利用の方法で何か原因があるのかなと思って、農業以外で。

○議長（高橋 直也） 通告内容から言いますと、どのような施策を行っているのかっていうのが小項目の1番にありますので、それをまず質問されたらと思いますけど。

○議員（5番 實藤 量徳） 分かりました。失礼しました。ちょっと飛びすぎました。何か施策ございますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、實藤議員質問の農業問題について答弁をいたします。

　　担い手の確保についての御質問でございます。

現在、農業従事者の高齢化や人口減少の進展に伴いまして、農業の担い手の減少や耕作放棄地の拡大が、日本全体で大きな課題となってございます。

このため、昨年度から地域での話し合いにより、目指すべき5年後、10年後の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向けた作業を進めておりまして、本年度末までの策定に向け、全地区とも1回目の話し合いを開催したところでございます。

あわせまして、スマート農業の導入や高性能省力機械・施設などの生産条件向上の整備を進めますとともに、担い手の集積促進事業や新規就農者育成総合対策事業などを通じまして、担い手の皆様への農地の集積や新規就農者の支援に取り組みますとともに、新たな補助事業の創設など、農業者の皆様にとって将来性のある経営が実現できるような施策を今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 各地区において、その話し合いを行われたと言われますが、どういうメンバーで集められたのでしょうか。年齢的なこともありますけど。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

地域計画の話し合いに集めたメンバーという御質問ですが、まず地域の中心となる農家で、その

ほかに農業委員、朝倉農林の職員、JAの職員、普及センターの職員、あと多面的機能の代表者と、あと区長さんというメンバーになっております。

年齢的には、やはりちょっと若い方が少なく、ちょっと高齢の方が多いような感触でした。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） そういうメンバーを集める際に、窓口というのが必要ですよね。いろいろな農業従事者の方、農業委員というのは役を持っていらっしゃるから、皆さん集まられるんですけど、そういう役を持っていなくて、普通の農家の方を話合いに来ていただく場合というのは、どのようにして来ていただいているんですか。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えします。

農家の方の把握はどうやられているかという質問でございますが、町としましては、農地台帳の耕作者から農家の方のリストを拾い上げまして、対象者はそこからまた振り分けて通知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それは、回数というのを決めてやって、いつ頃までに答えを出すみたいな形の話し合いなんですか。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

地域計画のスケジュールという御質問だと思いますが、現在、大堰校区、本郷校区と、あと菊池大刀洗校区という3つのくくりで話合いを行っておりまして、現在、各地区において1回目の話合いが終わったところでございます。今後、できたら合計3回程度の話合いができたらなど、うちの方では考えております。

話合いが終わった後に計画の作成は3月末までに終わらせる予定で、今、事業を進めております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 一応、3回でまとめ上げるということですね、結果等。それは、私たちもいろいろ勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2番目の、ちょっと先ほどごちゃごちゃになりましたが、特に、高齢のために農業を離れられる方で遊休地が増えておるということなんんですけど、特に三川地区の場合、土地自体が余って、

何も農地以外にできないという形になっているんですよね、割と。

大刀洗町自体が今いろいろ住みよい町とかなんかなつていて、人が増えていますけど、北側の方は菊池校区とかは人が増えて、家も建ち、いろいろな商業地も来ていますけど、三川地区、大堰、特に、三川地区というのは、農地の縛りというか、そういうのがあって、全く産業とかができるない状態になっております。

これを少し変えることはできるんですかね。町長としては変える意思がある、もうちょっと何か活性化させる考えがある、おありになるかどうかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） まず、通告いただいている質問についてご回答をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 今、實藤議員が言われたことも含めて、この問題をどのように考えているのかということで答弁をお願いします。中山町長。

○町長（中山 哲志） 2つ目は、耕作放棄地対策についての御質問でございます。

耕作放棄地対策につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、現在、目指すべき5年後、10年後の農地利用の姿を明確にする地域計画の策定に向けた作業を進めているところでございまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員で連携し、農地中間管理事業による農地の収穫、集約を推進しますとともに、農地等の利用の最適化の推進活動を通じまして、遊休農地、耕作放棄地等の発生防止と解消、新規参入の促進に努めてまいります。

また、耕作放棄地の解消のためには、担い手の確保、とりわけ新規就農者の確保、育成が、これは大堰校区に限らず、大刀洗町にとって最も大きな課題と考えてございます。

現在のところ、担い手の確保のために、何をすれば全て解決しますという回答は持ち合わせておりませんけれども、三井地区農業振興協議会など各関係機関と連携し、新規就農者総合対策事業などの支援事業等を通じまして、担い手への農地の集積や新規就農者の支援の充実を図りますとともに、新たな補助事業の創出など、農業者の皆様にとって、将来性のある経営が実現できるような施策を今後検討してまいりたいと考えてございます。

その上で、今、實藤議員から御質問があった趣旨は、三川地区において農業振興に変わるような産業振興ができないかという趣旨の御質問というふうに理解してよろしいでしょうか。

そういう趣旨でございましたら、まずは三川地区というのは、議員が一番御承知かと思いますが、本当に肥沃な農地に恵まれた地域でございまして、産業としては農業が一番適しているというふうに私自身は考えてございます。

また、土地利用なり、土地のいろんな法令上の制約からも、農振、農用地に該当する地域でございますし、床島堰土地改良区等の受益地となつてもございますので、そこに全く新しい産業、

例えば、工場団地なりを新たに計画するというのは、なかなか難しいというふうに私自身は考えてございます。

このため、この三川地区の現在の農地というか、土地利用としては、これからも農業振興を軸に考えていくべきではなかろうかと思ってございます。

また、それ以外の、例えば議員から御指摘がございました集落における人口減少の問題であつたりとか、それはまた今年度策定します地域創生総合戦略、よかまちプロジェクトの中で審議をして考えていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） よかまちプロジェクトとか、そういう、いつも計画だけになつてゐるような感じがするんですよね。ずっと前からそういう、人を増やそうとか、就農者を増やそうとかってなつていて、具体的に何も。いろいろ計画はされています、だけど結果として全然残っていないんで、新しい何かやり方っていうか、そういうのをしないと、だんだんと就農者もなくなつていくんじゃないだろうかと思うんですけど、いかがお考えですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えをいたします。

農業者、農業従事者の数の推移に関しましては、議員のほうから御指摘があつたとおりではないかと思っておりまして、何らかの形で町として取り組んでいかないと、なかなか難しいというのは現状ではないかと考えてございます。

このため、7月には機構改革も行いまして、これまで産業課として農政部門と商工業も一緒に持つておりましたけれども、農業に特化した課をつくりまして、農業の振興を考えていきたいと思ってございますし、本当に今、農業の振興については、待ったなしの状況だと考えてございます。

これから5年、10年が、おそらくこれは日本全体そうかもしれませんけれども、今後の農業の在り方を考える上で非常に大切な期間となってまいると考えてございますので、計画ばっかりというふうな御指摘でございますけれども、実効性のある事業について、どういう事業があれば、そういうところが少しずつでも解消できるのかというのを今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） ありがとうございます。

先ほど課長のほうから会議をやつてると、話合いをやつてると、というふうにお答えいただきましたが、もうちょっと膝を突き合わせたような感じの会議、本音を聞けるような。そういうしゃちほこばつた会議じゃなくて、みんなで本音でどうしたい、ああしたいと言えるような場をき

ちんと設けていただいて、今、就農されている若い方とか、もう離れようとされている方、何で離れたいか、何で自分の子供たちが継がないかというところをきちんとした形で聞いて、参考にしていただきたいと思います。

中山町長も言われたように、もう待てないような状況で農業というのは進んでいます。遊休地が進んでいます、増えていますので、なるだけ早めに有効的な打開策があるといいと思っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） これで、實藤量徳議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで、暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時57分

.....

再開 午前11時10分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願ひいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 説明員の職責について
2. 第3次行政改革大綱の評価と課題、見直しについて
3. 地方自治について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従って質問させていただきます。今回も締切りぎりぎりに出したんですけど、なぜか今回もトリではございませんでした。

なお今回、私、議員になってから通算99回目の一般質問となります。質問の中では、20年前等を振り返っての少し行政の大きな流れからの問題提起もいたしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

大きな1問目については、もっぱら町長の政治方針を尋ねるものであります。

前回の定例会でも、この一連の流れについては質問させていただいたところでございます。

12月議会で提案された条例案の一部については、反対多数で否決されましたが、その立法プロセスが非常に問題があると考えるものであり、なぜこのような議案が町長をはじめ多くの管理職の決裁を経て議会に出てきたものか、組織として反省と対応を求めたものであります。

そして、申し上げたかったのは、この一連の流れが突発的に発生したものではなく、前町政から続く一部の無理が通るような行政運営が何度も行われてきたのではないか、その延長線上で必

然的に発生した事案ではないかということでありました。

中山町政におかれでは、もし一部に不正常な行政実務があるとすれば、毅然とこれを戒め、適切な行政運営に当たっていただきたいと切に願う次第です。

さて、同様に、前回の議会でも述べましたが、この一連の流れの中で、説明員から議員の個人名を上げた上で、議員の問題提起は現状と違っていると、だから再説明をしたのだという御趣旨の御発言がございました。既に議事録において発言が確定しております。発言者の意図はどうあれ、そういうロジックになっています。

そこで、大きな1問目ですが、改めて問いますが、議会における説明員の職責とは何でしょうか。

第2に、当町の説明員は、その職責をよく理解しているでありますか。

第3に、このことに関し、前回の定例会や別途、町長宛の質問状を発しまして御回答を頂きましたが、こうした町長の御回答を聞く限りでは、ともすれば、理由をつければ、あらゆる言動が許容されるようにも解釈できますが、いかがでありますか。

以上3点につき、答弁よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の説明員の職責について答弁をいたします。

まず、議会における説明員の職責についてでございますが、町の事務は多岐にわたることから、執行部として議案等に対する議員の質疑や町の一般事務等に関する質問に対し、議場に出席して説明または答弁することが、説明員の職責と認識をしてございます。

次に、職員の職責の理解についてでございますが、基本的に理解しているものと考えてございます。

次に、議会での言動についてでございますが、地方自治法132条に規定されているように、議会では言論の品位が求められ、無礼な言葉の使用や他人の私生活にわたる言論はしてはならないとされてございまして、これは執行部の説明員も同様と認識してございます。

また、先ほど来、議員のほうから御指摘がございました12月議会の条例改正案につきましては、担当課が地域の運営委員会などと議論し、地域の声や利用者の声を大切にしながら業務を進めていることを改めて理解いただきたいとの思いで議長の許可を得て補足説明をしたものと認識してございます。

この際、職員には、平山議員の質疑内容を批判をしたりとか、あるいは責任を議員に押しつけたり、議員の名誉を毀損する意図はなかったものでございますが、議員がそのように感じ不愉快な思いをされたということでございましたら、この場をお借りしておわびを申し上げます。

いずれにしましても、いろんな思いを持って職員にしても発言をするんですけれども、これ一

般論で申しますと、発言をした意図と発言を聞いた方の受け止め方が違うということは、いろんな場面でもあろうかと思います。

そういうことも踏まえまして、今後、議会での発言等については、これからも真摯に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では再度、再質問させていただきます。

そういうことについては、おわびの言葉を頂きましたが、その意図はなかったと言っても、例えば、見解の違いであろうとか、御見解の相違ではなかろうかとか、認識の相違ではなかろうかという御発言なら、まだぎりぎり分かるんですが、私の問題提起が現状と違うと。すなわち、私が現状について間違っている旨の御発言であり、看過できないものでありますので、お互いの受け止めが違うで終わらせてしまえば、いろんな事件になったり、そういう訴訟になることはないわけでして、お互いの受け止めが客観的に見てどうであるのかというのを、やっぱりそこで真摯に受け止めなくてはいけないと思います。

先ほど述べましたが、見解の違いであろうと思うとかいうところでおさまればいいんだけれども、これは明らかに私の現状との違いを痛切に感じたので再説明させていただいたということで、明快に私のことを言われたということを申し上げてまいったとおりですし、こんなに明快に名指しして、現状と違うなどという説明員も全国におりませんし、同様のことを言われて黙っている議員も全国にいないと思います。

それはもし他町、他自治体でこういう発言があれば、直ちにやっぱり戒められる発言であろうと思います。

解釈の違いとか意図の違い、受け止め方の違い、そういうつもりではありませんでしたで片づけられる御発言ではないと思いますのでありますし、議員の正当な活動に対する重大な攻撃であろうと思いますが、やはりこの点については、どのような意図であれ、議員の発言が現状と違うというような認識を解釈をされるような発言があったということで、やはりその部分については不適切であって、例えば、今後、同様の発言がないように、あるいは今後同様の発言があれば戒めるようなということで、今後の方針や、これ自体がやはり同様に不適切な発言であるということについては、改めて御確認いただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複する部分があつて恐縮なのでございますけれども、いろんな思いがあつて発言したとしても、発言を聞く方によつては、やっぱり受け止め方が違うというのは、いろんな場面であろうかと思ってございます。

そういうふうな発言者の真意なり意図と違って、受け止められるということもまたあろうかと思います。

いずれにしましても、受け止め方によっては、そういう受け止められ方があるんだということを認識した上で、今後とも議会での答弁というのは真摯に対応してまいりたいと思いますし、そういうことは職員にも伝えてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 再度、御確認いたしますが、同様の御発言が今後あった場合、どのような対応をなさるのか。今回のようにまた受け止め方の違いで終わるものか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

重複な答弁になって恐縮でございますけれども、そこはやっぱり受け止め方の違いというのはどうしてもあろうかと思うんです。いろんな発言、いろんな場面の発言、これ社会生活を行う上で、いろんな発言が発言者の意図と聞いている方の捉え方が違うという場面はあろうかと思いますし、そういう意図ではなく発言したことについて、ちょっとうまく答弁できませんけれども、うまく伝えられるか伝わるかというのは、その時々の状況なり、同じ発言を聞いても別々の人間が聞けば、別の捉え方もされる場面というのはあろうかと思いますので、そういうことも含めて、そういう捉え方、自分の伝えたい意図とは違った捉え方もされることがあり得るんだということを念頭に置きながら真摯に答弁等には当たっていきたいと思いますし、そのように職員にも伝えていきたいと思ってございます。

同じような発言が繰り返されたらどうするのかというふうな御趣旨の御質問でございますけれども、それは意図をもって繰り返すということであれば、それは問題だと思いますけれども、意図せざる面で、そういう意図ではない発言について受け取られた方がやっぱりそれはおかしいということは、それはあり得るんだろうと思ってございます。それはその都度その都度丁寧な説明に心がけていくということではないかと思ってございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 例えば、私が申し上げた客観的な数字が間違っているとか、人口が間違っているとか、法の適用が間違っているとか、それならまだそう言われてもしょうがないかと思います。ただ、それは感覚の問題ですよね、今回言われているのはね。

私は、住民の代表として当然、これはもう議会の議決を外れることになれば、当然、議会の監視が行き届かなくなるではないかということを極めて自然な質問をしたつもりです。

それに対して、多分、執行部側は、いやそれは外すけれども、管理団体ともよく話し合いますし、決定したことは議会に報告しますから大丈夫ですという、それだけの話ですよね、要はね。

だから説明員の説明することとしては、確かに議会の議決は外れますけれども、それを補う手段として、地域の管理団体ともよく相談して決定しますし、変更した場合は、可及的速やかに本議会に報告しますので、何とぞ原案のとおりの御可決お願いしますだけですよね、言えることって。

何でそこに私の現状と違うなどということが。しかも、この前も言ったけど、答弁で、答弁の混乱の中でとっさに口が滑ったんじゃなくて、わざわざ議会が追加説明を許してあげた、そこでこれを言うんです、職員が。これは極めて異様な発言だろうと思いますし、同様の御発言が他の自治体等でもありますでしょうか。ちょっとそこを御確認ください。お答えいただければと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

他団体において、同様な発言があるかどうかについては了知をしておりませんが、先ほど来、議員のほうから言われております12月議会での答弁においては、議員の認識が違うということを言いたかったことではなくて、行政、議員のほうが先ほど御説明されたとおりなんですが、行政の一方的な判断で使用料を変更するのではなくて、そこは地域の皆さんのお意見を聞きながら判断をし、また議会にも報告していくんだという趣旨を念頭に発言したものであろうと考えてございまして、それが言葉足らずだったのか、その表現が適正でなかったのかという点はあるかもしれませんけれども、議員がおっしゃるような、議員の言動を否定するような趣旨で申し上げたものではないというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、小さな2点目に行きます。

先ほど職責についてお答えいただいたんですけど、議会において議員と行政の説明員というのとは職責が異なるわけですよね。そこはよろしいですか。

どちらかが上とか下じゃなくて、どちらも対等な立場ですが、私どもは選挙で選ばれた住民の代表として、憲法や地方自治法、根拠法令に基づいて行政運営を監視したり、行政に対して疑義を正したり、自治体の意思を決定するための権限行使しています。

その中で当然、行政の提案に疑義があれば発言しますし、是正を求める発言になることもあると思います。これに対して、行政側は、町長の方針の下、また指揮命令の下、議会において議員の質疑に対しての説明責任を求められると、おっしゃられたとおりだと思います。

そういうことで、対等な関係ではあるが、職責は違います。すなわち、党首討論のように、大体同じフィフティー・フィフティーというか、同じ職責で議論する場ではないということです。

その点、答弁発言は、やっぱり説明員の職責の範囲から大きく逸脱すると思いますので、町長

さんの回答もありましたが、今後においては十分意図があるなしに関わらず、こうした明らかに職責を超えるような発言がないように、今後お願いしたいと思います。

それから、3点目ですが、お答えいただきましたけど、例えば、強い気持ちがあれば発言が許されるのか、それから、そういうつもりがなければ発言が許されるのかという御発言に御説明になりますと、じゃ議会もそれでいいのかという話になりますので、その辺については十分お考えいただければと思います。

それから回答書の中で、一方で議員による圧力や圧力による萎縮、恐怖等の懸念と書いてあります、これもやはり、ちょっと筋違いのお話だと思いますがね。

我々は、議員の職責に基づいて行政の不適切な言動について、あるいは事業について、当然、職責に基づいて正す権限も責務もございますので、これは私が不適切だと思われる発言について正したら、その圧力や恐怖感とか萎縮になるというのは、余りにも、やっぱり御自身の都合のいい理屈を振り回していらっしゃるようにお見受けします。

私は、圧力ではなく行政組織の正常化をお願いしているわけであります。その点はお間違いないようにいただきたいと思います。

それから、議会と行政の違いですが、議会は合議機関ですので、全議員が対等であり、議員に対するあらゆる処分や意思決定も合意形成や議決が必要になります。行政は独任制であるので、町長が職員に対して全ての責任を負うものではないでしょうか。この違いもよく御理解いただきたいと思います。

そして、そこに、私は今の行政組織の風通しの悪さもあるのではないかと思います。組織的な反省等についても求めているところですが、組織的な反省や相互批判が闊達に行われないことが、一部に不正常な状態を招いているのじゃないでしょうか。

行政内部にでも、やっぱりこれではいけないと、行政の健全化を求める声は少なくないと思います。そうした声に真剣に耳を傾け、組織のさらなる健全化というものを図っていただきたいのですが、改めていかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

組織の健全化ということでございますけれども、まず、12月議会等において、議案の字句等に誤りがあったというのは、率直に反省をしております。その上で、組織的にきちんと、そういう議案等のチェックの体制をとるべく、本年7月の機構改革においては、総務課内に新たに行政係を設置することいたしてございます。

また、本議会の議案におきましても、関係課長等含めまして、議案の読み合わせ等チェックを確実に行ってきましたところでございまして、今後ともそのように対応してまいりたいと考えてござ

います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） よく分かりました。中山町政の2期目に当たっては、今回の一連のいろんな事態を真摯に受け止め、また行政内外の声にも真剣に耳を傾けて行政運営に当たっていただきたいと、心から願うものであります。

大きな2点目であります。

小都市との合併を問う住民投票から20年が過ぎました。振り返りますと、住民投票を実施したのが平成16年の6月ですから、まさに20年前の今月、この小都市との合併に関する住民投票が行われたということになります。改めて、やっぱりこの大刀洗町の歴史の中でも極めて大きな出来事であったろうと思います。

また議会改革についても、この合併問題を機に始めたこともあり、同様に議会改革についても約20年、そして途中、基本条例をつくって10年という、今年が節目の年度でもありました。

今後、これから御答弁にもあるかもしれません、この20年前、地方分権や三位一体の改革という名目で、あるいは痛みを伴う改革、聖域なき改革ということが、地方に特に押しつけられて、地方行政の合理化や地方交付税の削減が強行され、その一環として市町村合併の推進、地方交付税の削減という、言わばあめとむちのような地方に対する兵糧攻めが続いた時期がありました。

こうした政府による地方締めつけの中で、当町としても財源の確保が難しい状態となり、歳出削減と財源確保の立場から第3次行政改革大綱が制定され、平成18年から5年間をめどに実施されたと認識しております。

この中で、住民負担の増や団体への補助金の削減、あるいは職員の削減や民間委託の推進などが実施されてまいりました。

職員の削減や非正規職員の増加については、これまでも是正を求めてまいっており、中山町政の下では増加には転じているところであります。

ただ、このプロセスを見ても分かりますように、職員を一時期削減しすぎたということについては認識が一致するところではないかと思います。このほか、住民負担増、サービス削減、補助金減なども多数実施されております。

そこで質問ですが、第3次行政改革大綱が平成18年に策定され、18年近くが経過しようとしています。

第1に、当時の政治的状況を踏まえた成果と課題をどうご覧になっていらっしゃるでしょうか。

第2に、財政難を理由に様々なサービス削減、補助金の減、住民負担増が実施されたと認識しておりますが、その主なものをお示しください。

3点目に、当時の地方交付税削減などの情勢に比べ、近年は財政状況も異なっており、当時改定されたままの住民負担増などは、現状を踏まえて見直しが可能な、あるいは見直すべき時期だと考えますが、いかがでしょうか。

以上3点につきまして、御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の第3次行政改革大綱の評価と課題、見直しについて答弁をいたします。

まず、成果と課題についてでございますが、第3次行政改革大綱については、議員からも御紹介がありましたとおり、平成16年6月に実施をされました住民投票の結果を受けて大刀洗町が単独の道を選択し、町が自立していくためには、原点から行政サービスの在り方や基準、住民負担の見直しが必要であるとして、効果的な行政運営と地域、住民との協働、財政の健全化、この3つを3本柱として、平成18年度から22年度までの5年間を推進期間として、平成18年3月に策定したものでございます。

この際、町は地方自治法に定めております住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるという基本原則に立ち、組織機構の見直し、徹底した経費の削減、職員の削減など、全ての事務事業の見直しを行い、限られた財源の中で、より効率的かつ効果的な行政改革に努めながら、大刀洗町の自立に向けたまちづくりを推進していくこと、そして、町は、積極的に情報の提供や説明責任を果たすとともに、住民にも自分たちでできることは住民自らが進んでやるという行政依存体質からの転換意識を持ってもらうなど、住民の参画を進め、住民、地域、行政がそれぞれの役割に応じた協働のまちづくりを推進していくという、この2つの自立に向けたまちづくりの推進と住民の参画と協働のまちづくりの推進、この2つの基本方針については、現在でも意義があるものと考えてございます。

議員御質問の成果としましては、単年度収支が黒字基調に改善するなど、財政の健全化に加えまして、各校区において、それぞれの自主性に基づいた地域づくりの取組がスタートしたことは、大きな成果と考えてございます。

次に、見直しについてでございますが、近年、議員のほうから御紹介がございましたとおり、財政状況は健全化いたしておりますが、これはこれまでの行財政改革の成果に加え、近年のふるさと応援寄附金の増加が大きく寄与しているところでございまして、一方で、昨年度の財務省の財政制度等審議会の財政制度分科会において、ふるさと納税の収入を特定財源ではなく、一般財源として扱うことも将来的には検討していくべきではないかと問題提起されるなど、ふるさと納税制度は、将来的な存続の有無を含め、今後も安定的な財源となり得るかどうかについては不確かな面があることも事実でございます。

また、今後も扶助費の増加や下水道をはじめ老朽化する公共施設の大規模改修や長寿命化改修が見込まれるところでございます。

このため、今後とも、その時々の財政状況やふるさと応援寄附金の状況などを総合的に勘案の上、毎年度の予算編成において、それぞれの補助事業と負担の在り方について検討をしてまいりたいと考えてございます。

サービス削減や補助金の減、住民負担の主なものについては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは2点目の財政難を理由に様々なサービス削減や補助金の減、住民負担増が実施された主なものを御説明いたします。

財政難を理由に、平成17年度から5年間に実施されましたサービス削減や補助金の減につきましては、効果的な行政運営といったしまして、税の前納報償金の見直しや、歩く健康づくり事業の参加者への完歩賞などの賞の廃止、また様々な事業の民間委託等の推進と職員等の定員管理の適正化、各種団体への助成金・補助金等の見直し、清掃委託などの委託費等の見直しが行われております。

住民負担増の主なものといったしましては、受益者負担といったしまして、施設利用料の見直しや手数料の改定、健康診断とかの健診の負担金などとなっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、質問させていただきます。

最初申し上げておきたいのは、当時も合併したからといって財源が十分に確保されるという制度設計ではなく、合併しても地方交付税は減ると。ただ、有利な特例債を借りてもいいけど、返さんといかんよという話で、決して合併があめと言えるものではなかったということは付言しておきたいと思います。

残念ながら当時の町長には、最後までこのことを御理解いただけなかったのは残念であります。

住民の方からも、町は健全財政との発表が多いが、そうであるならば、昔値上げしたのとか、いろいろ削ったものを今、元に戻してもいいんじゃないか。

それから、農業をやっている方からは、農業や農地に関する証明書の手数料なども隣接する自治体に比べて高い。ぜひ住民のために生きたお金の使い方をしてほしいとの御意見を頂いております。

先日の議会報告会でも同様の御意見が多数ございました。こういった御意見を、ぜひ、総合的に勘案しながらとおっしゃっておりますが、ぜひお考えいただきたいと思います。

私も議会改革、今、議会の説明資料で議会改革の歩みをまとめていて、思い返すと、本当に

20年前というのは、こういうひどい地方攻撃がかけられていて、当時の町長が全ての課、それから、議会に対しても歳出の1割、2割、一律2割でしたか、3割削減というものを号令をかけて、必要な住民サービスや給付が次々に削られたということを思い出します。

その中で議会の定数削減や報酬削減も賛成多数で可決されたんですけども、結局のところ、この行革というものは、何でもかんでも財政の面、お金の面からだけ判断して、幾ら歳出が減ったから効果があった、幾ら歳入が増えたから効果があったというわけで、その中に、例えば、定数削減による議会の監視機能が働かなくなるといった問題や、住民サービス削減による、例えば、健康の悪化とか、そういう負の面を見ない、極めて乱暴な行革だったと思います。

さて、平成22年度の資料では、行革の効果額は5年間で約19億円とされています。この中には、職員や議員の給与削減、定数削減をはじめ、様々な住民負担増のメニューが並び、財政効果があったと示されております。先ほど御紹介いただきました。

そのほかにも、まずごみ袋が値上げがありました。大が「500円」から「600円」値上げ。これは現在でも近隣でも高い部類に入ると思います。さらに、大型の不燃物について、貼り付けのステッカーが「150円」から「300円」に値上げになったという記録がございます。

それから、ごみ関係では生ごみリサイクル補助の減などもなされました。それから、おっしゃったように施設使用料値上げということで、地方公民館や勤労者体育センター、武道場、体育館などの使用料が引き上げられております。住民窓口での証明手数料も値上げされています。

それから、地域では防犯灯設置事業の分担金を区内については徴収するということ。それから、在宅で介護をなさっている方への報償金の廃止、道路工事などの削減、それから、各種団体などへの補助金は基本的に一律15%削減、各種健康診断の自己負担の増、これは近年見直されているようでございます。

健康診断の有料化については、是正が図られていると思います。それから、火葬料の大幅値上げ、敬老祝い金の一部廃止等が実施されております。

この中で施設使用料の部分、それから、そういったごみ袋の部分というのは、効果額というのは実はそんなに大きくないわけですよね。それで、見直して値上げしたからといって数十万とか100万、数百万という単位でありますので、ここら辺の住民負担の部分については、この際、再度財政状況の変化を踏まえて、このときは確かに毎年5億円、6億円と財政調整基金を取り崩さなければやっていけないというぐらいの財政攻撃がされていたけれども、現状においてはここまで住民負担増をやる必要もなく戻すという、そういうような検討も可能だと思います。特に、ごみや施設使用料、それから、高齢の方々へのいろんな報奨金やお祝い金ですね。こういったものについては、この際、見直し等がまた可能であろうと思いますけど、まずはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

現在の財政状況を踏まえて、各種手数料等の見直しを図ってはどうかという御趣旨の御質問でございます。

これにつきましては、近年でもその時々において政策的に必要と判断した分については見直しを行ってきているところでございますし、今後も毎年度そういう見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

例えば、施設の使用料とかでいうと、ドリームカフェとかの使用料も確かに見直しを行ったんじゃないかなと思っておりますし、あとごみについては、これはどうしてもそのごみの減量化を進める、3Rを進めるというふうな政策目的がございますので、ごみ袋を値下げすることが、ゴミの減量化に逆行しないような形でしなければ、政策的にはどうかなという感じもございますので、今はそういう観点もありまして、それぞれの校区センターでMEGURU STATION（めぐるステーション）を設置して、いつでも資源ごみが出せるようにしたりとか、別の面からいろいろ見直しを行っているところでございまして、一律に前に戻せばいいということではなくて、その政策効果等を考えて、あるいはそういう利用者の声も踏まえながら、その都度見直しについて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 健康診断を含めて、必要に応じて都度見直しなさいているのはよく分かります。

ただ、やはりこの行政改革大綱を見ておりますと、一気にサービス削減とかが行われておって、中にはお金がないからといって、上げたまま、負担を上げたまま、団体補助金も下げたままというのもあります。

この際、行政としては、この行政改革大綱を一度見直していただきたい、これは現状でいいんだと、これはもう値下げしても大した収入減にはならないから、もう今となっては戻してもいいんじやないかとかいうのを、この際、一回ソートして、スキャンしていただきてもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まず、この第3次行政改革大綱、議員のほうからもご紹介がありましたとおり、平成18年度から5か年が推進期間として定められたものでございまして、この行政改革大綱に基づく行革というものは終わってございます。ただ、その見直しで見直した結果、継続したものもあれば、その後見直したものもあるということでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ゼひ、これを1回改めて、現状の目で見ていただいて、改善の部分が、僕はいっぱい見つかると思うんです。そこはゼひ御検討いただきたいと思います。

それから、やはり住民負担増という部分でちょっと見ておりますと、例えば、町営住宅に関して、修理費用、管理費用の受益者負担の厳格化なんていうのが書いてあるわけですよ。

最近、住宅入居の方からお聞きするのは、いろんなものが住民、入居者負担になっているのだが、一般的にこのようなものかというようなご相談も大変大きくすることが多くなってまいりました。だから、こういう所得の高くない方に対して、賃借人の方に、いわゆる民間以上の、いわゆる一般的な契約以上の負担を敷いていることがないかということも、ここからちょっと読み取れるわけなんですよ、具体的に言うと。

ちょっと担当課にお聞きしましたら、それは、内規のようなものでやっているということで、町負担とするものか、入居者が負担とするものか。内規でやっているなら、ちょっと規則等を明文化している、公開できるものでやっていないという話がありましたので、例えば、こういうものに対しても必要以上の負担を入居者の方にかけていないか。そういうのは、20年後となった現在、これやはり見直しを図るということも可能だと思うんですけど、その辺は現状などはどうですか。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

町営住宅の考え方としまして、住宅に困窮する低所得者などに対して、低廉な家賃にて供給するため整備された住宅ということでございまして、今、平山議員が申し上げておられます負担区分、入居者負担分、町が負担する分、その分の話だと思いますけれども、一応、内規で決めているということで、うちの建設課に来られたということでございますけど、内規の方を確認してみると、県営住宅の方は入居者負担分、町負担分というのを公表されてあります。うちのほうの内規のほう等を見させてもらって、やはり入居者のほうが故意に壊されたりとか、ふすまとか畳の張り替えとか、そういった分というのは、基本的にやっぱり入居者負担でしていただかなといけない部分もございますし、町でどうしても壊れた分で、町でどうしてもドアの修理とか、もう経年劣化でどうしても町で修理しなければいけないものに関しては、町のほうでさせていただいておりますので、基本的にはほかの市町村に比べても、うちの公営住宅の管理の負担の仕方が特に厳しいとか、そういう状況もないと思いますので、一応今の状況を見ながらさせていただけないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 御答弁にもありましたように、やはりその部分については公開で、

全員どなたでも見れるような形にしてオープンに議論することは必要だろうと思います。

そして、それが20年前に何か負担が重くなったことのようになっておれば、その是正を図っていくというようなことが必要であろうと思いますので、いずれにしても、この20年前に行われたことを、やはり住民福祉の向上という行政の基本的な視点で、改めて洗い出していただくのが有効なことだと思います。また、行政と住民との関係でも、この20年間の流れというのが非常に大きな一つのものになっていると思いますので、過去20年間の動向を分析して、今後に生かす動きをしていただきたいと思います。

大きな2問目は以上です。

3問目です。これまで自治事務といいますか、大刀洗町行政自体のことでしたが、一方で、近年は政府による地方自治への介入や、極めて負担の重い業務の押しつけ、あるいは民間団体による過疎化に関する調査報道など、地方自治の本旨を揺るがすような事案が多く見受けられます。

そこで質問であります。大きく今回3つの点について質問させていただきますが、第1に、現在、国会において審議中の地方自治法改定案に示されている国の指示権などは、地方自治の否定にもつながりかねない重大な問題をはらんでいると考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

第2に、定額減税、それから、調整給付についてもですが、地方自治体の業務負担が極めて重いと思われますが、負担の実際や今後の見通しはいかがでしょうか。

3点目に、消滅可能性都市、あるいは消滅可能性自治体なる研究や効果、それから、影響の是非について、町の見解はいかがでしょうか。

以上3点、答弁お願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の地方自治について答弁をいたします。

まず、地方自治法改定案への見解についてでございますが、今回の改正案につきましては、第33次地方制度調査会の答申を踏まえ、公金収納事務のデジタル化などDXの進展を踏まえた対応や、地域の多様な主体の連携及び協働の推進、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例に係る規定を整備するものと理解してございます。

とりわけ、3番目の国の地方公共団体に対する補充的な指示につきましては、新型コロナ対応等で直面した課題等を踏まえ、今後も起こり得る想定外の事態に万全を期す観点から、その必要性は理解するものの、議員から御指摘もございました憲法で保障されております地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもあることから、事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うことや、目的達成のために必要最小限度の範囲にすることが必要ではないかと考えてございます。

次に、定額減税についてでございますが、地方自治体の業務負担、事務負担は重いものがある

と考えてございます。負担の実際や今後の見通しについては、担当課長から答弁をいたします。

次に、消滅可能性都市なる研究への見解についてでございますが、民間の人口戦略会議が発表した令和6年地方自治体持続可能性分析レポートでは、2020年から30年間で20代、30代の女性が半数以下になる744自治体を消滅可能性自治体、出生率が非常に低く、若年女性の自然減を社会増で補っている25自治体をブラックホール型自治体、社会増減がないと仮定した場合も含め、若年女性の減少率が2割未満の65自治体を自立持続可能性自治体に分類してございます。

この点、大刀洗町は、30年後の若年女性の減少率が22.4%、社会増減がないと仮定した場合の減少率が15.1%でございまして、社会減対策が必要とされておりますが、これは2014年に、これも民間の日本創生会議が推計した若年女性の減少率と比べますと4.6%改善しているところでございます。

町の見解との御質問でございますが、このレポートは国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計を基に、民間の有識者グループが一定の仮定の下、推計し公表したものでございまして、各自治体における人口の自然減対策と社会減対策の必要性や、国全体として少子化対策に取り組む必要性を訴える観点からは、一定の意味があるものと考えてございますが、この消滅可能性自治体等の名称が、一人歩きすることは、これまで頑張ってきた自治体や地域の努力や感情に水を差すおそれがあるものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） それじゃ、すみません。平山議員御質問の定額減税について答弁させていただきます。

議員も御存じのとおり、令和6年度の地方税制改正におきまして定額減税が実施されることとなっております。

今回の定額減税は、令和6年度分の個人住民税の所得割の額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を減税するものでございます。

定額減税の方法といたしましては、個人住民税の徴収の方法により、基本的に3つに分けることができます。

まず、給与所得に係る特別徴収におきましては、令和6年6月、今月分の徴収は行わず、定額減税後の税額を7月分から翌年の5月分までの11か月に分けて徴収することになります。

公的年金等の受給者の特別徴収につきましては、4月から8月におきましては、前年度の税額を基に仮徴収を行うことから、10月以降最初に支払いを受ける公的年金から定額減税を実施し、10月に控除しきれなかった場合につきましては、12月以降の公的年金の特別徴収税額から順次控除を行っていくことになります。

事業所得者等普通徴収による納税者につきましては、6月の第1期分に係る納付額から定額減税を実施いたしまして、第1期分の納付額から控除しきれない場合につきましては、第2期分の納付額から順次控除を行っていくというようなことになります。

このように個人住民税の徴収の方法により、定額減税の実施方法が異なることから、事務が煩雑化していることは事実でございます。

また、今後、公的年金の受給者におきましては、先ほど申しましたとおり、4月、6月、8月に支給される公的年金からは、前年度の税額を基に一旦仮徴収がなされることから、個人住民税の税額が定額減税に満たない場合は、既に徴収した個人住民税を還付するという手続が発生してまいります。

既に、普通徴収、給与所得者における特別徴収、年金所得者における特別徴収に係る通知は完了しておりますところでございます。

特別徴収義務者、企業等でございますけれども、の御協力を得ながら定額減税を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございました。順次、再質問させていただきます。

1点目です。町長さんからも御答弁がありましたように、地方自治に対する、やはり非常に懸念があるということあります。

いろんな条件はつけて歯止めのようなものになっているけれども、結局、法案としては、名目として大規模な災害、感染症その他って書いてある。その他国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合で、必要があるとすれば自治体に指示を出し義務を課すということで、町長も懸念のとおり、このおそれがあるなどの判断、全て政府に委ねられ、国会にも諮らず、極めて恣意的な運用が可能な法案となっていると思います。

必ず、いま少し歴史を勉強すれば分かるんですが、権力側、権力者がやることというのは、最初は悪いようにしませんよ、歯止めかけておりますよ、皆さん方、民主的にやりますよと言ってどんどん歯止めをかけて、なくしていく、結局のところ戦争に突き進むというのが、近年、近代というか中世から近代にかけて起こってきた事態です。

今回も、やはり狙いはやはり戦争へ自治体を協力させる国づくり、自治体を指示して、やはり戦争推進の国家づくりというのが、ここに入ってくるのだろうと思っています。

もともと、おっしゃったように、日本国憲法は地方自治を明記して、団体自治や住民自治を保障したのに、大きな2問目とも絡みますけれども、歴代の政権というのは自治体の権限や財源を抑え続けて従わせてきました。その最たるもののが、平成の大合併だったろうと思います。

その当時の地方分権一括法では、地方分権掲げながら法定受託事務を温存し、関与の仕組みが続けられており、町長も御懸念のとおり、今回の改定案は自治事務についても国の指示を可能にし、自治体を国に従属する立場に置くものであり、日弁連も同様の理由で反対を表明しています。

改めて今、地方自治体が政府の発動する戦争に加担することのないように、町村会等でも国、県等への意見を上げ続けていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

今回の地方自治法の改正案が、議員がおっしゃるように、戦争に向けた対応だかどうかというのは情報を持ち合わせておりませんので、何とも申し上げようがないんですけれども、基本的には私の認識としては、新型コロナ対応等の経験を踏まえて、その直面した課題を踏まえて、今後も起こり得る想定外の事態に万全を期す観点から、このような自治法の改正案が出されているものと認識してございます。

ただ、先ほど来ありますように、今回の補充的な指示というのが、地方自治の本旨や、あるいは地方分権改革で実現しました国と地方の対等な関係を損なうことがあってはならないという思いは持っておりますので、それは地方6団体等も、そういう部分の声明なり協議なりはやっていってるんだというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） あくまで住民の生命と財産を守るという立場から、このような恣意的な運用、だから恣意的な運用、これを歯止めなく恣意的な運用が可能になって、いわゆる戦争推進体制についても指示が可能になる可能性があるということですから、戦前のように地方自治体が政府の戦争に加担させされることのないように、十分ご意見を上げていただきたいと思います。

それから、2つ目であります。

定額減税は、おっしゃるように、大変な、結果的にはお一人4万円の減税と、それから、減税のない人に対しては追加給付ということなんですが、この2つの組み合わせで極めて甚大な業務負担が行政や事業者に押しつけられており、多くの反発を招いているということが、既に多くの皆さんの共通の認識になっておると思います。

なぜ、こんな時期にこんなことをやったのかと、解散総選挙を6月にやりたかったのかなどといふお話があるんですが、一方でこの当町においても複数課にまたがるし、財源の確保等も考えられると思うんですが、こうしますとちょっと財政や給付、それから、税務も含めて一定のチーム編成等も必要ではないかなと思うんですけど、この辺についてはいかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

定額減税に当たって、それを処理するためのプロジェクトチーム等を編成してはどうかという御趣旨の御質問かと思います。

当該、同じような趣旨の質問は頂くんですけれども、大刀洗町のように小規模自治体、職員数が限られている団体において、その業務だけにプロジェクトチームを編成して、それに専任させるようなことは職員体制上かなり難しい面がございます。

このため、これまで各課それぞれ連携をしながら業務に当たってきたところでございまして、今回も税務課あるいは福祉課を中心に、この業務に当たっていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） もう一点、特に税務に関する情報については、非常に秘匿性の高い情報でありますから、この前、先日の確定申告等においても、できる限り税務に関しては直接雇用でやるべきだということで申し上げてまいりました。

今回については、税務や給付については直営でやるものか、それから、給付、民間等にお頼りするものか、この辺はいかがですか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは、平山議員の御質問にお答えいたします。

今回の減税と給付事業についての民間への委託という内容かと思います。

その分につきましては、今までどおり給付事業を行ってまいりまして、お問合せ等の窓口については委託をする予定でございます。

そういう御案内等については、そういう委託業者を使って封入れだったり、発送だったりは行ってまいりますけれども、肝心の給付金をお支払いするところ、またチェックするところについては、職員のほうで行うこととなっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 総務課長さん以外に聞けばいいですかね。

そういうことで職員がいないにしても、これは極めて煩雑な業務でもあるし、そして、給付においては民間の方のお力もお借りするということで、いずれにしてもやっぱり当該課長、担当課長のみに任せるとではなく、やっぱりそこを横断的に見る部署なり、副町長さんか町長さんか分かりませんけれども、そこをしっかりと連携をとれるような体制をとっていただきたいと思います。

最後の3つ目ですが、消滅可能性、若年女性人口もあるけど、男性も減るわけなんです。それで、この報告について、全国町村会の会長も全国の自治体は人口減少への対応に懸命に取り組ん

でいて、これまでの努力や取組に水を差すものだということで批判なさっていると思います。

大きな要因は、東京圏への一極集中や少子化と。自治体の努力だけで抜本的な改善を図れるものではなく、一部の地方自治体の問題であるかのように矮小化されなければならないと指摘しておりますね。

その上で、これまでの政策などを国全体で検証し、国が先頭に立って自治体を一層支援するようについて会長は述べておられます。全くそのとおりだろうと思います。

だから、したがって、当町としてもこのような自治体に、地方自治体に責任を押しつけるかのような研究には反応しないと同時に、逆に、当町は消滅可能性自治体には入っていないのでよかったですというような情報利用もすべきでないと考えますが、あくまで研究そのものをやっぱり受け入れない立場に立っていただきたいですが、改めていかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮でございますけれども、あくまでもこのレポートは民間の有識者グループが一定の仮定の下、推計し公表したものでございまして、国全体として少子化対策に取り組むんだっていうことを訴えるという意味では意味があるものだと思いますけれども、こういう消滅可能性自治体みたいな言葉が一人歩きすることは、それは好ましいものではないというふうに思っておりますし、それ以上でもそれ以下でもないというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最後になります。

おっしゃるとおりだと思いますので、マスコミもこういうものを衝撃的に取り扱って、うちに入っている入っていないということを無批判に報道する。こういう報道の在り方にも、やはり行政としてはやっぱり問題提起をしていかないといけないと思います。

以上によって、私も今後自治体職員の皆さん権利や労働を守るという立場で今後も活動をしたいと思っておりますので、そのために適正な行政事務を行っていただきますように心からお願ひいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで、お昼の休憩をしたいと思います。議場の時計で13時30分から議事を再開いたします。

休憩 午後0時12分

.....

再開 午後1時30分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、9番、大石純議員、発言席からお願ひいたします。

なお、大石議員より資料の配付の申出がありましたので許可します。しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、9番、大石純議員お願ひいたします。

9番 大石 純議員 質問事項

1. 徹底した子育て支援について
2. 県道上高橋野町線の延伸や部分拡張工事について
3. 新型コロナワクチンの2024年度以降の接種補助について

○議員（9番 大石 純） 議席番号9番、大石純でございます。議長より許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

新人の分際でトリをとってしまったこと、大変恐縮でございます。何分不慣れでございますので、どうか寛容の精神で対応のほどよろしくお願ひいたします。

まず、質問の前に、質問通告書の訂正を1か所お願ひしたいと思います。

1番の3番のところに、「ふるさと創生基金」と書いておりますけど「ふるさと応援基金」に訂正をお願いいたします。

それでは、質問に入らさせていただきます。

我が国民の平均所得は、30年間横ばい、30年以上横ばいと言われておりますが、実際30年前の国民負担率というのは3割、現在はほぼ5割ということを考え、さらに物価の高騰を加味しますと、実際の総所得は30年前より3割減っているということになってしまいます。

30年間で30%減ということになります。

仮に、年収450万といたしますと、30年前は実質収入が315万、現在は225万ということで90万も減っているという計算になってしまいます。

また、連続25か月、実質賃金の低下と政府の無策が、この国民の低所得化を進め、その結果として少子化を招いているわけで、このまま放置し続けると国が消滅してしまうという感がございます。

また、国は将来の人口は減り続けるのだと決めつけていること自体、全く看過できません。やれることは山ほどあるのに、ほとんど実行せず、決めつけていること、本当に理解できない状況でございます。

国が、国民を守ろうとしない。では、誰が守るのか。その最後のとりですが、私は地方自治体、町ではないでしょうか。国に期待できない状況でどうすれば救われるか。自治体が子育て世代の負担を徹底的に削減することを考えます。

まず、4つの提言としまして、1番、小学校、中学校の給食の完全無償化、2番、ゼロ歳児の

紙おむつ無償供与、3番、2歳児までの保育園、幼稚園の無償化、18歳までの医療の完全無償化。

考えることは、まだたくさんございます。子育て環境の充実こそ自治体に求められていることと思います。

実際、兵庫県の明石市をはじめ多くの自治体が既に実行している施策でございます。ほかの自治体が実行しているのでありますので、努力すればできないわけはないというふうに私は感じるところでございます。まず、この4つの提言について、町長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員質問の徹底した子育て支援について答弁をいたします。

今御提言を頂きました4つの子育て支援提言への所感についての御質問でございます。

まず、順番は違いますが、1歳までの紙おむつの無償供与についてでございますが、現在のところ紙おむつを、紙おむつに絞って無償提供する計画はございませんが、出産や子育てにおける経済的負担に対する支援として、昨年度から妊娠時に5万円、出産時に5万円を給付する出産子育て応援給付金事業を開始したところであります、まずは同事業を活用いただければと考えてございます。

次に、18歳までの医療費の完全無償化についてでございますが、子供の医療費につきましては、昨年10月から支給対象年齢を独自に18歳まで引上げを実施したばかりであり、まずはその経過を見守ってまいりたいと考えてございます。

小学校、中学校の給食の完全無償化、2歳児までの幼稚園、保育園の無償化については、教育委員会から答弁を頂きます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、大石議員御質問の徹底した子育て施策について、1点目の学校給食の完全無償化及び3点目の保育園の無償化等についての所感について答弁させていただきたいと思います。

まず、給食費の無償化につきましては、昨年6月の一般質問で高橋議長から同様な質問がございました。そのときと重複する部分がございますので、御了承お願いを申し上げたいと思います。

議員御承知のとおり、学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設整備費、修繕費、従事する人件費は、設置者、町の負担とし、それ以外については、経費は保護者の負担となっているところです。

教育委員会としましては、子育て世帯の負担軽減策として、児童生徒1人当たり月額1,000円の11か月分、累計ですと小学生1,078万円、中学生で506万円、合計の1,584万円を一般会計予算に計上しているところです。

仮に、年間にかかります、この給食費、食材の全体の額を見ますと、令和6年5月1日現在の児童生徒数で計算しますと、小学校が現在4,600円、1か月、965名、11か月分で4,882万9,000円、中学生が5,200円掛け452名分掛け11か月、2,585万4,000円、合計の7,468万3,000円となります。

仮に、この額を全て無償化とするならば、将来、学校施設の大規模改修工事や一人一台端末の更新等々、大型事業も想定まだまだされるところです。

他部署におきましても、新規や大型事業の進捗にも大きな支障を来すと想定しているところです。

つきましては、やはり国や県、近隣自治体の動向を注視して、この件については検討すべきだというふうに考えているところです。

次に、幼稚園、保育所の無償化についてですが、現在、大刀洗町では令和5年10月に保育料を改定しまして、国基準より大幅に低く、約3割から5割程度にしており、子育て家庭の経済的負担の軽減に寄与できているものと考えています。

仮に、議員が提言されています2歳児までの無償化を行った場合、より一層の町の財政負担が考えられるとともに、近隣自治体からの子育て世帯の転入により、ゼロ歳から2歳児までの入園希望者が増えることが想定されます。

そうなりますと、どうしても現在、町内保育園の規模では、これ以上の乳幼児を受け入れることができなくなり、新たな待機児童が出るおそれがあります。

さらには、現在でも保育士不足というのが課題になってきている状況の中、保育士の確保がますます困難な状況になっていることと思われます。よって、保育料の無償化については、いわゆる国の政策であったり、あるいは近隣自治体に歩調を合わせたり、もっと広域で検討する必要があると考え、現時点では2歳児までの無償化については、難しいものだというふうに考えているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 県内では、2024年現在、既に4市10町2村が給食費の完全無償化を実施しております。本町は、ふるさと応援基金をはじめ、62億円の基金がございます。それを有効に活用するということは考えられないか。

子育て世代が増えれば、やがてそれが町の税収につながり、その意味では、予算を使うという感覚ではなくて、子育て世代確保に投資するという考えはできないでしょうか。

まさに今、子育て世代の喫緊の課題が徹底した子育て経費の削減と私は考えておりまして、以前から教育長の答弁にもございましたが、給食費の完全無償化については、一般質問で複数問わ

れてきております。

その中の町長が答えられた答弁の一つに、今後の政府の動向を見るという回答があったように思います。その後の進捗はいかがでしょうか。

それと、今後の中学校給食の完全無償化についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 小中学校の給食の完全無償化についての御質問でございます。この質問につきましても、教育委員会から答弁を頂きます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 先ほど御質問のありました給食の完全無償化について検討してほしいという御質問の趣旨かというふうに思います。

この御質問につきましても、昨年6月の一般質問で高橋議長質問への答弁と重複する部分がございますので、御了承お願いをしたいというふうに思います。

国は、昨年6月にまとめた、こども未来戦略方針で、全国規模で給食費の無償化を実施する自治体での実態や成果・課題の調査を行うというふうに明記し、1年以内にその結果を公表しているところです。

昨年8月に答弁をしておりましたけれども、調査依頼が県内でもございました。まだ国の方からは、結果は公表しておりません。2年ごとに学校給食実施状況調査というものがございますが、この調査が令和5年度学校給食実施状況調査の結果の公表が、今月の末に予定されております。

同時に、先ほど調査されていました学校給食無償化に関する調査結果も公表の予定ではございますけれども、遅くとも本年の秋以降になることも想定されるのではないかというふうに思つてているところです。

いずれにしましても教育委員会としましては、調査結果を参考にしながら、メリット・デメリットを考慮し、慎重に検討する必要があると考えていますので、今後も国や県、近隣自治体の動向を注視してまいりたいと考えているところです。

以上、答弁終わります。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 給食費の完全無償化では、今、教育長より答弁ございました7,468万円と伺いました。

例えば、今年のドリームホールの舞台照明のLED化、これで8,300万の予算が計上されておりますので、こういうことを考えますと、私はすぐにできるのではないかというふうに思います。

予算は取り急ぎ、このふるさと応援基金を取り崩して、いずれは一般会計にしていくべきでは

あるかなと思います。今後DX化が進めば、いろんなところで経費が削減されていくと思いますので、できた予算を子育て世代に突っ込むという覚悟で、ぜひ臨んでいただきたいと。決して難しいことじゃないかと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） ふるさと応援寄附金の活用についての御質問でございます。

ふるさと応援寄附金につきましては、ありがたいことに全国の多くの皆様から大刀洗町を応援いただきまして、基金残高は令和4年度末で20億円を超え、これまでも小中学校への空調機器の設置や情報機器の設置、保育園整備補助など子育て支援や教育環境の充実を中心に貴重な財源といたしまして、ふるさと応援寄附金を活用してきたところであり、近年では小中学校給食費値上がり分に対する補助や、子ども医療費の高校生までの拡充にも活用してきたところでございます。

先ほど議員のほうから、子育て支援のところは、費用、経費ではなくて、未来への投資なんだというふうな御発言がございました。それは、全く私自身同感でございまして、これまでも子育て支援と教育環境の充実に関しましては、未来に対する投資だという認識で、重点的に人も予算も投入してきたところでございます。また、この考え方は、変わってございません。

ただ一方で、これは先ほど平山議員の一般質問でも答弁しましたとおり、また、今議会の冒頭の総務文教厚生委員会の松本委員長の委員長報告にもありましたとおり、この制度自体がいつまで続くのか判断できない状況下において、現在のふるさと応援寄附金を経常経費や将来多額の維持管理を伴う投資的経費に当て込んでいくことは好ましいことではないというふうな御指摘も受けたところでございます。

また、昨年度の財務省の財政制度等審議会の財政制度分科会におきましても、ふるさと納税の収入を特定財源ではなく一般財源として扱うことも将来的には検討していくべきではないかと問題提起されるなど、ふるさと納税制度の将来的な存続の有無を含め、今後も安定的な財源となり得るかどうかは不確かな面があることも事実でございます。

もし仮に、この財務省の審議会で取り上げられたとおり、ふるさと納税、ふるさと応援寄附金が一般財源化されることになれば、仮に10億円の御寄附を頂いたとして、5億円の費用は控除されるとても、残りの5億円が基準財政収入額に算定されるとなれば、自由に使えるお金が5億円増えるも、その分4分の3は地方交付税を減額されることになりますので、実際に使えるお金というのは1億2,500万ですかね、ちょっと計算あれですけど、そのくらいにしかならないことも想定されるところでございまして、また今後とも扶助費の増加や下水道をはじめ老朽化する公共施設の大規模改修や長寿命化改修が見込まれるところでございます。

このため、今後ともその時々の財政状況や、ふるさと応援寄附金の状況等を総合的に勘案の上、

寄附者の皆様の意向も踏まえながら、子育て支援や教育環境の充実など、未来への投資につながるような事業を中心に活用できるよう教育委員会とも協議しながら毎年度の予算編成において検討をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） ありがとうございます。この4つの提言というのは、いずれ私は全て実現していくべきというふうには考えているんですが、まずはこの4市10町2村が、もう既に実施している小中学校の給食無償化ということをぜひ前向きに検討していただくことをお願いしまして、1問目の質問を終わらさせていただきたいと思います。

続きまして、2問目に入りたいと思います。

お手元に資料を配付させていただいておりますが、菊池校区山隈区の通学道路、生活道路となっている県道583号、いわゆる上高橋野町線についてですが、上高橋の高樋区から県道本郷基山線のショートカットの道路として近年交通量が非常に増加いたしております。

この道路は、有効幅員が4メートル未満という未改良の道路部分があり、車同士の離合が非常に困難ということで、また本郷基山線との交差部は変則五差路ということになっておりまして見通しも悪く、信号機等も設置できない状況となっております。

道路幅が狭く、離合するために渋滞が発生するという状況で、我々地元の住民は、できるものなら通行したくないと思うほどの道路になってしまっておりますが、通学路、生活道路と考えますと、一刻も早い拡幅工事が必要であるかと考えます。

そこで、既に道路改良済み部分から大分自動車道までの事業進捗状況と山隈区から本郷基山線までの部分拡幅計画がどうなっているかどうかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員質問の県道上高橋野町線の延伸や部分拡幅工事について答弁をいたします。

延伸工事の状況と今後の再開始予定についての御質問でございます。

県道上高橋野町線の国道322号から大分道までの2.4キロメートル区間につきましては、地域の皆様の御協力を頂き、現在国道322号から町道松崎山隈線まで工事が完成しております。

工事完成区間より北側の300メートルにつきましては、平成31年度から用地売収に着手してございまして、昨年度も地権者の皆様に御協力を頂き、契約を頂いておりますが、現時点では全ての用地の買収には至っていない状況でございます。

このため、今後とも県、そして、地元の山隈地区の協力を得ながら未買収地の用地買収と早期の事業完了に努めてまいります。

それから、狭隘部分の部分拡幅、次の質問についても続けて。

大分道から県道本郷基山線まで狭隘部の部分拡幅についての御質問でございます。

町としましては、まずは先ほど来御説明しました、県において既に事業化されております箇所の早期完成に向け努力をしてまいりたいと考えてございます。

また、大分自動車道から県道本郷基山停車場線までの道路につきましては、両側に家屋等の張りつきが多く、全体的な拡幅改良は困難であると考えてございますが、離合が容易になるように、部分的に拡幅改良をすることができないかについては、地域の皆様の声を踏まえ、今後、県と協議を重ねてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） この上高橋野町線が、県道これ一部100メートルか、それぐらい三輪町が入っているがために、本来町道であるのが県道になっているということでございます。

町道であれば、利用している町民と役場と区とかで、きめ細やかな打ち合わせを重ねて早い実現が可能かと思います。

例えば、診療所から道路改良部分ですか。あそこは既にここ2年ぐらいで拡幅が終わっております。町道であれば、すぐに実現できるんですけども、やっぱり県道ということで、どうしても県と市民との距離というか、どうしても薄くなるということで、きめ細やかな打ち合わせ等が行いにくいんじゃないかな。

それで、例えば、県道でも町と住民がきめ細やかな打ち合わせを行って、予算を県に請求するという方法、もしくは県から予算を出してもらい、工事を町に委託するという考えはできないか。

実際、国道の場合は、たしか200号線以上の場合は、国が県に委託して工事を行っているというふうに聞きます。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 県道の受託工事についての御質問でございます。

議員御指摘のような取組というのが、制度的にはもしかしたら可能なのかもしれません、基本的には、その災害時等において、技術力や職員体制の整った国や都道府県が市町村からの委託を受けて事業を進めることはありますが、反対に市町村が国や県からの委託を受けて道路整備を行うような事例はこれまでほとんどなく、現在の建設課の職員の体制からいっても困難であろうかと考えてございます。

いずれにしても、県に対しては、地域の方の声は建設課を通じてきめ細かく伝えていって、どういう対応ができるのかというのは検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 今私が申し上げたことが、もし可能であれば、工事着工や修正工事、

用地交渉を頂き次第、着工を実現することが可能になるのではないかと考えます。

私の義父が、25年前に議員時代に一部離合場所の拡幅を行って以来、山隈のあの真ん中の道というのは、全く進捗がない状況でございます。

よく地域住民の方々から意見が上がってこないと、そういうふうに言われる方もいらっしゃいますが、25年間ずっと言い続けることは、それはあり得ないと思います。実は、その思いがあっても、どうせ言っても何もならんというふうに諦められている町民もたくさんいらっしゃいます。諦められて放置するというのではなく、こういった声を少しづつでも実現していくことが私は重要かと思います。

工事も一挙に行うというのが、コスト的にも低く済みますが、交渉が進まない部分については、そこを残してやれるとこだけ早く行う。そういう意味でも、このように県から町への委託工事という方法が実現されれば、地域住民との町との距離も近づき、やがては町の評価を高めていくことになると私は思っております。

町の道路の利便性は、地域の生活向上に直接つながります。地域の住民の皆さんにとって一番分かりやすく見える事業であると思います。それが、やがては真の幸福度ナンバーワンの町へと結実していくと私は考えております。

ぜひ、一刻も早い実現の努力をお願いしまして、2問目の質問を終わらさせていただきます。

それでは、3問目に入らさせていただきます。

2024年度秋から実施予定の新型コロナ自己増殖型メッセンジャーRNAワクチンについてお伺いいたします。

2021年以降、新型コロナワクチンの接種が行われてきました。今まで国民の8割が2回以上接種されております。昨年までに最大8回もの接種が実施されてきました。

さて、ここで質問ですが、世界で4回以上接種された国は日本だけありますが、現在このメッセンジャーRNAワクチンの被害を訴える超党派のWCH議連というのがございますが、それについての知見と所見をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員質問の新型コロナワクチンの2024年度以降の接種補償について答弁をいたします。

WCH議連についての御質問でございます。ワールド・カウンシル・フォー・ヘルス議員連盟は、2023年11月に設立され、現在WHOにおいて進められております。パンデミック条約、世界保健規則改正に関する問題点や新型コロナワクチン接種の検証などについて議論されている組織であると認識しております。

政党の枠組みを超え、共通の問題に向けて協力する議員連盟の活動が幅広い視点から議論が行

われることを期待してございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 今、日本国民が8割以上接種てきて、感染者数が世界一となったこともございます。そもそもワクチンは、感染を防止する目的で接種されてきたというふうに考えます。

新型コロナは、発生当初多くの感染者や死者を出し、恐怖におおられワクチンが切望されたのは事実でございます。

2回目のワクチンまでは、効果もあったと見る学者も存在するのは確かです。しかし、本来ワクチンは開発に多くの時間、年数を要し、マウス、ラット等の実験、動物実験から最後は靈長類での実験を得られた治験により、安全性を十分に確認して初めて人へ投与されるべきものでございます。

したがって、当然多くの時間が必要で、今回のメッセンジャーRNAワクチンは、そういった手順を全て無視して、いきなり人へ投与されてきたわけです。その結果、多くの被害が出ております。

ここで質問ですが、日本でこのワクチン接種が原因で重篤な症状を発生した方の数と亡くなつた方の数というのをお教えください。また、当町でもこの数を併せてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） メッセンジャーRNAワクチン接種が起因する重篤な後遺症や死者の発生状況についての御質問でございます。

本年5月20日までに開催されました厚生労働省の疾病障害認定審査会の審議結果では、健康被害受理件数1万1,134件のうち認定件数は7,354件、否認件数が1,746件、保留36件、審査待ち1,998件となってございます。

このうち、重篤な後遺症により障害の状態に至り、障害年金受給となった件数は障害年金で受理件数514件のうち認定件数70件、否認件数117件、障害児幼育年金で受理件数16件のうち認定件数1件、否認件数2件となってございます。

また、死亡一時金または埋葬料の件数1,353件のうち認定件数593件、否認件数204件となってございます。

次に、大刀洗町の健康被害申請の件数は4件でございまして、このうち、死亡一時期の申請1件、医療費・医療手当の申請2件は認定されておりまして、医療費、医療手当の1件が審査待ちとなってございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 日本では、既に死亡一時金というか、認定された方が593件とい

うことになっております。この数が、いかに異常なものか。新型コロナより以前、インフルエンザ等のワクチン接種で亡くなった数の総数の僅か3年で4倍近くとなっております。

ただし、実際死亡申請しているのは、まだ認定されていない数というのが2,300件以上もございます。実際はその数十倍ではないかというふうに言われております。

国は当初、ワクチン被害で亡くなったり重篤な症状が出た人を補償する予算というのを3億6,000万計上いたしておりましたが、現在はその110倍の400億円以上に補正されております。これを見ても、いかに異常な状況かというのを理解しなければなりません。私は薬害になっていないということ自体、考えられないと思います。

お尋ねいたしますが、3月まで国は死亡見舞金、死亡の認定金として4,400万円を出されしていましたが、今年の4月以降はどうなっておりますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 4月以降のワクチン接種による死亡見舞金についての御質問でございます。

新型コロナのワクチン接種につきましては、本年3月までは臨時特例接種として位置づけられており、予防接種法に基づく死亡一時金の給付額は4,530万円、これは本年3月末の給付額となってございましたが、本年4月以降はこのワクチン接種が予防接種法のB類疾病に位置づけられ、65歳以上の高齢者等が定期接種の対象となり、65歳未満の方は任意接種へと変更されたところでございまして、ワクチン接種の副反応として死亡と認定された場合の遺族一時金は778万3,200円が給付されることになってございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） この死亡見舞金が下げられたという状態、しかも秋から接種予定の自己増殖型RNAワクチン。実は、これは世界中で非常に危険性が叫ばれております。承認を出しているのは、我が国この日本だけです。

既に、生産する工場は、国内に2か所、福島と福岡にございます。この危険極まりない自己増殖型メッセンジャーRNAワクチン、いわゆるレプリコンワクチン、レプリカ複製、レプリケート、複製するという言葉から派生した名称ですが、自身のDNAを書き換え、スパイクたんぱくというの自己複製して増殖し続けるという、恐ろしいこの人体実験をこの日本が行おうとしているわけでございます。

実験用の猿が、高騰して700万円となっているから日本人で実験を行うというふざけた話がございますが、このワクチンに本町が補助をつけると、65歳以上ですからつけると言われておりますが、レプリコンワクチン本体の価格と補助額を教えてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） レプリコンワクチンについての御質問でございます。

この秋に予定されております新型コロナワクチンにつきましては、現時点ではワクチンの種類は示されておりませんが、ワクチンの接種費用は1万5,300円程度と見込まれ、ワクチン代1万1,600円程度、手技料3,740円と示されてございまして、65歳以上の定期接種対象者につきましては、国からの助成8,300円を除いた7,000円の自己負担が必要となってまいります。

この点、大刀洗町では、これまで高齢者のインフルエンザワクチンの定期接種に関しまして補助を実施してございまして、定期の新型コロナワクチン接種についても高齢者のインフルエンザワクチン接種と同様に3,500円を基準に補助を予定しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 約5割が町が負担するということになりますと、町が、このレプリコンワクチンの安全性を担保したことにならないかと思います。この一時見舞金が引き下げられた現在では、町が負担をすると、この下げられた分も負担するということになってしまうんじやないかと思います。

補助がなければ、打つ人も私は少なくなると思います。65歳以上も7,000円全額自己負担であれば、進んで打つ人も少なくなり、自己責任ということになりますので、この下げられた補償金を町が補償することも私はないかと思います。その意味でも町の負担分、5割はいま一度考えさせていただきたいと思います。町民の命に関わることですので、ぜひ強くお願いしたいと思います。

国が国民の命を守らないということであれば、先ほど子育ての補助と同様、最後のとりでが自治体、この町になるわけでございます。予算には既に組み入れられたとしても、節内の移動であれば組替えは可能ということでございますから、まだ十分に間に合うと思います。この点はくれぐれもお願いしたいと思います。

多くの心ある医者や学者が、レプリコンワクチンの危険性を訴え、3,000を超える査読済みの学術論文が提出されています。そもそも何のためにワクチンを打つのか。

新型コロナは2021年12月以降のオミクロン株以降どんどん変異して、今では5類に分類されているということ自体、ほとんど無害化しているわけです。無害化している病気のために打つ意味というのは一体何なんでしょうか。こここのところもお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） オミクロン株以降の新型コロナワクチンの接種についての御質問でございます。

2021年12月以降、世界各地で流行し始めたオミクロン株は、それまでのデルタ株に比べまして感染力は高うございますが、重症化リスクは低い可能性があると評価されておりましたが、

当時は新型コロナウイルス感染症の流行は継続し、多くの方がこの感染症に不安を抱いていた状況の中、オミクロン株の疫学的状況やワクチンの有効性の持続期間などについて十分なデータが得られていない部分もあったことから、引き続き接種が継続されたものと考えてございます。

この点、大刀洗町としましても、予防接種法上、蔓延予防上、緊急の必要があるとして特例臨時接種に位置づけられた予防接種であることから、予防接種の実施主体として接種体制の整備や接種勧奨を行ってきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） そもそも風邪でワクチンを打つという人はいないわけでございまして、こここのところはもう一度ぜひ考えていただきたいと。

シェディングという言葉がございます。メッセンジャーRNAワクチンの危険性のもととなるのがスパイクたんぱくです。スパイクたんぱくが基で、脳梗塞、脳出血、脳腫瘍、心筋梗塞、心筋炎、がん、帯状疱疹、流産、不妊、認知症、あらゆる病気の元凶となっております。

接種直後は、そのスパイクたんぱくが接種者の呼気や汗や体液から周りにいる人にエクソソームという形で飛散して、それに接触したり吸い込んだりすることにより接種していない者が同様の副反応を起こすということでございます。

レプリコンワクチンは、接種者の遺伝子を組み換え、無限にスパイクたんぱくを生産し続けるということが非常に問題となっており、エクソソームというのを発散し続け、周囲の未接種の人々にワクチン接種者と同様の効果をもたらす。

ワクチン接種は、そもそも自己責任で打つわけで、打つ意思もない者が強制的に打たされるということ自体、完全なる人権侵害にはかなりません。やがて接種が進むにつれ、それこそウイルスパンデミック改めワクチンパンデミックとなる恐ろしいことが発生するということが叫ばれております。

既に残念ながら治験で4,300人が、このレプリコンワクチンを接種されたと聞いておりますが、5名もの貴い命が失われたという報告もあります。

これは、あくまでもそういう可能性があるという警告ですが、世界で日本だけこの人体実験に参加させられているというわけで、もしこのシェディングによる拡散が確認できれば、日本は世界中から隔離され、入国・出国禁止となり、インバウンドはおろか、海外旅行すらできない国になってしまうというおそれもございます。

この点を考えられまして、この65歳以上の補助の中止と、このワクチンの危険性の啓蒙・啓発というのを町で取り組んでいただくことはできるかということを改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 補助の中止と危険性の啓蒙についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症は、重症度の上昇傾向はなく、公衆衛生上のリスク増加の根拠はないこと、また、重症化予防等の効果のある抗ウイルス薬の複数利用や一般流通の開始などから、本年4月以降は、ワクチン接種に関して特例臨時接種は終了とした上で、予防接種法のB類疾病に位置づけ、65歳以上の高齢者などが定期接種の対象とされたところでございます。

これによりまして、これまでの接種の努力義務や市町村の接種勧奨、接種券の発送などもなくなり、接種には自己負担が発生することから、接種者数は減少するものと考えてございます。

また、これまでの接種におきましては、ワクチン接種のメリットの部分が強調され、ワクチン接種が実施されてまいりましたが、一方では、先ほど答弁しましたとおり、ワクチン接種による健康被害の申請件数は、全国で1万1,000件を超えていたりする状況にございます。

このため、大刀洗町では、現時点では接種補助を中止する考えはございませんが、ワクチン接種を希望される方には、メリット・デメリットを判断の上、接種いただくよう周知するとともに、判断の材料となる情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） ぜひ、啓蒙というのを接種される前にやっていただきたいというふうに思います。

幸いにも、大刀洗診療所の橋本先生も、その危険性を強く訴えられております。ぜひ一度、橋本先生にお尋ねになられて、その状況がどういうことかというのを確認させていただきたい。私のほうも橋本先生には連絡いたしておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいということで、この質問を終わらさせていただきます。

○議長（高橋 直也） これで、大石純議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後2時19分

令和6年 第4回 大刀洗町議会定例会議録（第4日）
令和6年6月14日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和6年6月14日 午前9時30分開議

日程第1 諸報告

日程第2 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第3 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第4 議案第23号 大刀洗町就業改善センター大規模改修工事の請負契約の締結について

日程第5 議案第24号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

日程第6 議案第25号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

日程第7 議案第26号 本郷地区琵琶ため池浚渫工事の請負契約の締結について

日程第8 議案第27号 プリンタ購入契約の締結について

日程第9 議案第28号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第29号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

日程第11 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

日程第1 諸報告

日程第2 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第3 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第4 議案第23号 大刀洗町就業改善センター大規模改修工事の請負契約の締結について

日程第5 議案第24号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

日程第6 議案第25号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

日程第7 議案第26号 本郷地区琵琶ため池浚渫工事の請負契約の締結について

日程第8 議案第27号 プリンタ購入契約の締結について

日程第9 議案第28号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第29号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

日程第11 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

出席議員（12名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
11番	野瀬 繁隆	12番	高橋 直也

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	松元 治美
税務課長	田中 豊和	福祉課長	矢野 智行
地域振興課長	村田 まみ	産業課長	矢永 孝治
建設課長	棚町 瑞樹	子ども課長	平田 栄一
健康課長	早川 正一	生涯学習課長	佐々木大輔
会計課長	山田 恭恵	住民課長	案納 明枝
財政係長	福岡 信義	人事法制係長	辻 孝将

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和6年第4回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第1、諸報告を行います。

過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。安丸議員。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

議会運営委員会の協議結果について御報告いたします。

委員会は、令和6年6月12日午前9時15分から協議会室において開催し、出席委員は5名全員でした。高橋議長及び執行部側から松元総務課長の出席を得て、追加議案について協議をいたしております。

委員会での協議の結果、議案第29号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についての1件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで諸報告を終わります。

日程第2. 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める ことについて

○議長（高橋 直也） 日程第2、承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本件は承認することと決定しました。

日程第3. 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

○議長（高橋 直也） 日程第3、承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本案に不承認すべきとの立場から討論を行います。

この点は毎年申し上げているところでございますが、訴えたい点が2点ございます。1つは、改定の中身そのものです。国保は他の社会保険などに入れない住民が全て強制加入させられる健康保険制度であり、その性質上、被保険者の収入額は極めて低くなっています。所得に応じて課税すると年収400万円程度の世帯にも非常に重い税が課せられるものであり、一方では、さらに所得があり家族も多いとすぐに課税限度額に達する問題もありますし、逆にどれだけ所得が高くても課税上限額を納めればそれでよしという、高額の所得の方ほど税負担率が低くなる問題もございます。したがって、国保の重過ぎる税負担を解決するためには、小手先の上限額引上げや低所得者の方向け減免額の改正では全く意味をなさず、国が必要な財源を措置し、所得に見合った無理のない税額に引き下げることがどうしても必要です。以上の点から、毎年ルーチンで行われる本改定案には賛成しかねます。

もう一つは、こうした増税に係る議案を専決処分しているという問題です。住民にどのような税を課すかについては、近代民主政治の根幹をなすものであり、議会で最も議論がなされなければならない性質のものであります。しかしながら地方税の改正は、いずれも3月31日に専決処分され、議会での審議が不可能な状態になっています。その責任が国の制度にあることはよく分

かりますが、特に国保税については、必ずしも3月31日までの改正が必要でもないことから、県内の他自治体では臨時議会または6月定例会の中で議決事項として取り扱っている自治体がございます。広川町は今月の議会に議案として提案されておりましたので、拝見させていただきました。言うまでもなく専決処分は、議会の議決を経ずに法律効果を発生させる処分でありますから、議会を災害などで開くいとまがないなど極めて限定的に運用されるべきものであります。本件はその条件に該当しないと考えます。

また、一つの考え方として、以前から申し上げておりますように、毎年度4月の早い時期に臨時会を招集することも可能ではないかと考えます。

以上の点から、本案は不承認とし、議会の議決を経るべきものと考えます。議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 9名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第4. 議案第23号 大刀洗町就業改善センター大規模改修工事の請負契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第4、議案第23号大刀洗町就業改善センター大規模改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 10番、白根美穂です。

図面には手すりや段差解消などが記されていないようですが、どうなっているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 白根議員の御質問にお答えいたします。

こちらは手すりやそういったものの設置についてどうなっているかということでございます。町内にあります校区センター4つございますが、そちらに関しましては、福岡県福祉のまちづくり条例の基準に沿って建築をしているものでございます。手すり、そういった増設等に関しましては、地域のほうの要望をお聞きして、その中で予算に合うものであればおつけしているところでございます。

今回の就業改善センターにつきましても、地域のほうから要望を取りまして、実際13件の要望が上がってきておるものと地域と協議をしながら、11件の項目を採用しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 玄関の扉も観音開きになっています。建築物移動等円滑化誘導基準法には、戸は自動的に開閉する構造、その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないかなどのチェックリストがあります。また、バリアフリー法では、不特定多数の者が利用する建築物に対しては、建築物移動等円滑化誘導基準法の適合に努めなければならないということになっており、大刀洗町の基本計画22、障害者福祉の充実の中にも、住宅、公共施設、道路等生活空間のバリアフリー化を推進するとあります。これは基本的な設計だと思いますので、なぜ設計段階からバリアフリー法に基づく設計書が作成されていなかつたのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 白根議員の御質問にお答えいたします。

バリアフリー法に基づく建築をなぜ行っていなかったかという御質問かと思います。

バリアフリー法の建築の床面積のほうが2,000平米以上の建物に対しての規制であるというふうに理解しております、こちらの就業改善センターのほうはそれ以下の建物となっておりますので、こちらの基準を必ず満たさなければならないというものではないというふうに考えておりますが、地域のほうからの要望によりそういった要望がございましたら予算の範囲内で改善をしていって、今後もいろんな方が使えるような施設の運営を目指したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 建物の平米数という基準もあるかとは思いますが、今後順次、校区センターの改修が進められていきます。集会所も特定建築物になっており、改修の際にはバリアフリー法を基準とした設計をするよう努めるようにということになっております。今後、町内に限らず町外の方もセンターを利用する機会が増えてくるかと思いますので、安全で快適に利用できるよう、設計者とも十分協議を行ってもらいながら、できればチェックリストを設計者と行政のほうもチェックリストを使用しながら、それに近づくような建築物工事を進めていっていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁はよろしいですか。

○議員（10番 白根 美穂） 答弁お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 白根議員からもいろいろな御意見を頂いております。私ども担当としましても、なるべく町の方々の御意見に沿えるように尽力してまいりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号大刀洗町就業改善センターハウス改修工事の請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第24号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第5、議案第24号甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

まず、1日目の質疑に対する答弁を求めたいと思います。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 産業課の矢永でございます。よろしくお願ひします。

議会初日に野瀬議員から御質問があった点について、改めて御説明させていただきます。

まず、11業者のうち七、八業者参加している中で参加していないかった業者は入札参加資格要件に該当しなかったから応募しなかったのではないかという点につきましてでございますが、今回、条件付一般競争入札ということで、町の掲示板及びホームページで入札の公告を行っております。入札に参加しなかった業者につきましては、手持ち工事を現在多く抱えている、技術者や作業員の確保が困難であるなどの理由で、入札参加資格要件に該当しないというわけでなく、申込みは先ほど言った理由でされないと判断してあるとこちらのほうでは考えております。

もう1点、工事概要のしゅんせつ工5, 935立米と平面図のしゅんせつ土量4, 408立米の違いはという御質問でございますが、工事概要と平面図の土量の違いにつきましては、平面図の4, 408立米のほうには仮設道下の堆積土量が含まれていないことが理由でございます。通常のしゅんせつ工事によって出る堆積土と、本来よりため池に堆積した仮設道下の堆積土量を合わせた量が、工事概要の5, 935立米となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今、1日目の質問に対してお答えいただきました。分かりました。もう1点だけお願いして、一番最後、11ページに横断図があります。横断図のバツした2番目ですけど、多分しゅんせつ土を持ち上げてセメント系の固化剤を使って取付道路の下のほうに使われるんだろうと思います。だからこういうセメント系を入れた発生土というのはいわゆる産業廃棄物になるのかなと私は思っていたんですが、そこら辺の取扱いはどうなるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

セメント系の固化剤が入っている分が産業廃棄物に該当しないかという御質問でございますが、今回工事で発生するしゅんせつ土に関しましては、産業廃棄物ではなく建設発生土という取扱いになります。廃棄物処理法に関する環境省の通知では、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂、その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物に該当しないということになっております。堆積土にはセメント系の固化剤が混入しておりますが、改良土プラントで受け入れていただいており、プラントでさらに改良されたしゅんせつ土はリサイクル資材として新たな建設場に出荷されますので、セメントが混入している場合でも産業廃棄物には該当しないと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号甲条地区十三塚ため池浚渫工事1工区の請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第25号 甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第6、議案第25号甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 入札制度についてお伺いいたします。

昨年度から入札制度を一部改定なさいまして、最低制限価格等も公表するということで行われております。今回はこの土木一式、それから建築一式についても最低制限価格を公表した上での入札がなされました。最低制限価格を公表するということはいろいろなメリットもデメリットも相当あったと思うんですが、効果的な財政運営を図るという点から見て、行政実施者として最低制限価格を公表したことによる効果や一方で課題というか、そういったものが昨年、今年で見えてきたものか、その辺の所感があればお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。執行部、答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

予定価格あるいは最低制限価格を設定をして、それをあらかじめ公表する、この取扱いについての執行部側としての評価なりの御質問かと思います。

最低制限価格を設定し事前に公表することの一つのメリットは、今かなり資材等が高騰する中で土木業者、建築業者のほうもなかなか積算して、それが受託して利益を得られるのかどうかという判断が非常に難しくなっている状況に、以前に比べればここ数年はあるんじゃないかなというふうに考えてございます。そういう中で、他の公共工事、土木一般ではそうでもないんですけども、建築工事等ではかなり積算時点の価格の見積りと、実際の工事時点についてのいろんな人件費であったり、あるいはいろんな工種の単価であったりが少し乖離した場合等については、結構不落になっている事例が多く見られるわけでございます。特に建築工事とかはそういうのが見られるわけでございまして、そういうリスクを一定回避する意味からは意味があるのではないかなというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほか質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本案に反対の立場から討論を行います。

入札の方法につきまして、議会からの提言も踏まえ、日々改善を図っていただいているについて敬意を表します。また、この所感については、先ほどお答えいただいたとおりです。

さて、行政が実施した入札の結果を原案のとおり認めるかどうかは、議会の仕事となります。先ほどの契約につきましては、入札結果は妥当なものと判断し、賛成いたしました。

一方、本件、それからもう1件の入札結果を拝見してみると、昨年度から最低制限価格を設定し公開しているにもかかわらず、残念ながらそれに見合う結果が出ているように思えません。実は昨年度の入札も同様の構図がありました。もちろん、先ほど答弁にもありましたように、企業である以上は利益の確保が必要でありますから、それから物価高騰、それから人件費高騰という事情もございます。できるだけ利益が出る方向で入札するということは理解できるのですが、本件の入札結果を住民の皆さんにお示しした場合に、一般的な住民感情として納得できるかというと私は納得できないと思います。住民の皆さんのが納めた税を有効に効率的に活用するという議員の立場で考えますと、本件ほか1件の入札結果は住民に説明しがたく、この際議会で否決し、再度の入札を促すべきと考えます。

以上の点から、本案には賛成しかねますので、議員各位の御賛同よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第25号甲条地区十三塚ため池浚渫工事2工区の請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第26号 本郷地区琵琶ため池浚渫工事の請負契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第7、議案第26号本郷地区琵琶ため池浚渫工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

まず、1日目の質疑に対する答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） それでは、議会初日の野瀬議員からの質問があつて、改めて御説明させていただきます。

横断図で仮設道の部分で計画削深より1メートル程度深く改良することになっており地盤が悪かったと推測されるが、どういう考え方で設計しているのかについてお答えいたします。

設計の段階で堆積土が90センチの箇所で地盤の試験を行いまして、その結果、全ての仮設道下で90センチに余裕を持たせた厚み1メートルが必要だとの前提で全ての仮設道を設計しております。しかしながら試験した場所が全体と比べて極端に地盤が悪い可能性もあるので、実際に深く地盤改良する必要がない箇所もあると思われます。改良工事前に直前の状態を調べるため再度試験を行いますので、そのときに地盤改良する深さについては、改めて精査していきたいと考えております。

それともう一点、計画削深より深く改良することで不透水層を壊すおそれがあるのではないかという御質問ですが、耐震調査で行ったボーリング調査の結果、ため池の底に透水性の非常に低い層が3メートルあることが確認されております。今回の工事で設計削深より下最大60センチ程度を攪拌し、土壤改良を行うことになりますが、影響は低いと考えております。

また、攪拌する部分もセメント改良されることになりますので、改良された部分の透水性はさらに低くなるとこちらのほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 1日目の質問に対して答弁を頂きました。ちょっと確認だけさせていただきたいんですけど、計画地盤よりも1メーター程度深く、最初何か掘るというような、掘削をして置き換えるような説明だったんですけど、今の話からすれば、これは置き換えるんじやなくて攪拌するというような言い方をされたと思うんですけど、具体的にどういうことですか。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） お答えいたします。

横断図に記されています図面のオレンジ部分がそこより下の部分になっていると思いますが、そのオレンジ部分を掘削するようにちょっと図面上では見えますが、実際掘削するのではなく、深く攪拌を行うということでございます。攪拌機を使って攪拌するということでございます。透水性が非常に低いから強度が高いとは限りませんので、工事前に再度調査を行いまして、改めて地盤改良の深さについては精査をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号本郷地区琵琶ため池浚渫工事の請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第27号 プリンタ購入契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第27号プリンタ購入契約の締結についてを議題といたします。

まず、1日目の質疑に対する答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 1日目の御質問に対しての回答をいたします。2点ございます。
まず1点目、廃棄費用に関してでございます。

廃棄費用に関しては、年間に出了ほかの機材とまとめまして専門の廃棄業者へ委託しているものでございます。こちらの契約では、今設置している場所から指定の場所まで移動するという撤去の費用、庁舎内指定の場所への運搬まで行うものとするという契約で行っておるものでございます。

続きまして、リコーに機種選定した理由でございます。こちらは、基幹系システムから出力する納付書や不定形の帳票などが動作が検証済み、確実に動作ができますよというふうに検証されているものが本機種となるためございまして、他メーカーの機種ですと安定動作が保証されおりません。設定が困難になるなど導入は困難であると判断したため、今回の契約は、円滑な業務遂行するために機種を指定し入札したものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すいません。これ3ページですかね。みんな見たら、30台まではいかんのか、30台近くを替えるようになっております。今おっしゃったのは、その機種をこのリコーの機種に限定しているのは、いろんな帳票とかそういうのをプリントアウトするのに、不定形なものもあって、できるのはここだけだという説明だったと思います。そうすればこの30台近く、これいろんな各課に置かれると思うんですけど、全部その帳票がそういう形で印刷

をするような形にならないと駄目なのか、そのうちの何台がそういうものを満足すればいいのか。各課全部、今おっしゃっている、お答えになった規格がプリントアウトしないとできないというようにちょっと聞こえたんですけど、そこをまず最初教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 細かいその台数の数字などは今ちょっとここではお答えできませんけれども、各課各業務において、例えばこういった納付書が税の納付書だけではなくて、国民健康保険の納付書もございますし、いろんなところで納付書を印刷する場面が出てきます。また、こういったメールシールのような圧着をしてはがきタイプで出すようなお知らせ等を各課で出しておりまして、いろんな部署でいろんな形のものをお出ししております。紙の種類は全部で27種類ございまして、一つの納付書でしても住民税、国保税、そして固定資産税などという多種にわたりまして、全部を網羅すると100パターンほどの帳票の種類があると認識しております。それがこの30台の中に、ほぼほぼどういった事業でも、こういった納付書であったりというものを出す可能性があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すいません。そうすれば、例えばいろんな自治体が同じような納付書を作っているはずなんですよね。全部リコーでないとできないというお話になるんですかね。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちらの役場のほうで、今大刀洗町のほうで使っている行政システムがございまして、こちらのシステムとの連動性を見まして今回はリコーということになっております。他自治体の場合はまた違うシステムを使っていれば違う機種になってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっと私、そこら辺詳しくないから分からないんですけど、多分ここに今指名されている業者さんに、私が思うには、例えば仕様書を今おっしゃっている帳票とかそういうものが全て印刷できるような仕様書をきちんと書かれて、この指名業者にそれを示して、それぞれ指名業者は例えばキヤノンであったりいろんなものを印刷できるはずなんです。ほかの機種でもそういうふうな対応ができるようにすれば。そういうのをきちんと示して、逆に私の会社はこういう、リコーじゃなくても、富士通でも何でもいいんですけど、キヤノンでもいいんですが、そういう形で提案させていただきたい。幾らですよって。それが本来の入札の在り方かなと思うんですよね。例えば提案型の入札みたいな感じが一番分かりやすいというか、入札

というのは当然透明性を持ったり公平性を持って、しかも競争性と今は迅速性、この4つを言わ
れている中でどうもこういうふうに機種を指定されてしまうと競争性もなくなってしまうし、非
常に公平性も何か欠けてくるような気がするわけですよね。だからちょっとそこら辺が、例えば
今地域振興課で決められたのかどうか分かりませんけど、そういう今おっしゃっているような内
容をきちんと組織の中で、例えば指名審査委員会みたいなところで議論されて、実はこういう仕
様に合うのはここしかない。ほかの業者にもいろいろ問合せしたけど、それはできないか。ある
いは物すごく高くつくとかそういうもの。あるいは先ほどシステムを入れ替えなきやいけないと
おっしゃっているんですけど、私はそうじやないんじやないかなと思うんですよね。そういうと
ころを議論されたかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 先ほどの御質問にお答えいたします。

まず、先ほどから申し上げておりますいろんな帳票がございまして、それにはコンビニ収納で
ありましたとか、QRコードで読み込むOCR形式でしたりとか、いろんな機能が備わった印
刷物になっております。それを念頭に置かれまして、まず違う機種が来た場合、例えば他メー
カーのものが来た場合、それでこういったいろんな規格に対して指定された場所に指定されたも
のがきちんと印刷されるかどうかの検証を行う必要がございます。その検証を行って微調整など
が恐らく出てくるんだろうというふうに思いますけれども、そうなってくると打ち出すほうのシ
ステム側の規格を改修していく、どのぐらい改修するかという検証する必要が出てきてござい
ます。一応こちらのほうで検討するときに他団体の実績等を伺ったところ、大体実績で三、四百万
円程度、その改修費用がかかったというふうに言われております、うちの場合はパターンで
100パターンぐらいの帳票がございますので、そこからの積算になるとは思いますが、そうい
った費用が別途かかるというふうに聞いておりますのと、検証にすごく期間を要するもの
だというふうに聞いておりまして、令和7年度、来年度に基幹行政システムが全国統一化の標準
化になってございまして、今その準備で私どもも大変忙しくしておるわけでございますけれども、
そういったものと並行しながらプリンターを移行していくというところで、今回の場合はそうい
ったものがかかるため、検討した結果、リコー社のものでいきましょうということで決まったと
ころでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 何となく分かったら失礼なんんですけど、要は今使っている
そのリコーの機種、それが今の入れてある行政システム、それに適合してるんだと。だから経費
的には安くなるんだというような話にしか聞こえないんですよね。私は、あくまでもどれがいい

かちうのはちょっと値段がどうかちうのは分かりませんけれど、入札の制度としては、提案型で最終的には今仕様に満たすのはこの機種で、この機種を推薦している例えばA社で金額は幾ら。例えば金額がちょっと高くなつても総合評価方式みたいな形を取り入れればそれが一番適合して、今おつしやつた迅速性もあると。しっかりとちゃんと動きますよとか、そういうことを総合的に評価した結果がこの業者なんですよということであれば、そうだなと思うんですけど、これはあくまでも製品はもう既に指定してあると。これはいろんなベンダーが入って競争しているというか、競争になつてないような気がするんですよね。ほとんど決まったものをあなたの会社は幾らで購入できるとですかという話、ちょっと言葉が悪ければ申し訳ありません。そういうふうにしか見えないということからすれば、これ競争入札になじむんですか。素直にちょっと疑問に思ったものですから、仕様書を読ませていただくと、もう既にこの機種に決まっていて、先ほど説明されていた、決まつたいきさつが非常に大事かなと僕は思っていたんですね。だけど頂いた仕様書を読む限りは、もう既に何も書かなくて決まったような感じになっていますから、そういう面から見たらこの入札って適正なのかなって単にそういうふうにちょっと感じたんですけど、そこら辺は町としてはもう致し方ないというような考え方であれば、そういうふうな見解をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけど。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） プリンター購入で予算のときのお話をさせていただきたいと思います。

RKK、今使っておりますシステムと今実際にリコーを使っております。そのときにリコー以外だといけないのか、リースとかできないのかという話も含めて予算査定のときは行っております。そのときに確かにほかの機種とかそういったものを買うことはできる。ただ、リコー以外をすると結局、先ほど村田課長のほうが申したように、買うそのもの自体は同じ値段で来たとしても、今度は今入れているベンダーさんに微調整で必ずしていただく作業が出て、その分の追加費用が必ず必要になってくるので、その分も含めて値段的には高くなっていくということでしております。

また、リースについても検討という形をしましたけれども、リース自体大体5年程度です。今回入札で落ちた金額よりも高いような、1,200万ぐらい程度が5年間というお話をございました。今使っているプリンター自体は、——今現在使っているものでございます——は11年買取りで使っております。もうちょっと不具合が多くて保守にずっと来ていただいていて、職員のほうの印刷等にも支障が出てきておりますので、9月で保守のほうはこれを切りやめて、10月からはこの新しいプリンターを使うような計画という形で予算査定のときにしておりますので、保守自体も9月で今あるプリンターは切れるような形となっております。そういった話を予算査定のときにして、このリコーの機種でそのまま今現在のものと同じものを入れるのが一番安

くて入れられる。また、ほかのシステム等を扱わずに入れられるのではないかというところでこのプリンターに決定したところです。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません、しつこいようで申し訳ない。2点だけお尋ねします。

今入っているベンダーさんは、この指名業者の中に入っているのかどうかというのをちょっとまず教えていただきたいということですね。

それともう1点は、私が質問しているのは、入札のそのやり方を問うているんですよね。単純に機種を指定して、それを競争入札というのは、本来の入札の仕方じゃないんじゃないかということをただ言いよるんですよ。本来はそうじゃなくて、私は総合評価方式とかプロポーザル方式とか、そういう形で今おっしゃった、ずっと答弁なさっていることで、最終的にこの機種が一番安くてベンダーもしっかりしたところで確実に仕様に書いていることが遂行できるんだ。だから結果的にはこういうふうになりましたって言うとだったら、何となく住民の方にも説明がしやすいんですけど。最初からこの品物を買ってくださいって、あなたとあなたとあなたに買うってきてって言わっしゃるとこに一番安いところに決めましたって、単純に言えばそういう話なんですよね。指名されている業者にとって何ら競争性も出てこないような気がするものですから、決まっているこの機種がどうという話をしているわけじゃございませんで、もうちょっとそこら辺を入札に当たっては詰める必要があったんではないですかということをただお尋ねしているだけでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長の2点の質問について、答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） まず、このシステムの会社がプリンターの入札に入っているかというのをございますが、この指名業者の中には入っております。今回も落札しておりますRKKシステムのほうがプリンターも落札しておりますし、入っているシステムのほうもなっております。

また、こちらの指名を決めたときには、実際に今まで入札等で応札した業者という形で、落札等も含んだところで今まで実績のある業者という形で5社選んだところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） では、野瀬副議長の2点目の御質問、よりよい入札制度に向けてという内容で答弁のほうをさせていただきたいと思います。

副議長がおっしゃられるように、より適正な入札、あるいはよりよいものを選定するという手法の一つとして提案型、プロポーザル方式での入札の実施というのは、一定有効性があるというふうに考えております。これまでも町のほうで例えば重要な案件とか規格を競うようなものにつ

いては、公募型のプロポーザル方式での入札を実施してきたところでございます。ただ、今回のプリンターの更新については、総務課長が答弁申し上げましたように、9月末で現在の保守が切れるということで、一定早く納品をしていただく必要があるというところもございました。プロポーザルをするに当たりましては、一定その業者を募集したりとか、審査をしたりという形で選定にどうしても通常の入札よりも時間がかかるといった側面がございます。一方、納品をできれば9月中には必ずしないといけないという状態を見た中で、今回、同等品不可という形での指名競争入札という形を選定させていただいたところでございます。

地域振興課長等からも答弁しておりますように、今回同等品不可としたこの機種を指定するに至るにはこれまで御説明をしてきたところでございますけども、だからといって今後の入札のやり方として、機種指定ばかりでいくのではなく、副議長がおっしゃられましたように同等品も可とする、あるいは同等品も含めて機種の同じような性能を持つようであれば広く募集をしていくような形をしていくのが原則ということでございます。ただ、やむを得ない事情として今回、指名競争入札をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 私はいいです。

○議長（高橋 直也） 6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番の安丸です。野瀬副議長部分と重複する部分もあるかと思いますが、要は何を言いたいかと申しますと、やっぱり発注者側の仕様書の作成について、やはり今回、いろいろと指摘がされているかというふうに私的には思っております。というのが、やはり発注する側が、多数ある機種の中で機種を指定して仕様書作成というのが前提になっておりますから、今、福岡財政係長の答弁の中にもあったように、発注者側が求める機種の仕様、もしくは同等の性能を持つ機種というふうな発注の仕方になればそういう問題もなかったかというふうに思っております。例えば同等の機種といってほかのメーカーを持ってきたときに、おのずと基幹系のシステム改修が伴うというふうに思いますけども、例えば発注する仕様書の中にシステム改修が伴えば、納入業者においてその費用は見るとか、そういうふうな発注側の仕様書になれば、公平性、透明性は担保できるんじゃないかなというふうに思っておるところです。ですからどうしてもこういうふうに町のほうが発注する場合、複数のメーカーがある場合は、やはりできるだけメーカーを指定しないというか、こちら側が求める機種は実際的にはリコーさんかもしれませんけども、そういうのは前もって指定するというのが変な誤解を生むんじゃないかなというふうに私的には思っております。その点についての、この議案の入札後の問題じゃなくて、やはり発注者側の入札に臨むというか、それに対する考え方になりますけども、そこら辺いかがでしょう

か。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えします。

先ほど来の野瀬議員の質問にも関連するんですけれども、議員各位の御指摘は心情的にはすごく理解できます。ただ、現行のシステムを前提とした場合に、経済性があつて安定的かつ確実に業務が遂行できるようにということで今回このような御提案をしているんではないかと思います。一番の問題は、今回はプリンターの購入ということなんですけれども、いろんなシステム全般にわたりましてそれぞれの自治体がそれぞれの仕様でそれぞれのベンダーにシステムを発注しているというのが一番のネックでございます。ここが、これまで我が国においてはそれぞれの自治体のシステムというのはそれ各自治体任せでございましたから、全く統一されてございません。外字にしてもそうですし、いろんな帳票についてもそれぞれの自治体が自分たちが一番使いやすいように独自にカスタマイズしてございます。そういうこともございまして、今多くの自治体、ほとんどの自治体がベンダーロックにかかっていると。それがいろいろな自治体における、こういう情報関連の改修なり何なりするときにどうしても高止まりになる、不経済になる、競争性が確保できないというのが一番の問題であろうかと思ってございます。そういうこともあって今このほうにおいて基幹システムの標準化というふうな作業も行っておりますし、あるいはそれぞれのベンダーが開発したものであったとしても、そこのシステムの要は設計図というか、そこはオープンにするんだと。その設計図は発注者方が持つんだという方向に変えましょうということで、今、日本全体としてかじを切り始めたところでございまして、そこがある程度多くの自治体なりで、それぞれの自治体がそれぞれの独自の様式にこだわるのではなくて、全国の自治体が同じようなシステム、同じような様式になってくれれば、今回のようないろんなシステムなり、機器購入に伴うこういうふうなことは解消されるのかなと思ってございますが、ただ、そこが残ったままやると、もちろん仕様書を丁寧に作るというのはあるんですけども、どうしても移行料というものが発生してまいりますので、その部分をどうするのか。業者側にベンダー等の移行料の部分を後で調整して入札に参加しろというのは結構ハードルが、入札事業者にとっては大変高いハードルになるので、そうなると現行の機種をベースにしたところでないと応札がないのではないかという気がしておりますし、議員各位からの御指摘は本当に心情的には分かるんですけども、実際上の実務を動かす上でそこの大本をえていかないとなかなか難しいというのが現状だというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいまの町長の答弁の中であったように、全国的な標準化という流れは分かります。ただ、現行のシステムが入っている以上それで町も動いていかざるを得ない。

ですから、申し上げているのは、応札してくる業者が町の仕様書をこれで見たときには、この一社しかないねという判断で入ってくると思うんです。それはそれでいいんですよ。応札業者の判断ですから。だから発注する側がメーカー指定をするんじゃなくて、先ほど来言っているのは、こちらが求める機種同等のものと。ただし、それに伴ってシステム改修を伴えば納入業者さんの負担で見てよねとなると、その応札してくる業者はおのずとこの指定してある一社の機種を選んでくるはずなんです。だからそれが入札だろうと思うんですよね。だから、発注する側の考え方として最初から一社を指定するとなると、どうしてもシステムに入っている業者のほうが強くなるという表現はまずいかも分かりませんけども、やはり入札制度からするとかなり有利になってくる。ですから、そういうことをやはり今後プリンター購入だけじゃなくて、やはりパソコンであったり、ほかのいろんな入札、いろんなメーカーが出している機種を購入する場合が出てくるかと思いますけども、発注者側の仕様書の作成に当たってはそういうところを考慮して、公平性、透明性があるような仕様書の作成に取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 議員の質問と、それから町長さんのお答えもよく分かりました。そうしますと、やはりロックがかかると。となるとやはりどうしても独占禁止という単語が頭をよぎってしまうわけですよ。それで、現状のように例えばシステムとプリンターが別々の契約であるとすれば、むしろ逆にベンダーさん、システム業者さんのほうに一般的なプリンターに合わせていく義務というか、そういう契約がもともと必要ではないかと思うんですけど、そこら辺の契約についてはどうなっているんでしょうか。先ほどの御説明だと、この機種を変えるとシステム改修が追加にかかると言うけど、当然いろんなプリンターが更新で行うことになれば、それに対応するシステム改修というものが当然システム業者さんのほうに含まれるというほうが正しい契約じゃないかと思うんですけど、そこはどうですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

当然その納入しているシステムのベンダーさんとの改修の契約になってまいります。ただ、どういう改修が行われるのか、あるいは機器の公開更新がどの時点でどの規模で行われるのか、そこがあらかじめお示しできないと元々の大本のシステムの導入に際しての仕様書なり契約ができないので、やっぱりそこは個別の改修が必要になった時点でのベンダーさんとの改修の契約になっているものと現在のところ理解してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど町長さんもおっしゃるようにロックがかかっていると。実際的

には業者さんの都合に合わせた特定の機種を指定するのが一番コスト的にかからない。今回の入札結果を見ますと、いわゆる当事者さんが入札に参加して、結果的に当事者の方がお落としになるという点では、やはりちょっとここはいろんな問題があるのは承知していますけども、健全ではないのではないかなと思いますが、例えば今後について、もちろん国がいろんな方針変更をやっていくんですけども、今後何か考えていくというお考え等が、入札やそういう契約内容、そこについてお考えになるというお気持ちがあれば少しお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来の答弁と重複するところもあるうかと思いますが、基本的にはベンダーロックを解除する方向に持っていくというのが一番大事だと思っていますので、そういう方向になるようにこれまででもできる範囲でやってきたところですし、今後とも国の動向も踏まえてそういう方向に持っていきたいと私自身は考えてございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほか質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号プリンタ購入契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第28号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第28号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第29号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第29号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 総務課の松元です。提案理由及び内容について御説明いたします。

議案第29号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,903万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和6年6月14日提出。大刀洗町長、中山哲志。

まず初めに、歳出から御説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページとなります。裏から2枚目の裏側となります。

歳出の主なもののみ説明させていただきます。

1款1項1目議会費17節備品購入費、議会の映像等の設備機器の購入に66万6,000円計上いたしております。

次に、2款2項2目賦課徴収費22節償還金利子及び割引料といたしまして、町税の還付金に885万9,000円、町税の賦課加算金として420万8,000円、合わせまして1,306万7,000円を計上いたしております。

次に、3款1項16目価格高騰重点支援地方交付金・定額減税一体支援の事業費でございます。3節で職員等の時間外を124万3,000円、12節で委託料といたしまして、システム改修委託料として203万3,000円、コールセンターの業務委託といたしまして590万円計上いたしまして、793万3,000円を計上いたしております。

同じく 18 節の負担金補助及び交付金は、価格高騰重点支援金の調整給付分といたしまして 7,800 万円を計上いたしております。

前のページ、歳入をご覧ください。

14 款 2 項 1 目 総務費国庫補助金 5 節 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。こちらのほうは給付事業費分といたしまして 7,800 万円、給付事務費といたしまして 917 万 6,000 円、合わせましてここから 8,717 万 6,000 円を計上いたしております。

また、18 款 1 項 1 目 基金繰入金 1 節 の財政調整基金の繰入金といたしまして、1,392 万 9,000 円といたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 4 ページの歳出の中の賦課徴収費でございます。この町税還付金及び加算金が 1,300 万円ほど計上されております。これにつきましては、一昨年度でしたか、大分以前の、およそ 30 年近く前の固定資産税の賦課について一部誤りがあったということで報告を受けました。ただ、全件を調査するには通常業務をこなしながらやらざるを得ないので、いつになるか分からぬといった当時御説明も頂いたかと思います。今回全件が判明したということですが、一つは、それに至る過程についてちょっと御説明いただけないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） では平山議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、令和 4 年度にまず 2 件の課税誤りのほうが判明いたしました。

まず 1 件目が、令和 4 年 10 月 25 日に法務局からの土地登記済み通知書の送付。1 週間後の令和 4 年 11 月 1 日に、また土地登記済み通知書が送付された際、登記異動の作業を行っているときに住宅用地の適用漏れが判明した次第でございます。これに基づいて、この 2 件については、令和 4 年度におきまして補正予算を組ませていただきまして、町税の還付、還付加算金の支払いを行ったところでございます。その中で今回、令和 5 年度におきまして住宅用地の検証地図の作成の業務委託のほうを議会に承認していただきまして、機械的に G I S のデータ上、土地と建物の突合を行っております。土地につきましては、宅地のほうが 8,897 筆、その上に建つておる一般住宅、もしくはアパート等の共同住宅が 4,115 件ほどありましたので、こちらの方の突合を行っております。その結果、15 件ほどのエラーが発生してきたところで、現地確認を行いまして、12 件の課税誤りが判明したという次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。

それから本来5年分還付であるけれども、町が要綱の中で20年分還付するということで、それに基づいて還付なさるというふうに聞いております。12件の方々は、本来支払う必要のなかった固定資産税を払った。しかも20年以上にわたってというふうになりますので、町として誤って徴収なさった世帯に対しては、十分に説明なり、納得がなされているものかということ。それからもう一つは、時効にかかるて還付できなかつた額もあるかと思うんですけど、それが幾らになるのか、その辺も分かればお示しいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） まず、課税誤りの納税者に対する対応でございますけれども、調査が終わってから6月5日までの間に全件を訪問いたしまして、課税誤りについて制度の説明と還付金、還付加算金についての御説明を行つたところでございます。

2点目におきまして、還付につきましては地方税法上5年間が遡って還付加算金を支払いすればいいことになっておりますけども、先ほど議員が御指摘いただきましたように、本町におきましては、大刀洗町固定資産税返還金支払要綱というのを定めておりまして、20年に遡って還付するという形になっております。今回お願いしている補正につきましては、この20年分までを遡ったところでの補正をお願いしておるところでございまして、それ以上の還付金の払い過ぎの金額については、現在手元に資料がございませんので、ちょっとお答えができない状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） くれぐれも、これは町のぼかですよね。だから対象者の方には誠実に対応することと、やはり取り過ぎてもう返せなくなったという額が幾らあったか、いわゆる町が不当に住民の財産を町のミスによって頂いて返せない、その額が幾らになると。これについてはやっぱり再発防止をかけていくという観点が必要だと、幾ら取り過ぎて返せていないと、町が、これ大事だと思うんです。それに基づいて今後どういう再発防止を図っていく、人員の充実を図っていくかというのが大事だと思うんですけども、その辺はやっぱり全庁で、庁舎内でも幾ら返せなくなったという額をきちんと算出した上で前後策を考えていくのも必要だと思いますが、町長さん、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

もし間違った認識をしていたら訂正をしていただきたいんですけども、まず今判明している町税の還付金については、全件今回お願いをしているものだというふうに認識してございます。かつて家屋があって、もう今取り壊されて、もし過誤納があったとしても、それは現時点では把

握できませんので、現時点でG I S等で突合をして把握できた件数について、今回町税の還付金をお願いしているものだと私自身は認識をしてございます。それで20年といいますのが、その過誤の発生時点が例えば10年前、20年前、30年前あったとして、それは現時点で把握できている分についてこの町税還付金で還付をするんですけれども、その町税還付加算金、過去にわたくって法定利息の分なりというのは、20年までしか遡求しませんよと。加算金を除く分については、今回精査して判明した分については、全件、今回の補正でお願いしているものと私自身は認識をしています。違っていたらちょっと修正してください。

○議長（高橋 直也） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） 今町長のほうから答弁があったとおりではございます。20年を超えている分の計算につきましては、システムの関係でまだ出ておりませんので、これはこちらのほうでも調べられるものかどうか、調査したいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 重大な課税誤りがあったわけですから、そこを調べていただくのと、発生した原因、当時、大分昔になるんでしょうが、発生した原因と再発防止のための対策というのは、やっぱり町長さんを中心にお示ししていただくということは必要だと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） 再発防止についての御質問でございますけれども、当時どのようなチェック体制であったのかというのが、20年ほど前のことですので、今ではちょっと分かりかねているところがございます。現在の体制では資産税係のほうが2名おりますので、その2名で、1名が入力をして、1名がチェックをするという体制を取っております。この令和4年の発覚後につきましては、会計年度任用職員を1名雇っておりますので、3人の体制でチェックをするような今現在、体制を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 6番、安丸です。補正予算書に関連する、後ろから4ページになりますけれども、3款1項16目の物価高騰重点支援地方交付金の関係です。

先般の全協の中で担当課長のほうから説明の中で、減税で引き切れなかった分を給付金として支払うということあります。18節のほうには7,800万ほどの計上予算がありますけれども、その該当的な人数といいますか、どれぐらいの方になるのかお尋ねをします。

○議長（高橋 直也） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

今回の分につきましては、税務課のほうから資料等を頂いております。そして該当する概算として約3,500件ほどあるのではないかというふうなことで予算を組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時52分

.....
再開 午前11時02分

○議長（高橋 直也） 引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 4ページ、先ほど町税賦課のことを平山議員のほうからも聞かれただんですけど、令和4年度に最初は2件ぐらい見つかってということで、非常に大変な中に作業されていつになるか分からんというのを、すぐ今回12件が分かりましたという、非常に努力されたんだろうということを非常に評価したいと思います。

あとちょっとお聞きしたいのは、これ12件があつて、G I Sを入れられてそれを基に検証地図みたいのを作られたということで、手作業でチェックされたみたいなお話をうたうんですけど、毎年、法務局ですかね、登記所から通知が来ているのを手作業でチェックしてあるということですけど、そこをもう少し合理的に何かできるような方法というのはないのか。今後の対応としてですね。一応今は検証地図でチェックして12件さらに分かったということで、今時点ではこれ以上ちょっとないと思ってあるんだろうと思うんですけど、またあとそういう、要は法務局からの登記書なんかが送られてくるものに対して、そういうG I Sを使ったようなシステム的に何かチェックできるようなそういうことができれば、多少お金がかかるかもしれませんけど、もうちょっとしっかりとしっかりチェックができるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺どう考えてあるんですかね。

○議長（高橋 直也） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） 野瀬副議長の御質問にお答えいたします。

私たちといたましても、機械的にエラーが出てくるようなシステムがあればこのような事態は今後起きないんではないかというところで、システムのベンダーのほうにもちょっと確認をしたんですけども、そういう機能はちょっと持ち合っていないというようなお返事で、システム改修のほうもできないということで、ここはもう人の目で確実に見ていくしかないという御

回答でございましたので、今後、間違いのないような体制づくりといいますか、複数の目でチェックをしていくというようなことを継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（高橋 直也） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（高橋 直也） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第4回大刀洗町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午前11時07分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 6月14日

議長 高橋直也

署名議員 平山 賢治

署名議員 河野 政之